

屬たり。況や今大政日新、一民も其臣に非ざる莫きを以て、彌よ撫恤を務む。一の野蕃我王臣を害するを見ては、我君、保民の權を用て専ら其冤を伸べざるを得ず。而して琉人を我國人と謂ふ何ぞ妨げん。且問、貴國官吏既に琉民を救恤すと云ふ、不知、其暴殺を行へる生蕃をば如何處置せられしや、』と詰め寄つた。これは確に急所を衝いて居る。然るに、これに對し清國側では、生蕃は化外の民であるからこれを放任してあると答へたので、柳原は直ちに我方の決意を堅く傳へ、『彼蕃他國の漂民を掠殺せしこと凡そ幾多次有れども、貴國會て之を處分せず、蕃益々横暴なる故、今若し他國に之を征せられなば、豈惟蕃地のみならん。即ち府縣を置たるも、或は貴國の有と爲らざるべし。此後、殺人の故を以て此島を外國に佔據せられ、安南の佛領・廣東の瑪港・香港、及び魯の得たる黑龍江一帶より我國北蝦に波及せし如くなりなば、我南海中に復た一の患害を滋し、諸島の危を致す。是を以ての故に、我政府直ちに往て之を征せんと謀る。』といひ、更に語を繼いで、それではあるけれども、副島外務卿は、『兩國の好誼を保重せんが爲に姑く衆諍を制し、此奉使の便に因て貴政府に明白し、其猜疑を避け、然して復化外の地を理すれば、全く貴國に干渉せず、優越の憂無る可し。(中略)且、我が國勇敢膽略之士、琉民遭害の事を聞く者、皆爲めに切齒の憤懣胸を填めたり。政府

問罪を策して此氣を消散せしめざれば、勢必激亂して滔々乎平防ぐ能はず、境を越え寇と爲らん事、日を待たざるべし。是亦兩國端なく和を傷ふの源にして、其斷を防がざる可らず。萬一爰に至り兩國の和を傷はしめば、則我皇帝今日我大臣〔副島外務卿〕を遣し、貴國皇帝を聘問し換約締好する、畢竟何の用に屬するや。是我が大臣の公心上より來る一團の好意也。請ふ之を諒察せよ』と論じた。

このときは右の程度の接衝にて相別れ、何等の結論をも得るところが無かつたが、この談判に列座したる前記の孫士達が同夜、わが鄭永寧を招いて意見を交はして居る。その對話要旨を見ると、清國は日本の決意がすこぶる強硬なるに驚愕し、爲すところを知らざりしもの如くである。即ち孫曰く、『柳原氏言論峻烈、人をして愕然せしむ。生蕃の一事、日來會て説話せず、今日突出せし故、老衰の大臣等率爾に答話する甚迂濶、我頗る心を傷ましむる也。』といひ、また『貴國の臺灣に事有らんとするは、早く新聞紙を閲て之を知れり。抑生蕃は映舌狼性常に深山の中に居り、據險負嶠の勢、人を見れば即ち殺し、以て快事と爲す。米國前年之を討て勝たず、此れ其覆轍、豈鑒みざるべけんや』とて、暗に日本の討蕃は恐らく成功し得ないだらうから中止したが宜しからうと申し入れた。しかし、わが鄭書記官は一層

強く我方の態度を闡明し、『我國の土生蕃嗜殺の事を聞き、一は憫惻し一は懼慮す。其憫むは、教化を施す者なく人道を知らざるなり。懼慮するは、殺人の故を以て他日外國に彼地を占據せられなば、我南海中に一の患害を滋し、』云々と柳原の述べたるところを繰り返して切言して居る。

このやうな次第でこの度の接衝は何等の結論にも到達せず、物別れとなつたわけであるが、しかし我方としてはこれに依つて蕃地が清國化外の地であるといふ有力なる言質を得たので、この點からは大なる成果を收めたと謂ひ得る。それで副島外務卿の如きも歸朝するや右の理論を以て蕃地出兵を唱えたのであつたが、たゞ／＼同年十月九日征韓論が破裂し、副島も他の同志と共に野に下つたので、姑くはこの事件も自然放任の姿にならざるを得なかつた。

以上に依つて見るに、わが國の生蕃を討撫したる原因は蕃人がわが漂流民に危害を加へたのが發端となり、これに對し清國が十分の責任を採ることをせずして、化外不理の地なりと逃げたので、然らば日本の手に依つて彼地を皇化に浴せしめ、且つ又今後この種の事件が續出して臺灣を支那の他の各地に見られる如き外國の占領するところとなる如きことがあれば

日本として重大なる脅威を感じる虞れなしとしない、といふのが生蕃討撫の原因である。われわれは茲において何時も乍ら支那外交の優柔不斷と、明治外交の積極進取なるを強く感ぜざるを得ないのである。

- 1) 大日本外交文書、第七卷、第六〇頁。
- 2) 大日本外交文書、第七卷、第一六七頁。
- 3) 清澤潤氏『外交史』第一九三頁以下。丸山國雄氏『日本近代外交史』第八〇頁以下。
- 4) 大日本外交文書、第六卷、第一七七頁。
- 5) 渡邊幾治郎氏『近世日本外交史』第九一頁以下。
- 6) 大日本外交文書、第六卷、第二〇八頁以下。

## 一一 臺灣出兵の準備

征韓論の破裂により上下大混亂に陥りたる政界も間もなく落付き、政府の陣容も再建せられ、副島の後を襲ふて寺島宗則が外務卿に就任したので、兼て生蕃討撫の決意を固めたる政府は愈々その準備に着手することとなつた。それは明治七年早々のことである。そこで、事實上政府を牛耳れる大隈重信・大久保利通の兩參議は、同年一月上旬に臺灣蕃地處分に關す

る取調べを命ぜられて居たので、二月六日に至り前後九箇條より成る『臺灣蕃地處分要略』なるものを上陳した。その概要は次の如くである。<sup>1)</sup>

第一に、臺灣土蕃の部落は清國政府の政權が逮ばざる地であつて、その證據は、從來清國にて刊行の書籍にも明かであり、殊に昨年前參議副島種臣が渡清の節の清國官吏の答辯においても明かであるから、臺灣は無主の地と看做すべき道理が十分に備つて居る。就いては我が藩屬たる琉球人民が殺害されたのを報復すべきは日本帝國政府の義務であつて、討蕃の公理もここに大基を得る。然して處分に至つては、着實に討蕃撫民の役を遂げるを主とし、その件につき清國より一二の議論を提起することあるを用意しておかねばならぬ。

第二に、北京に公使を派遣し公使館を備へ、外交を擔當せしむべきである。清國若し琉球の所屬に就き論することがあれば、即ち昨年出使の口蹟に照準して琉球は古來わが帝國の所屬たることを論明し、並びに現在いよ／＼わが皇恩に浴しつつあることを明かにすべきである。

第三に、清官若し琉球が自國に遣使献貢するの故を以て、琉球は日清兩國に兩屬する等の主張をなせば、これを顧みずその議に應じないがよろしい。何となれば、琉球を控禦するの實權はすべて我方に在り、且つ清國への遣使献貢の非禮を止めしめることは、追て臺蕃處分の後に斷行する積りであるから、いま空しく清國政府と辯論するのは不可であるからである。

第四に、臺灣の處分につき清國政府より申入れをなし來らば昨年主張を固執し、どこまでも蕃地には清國の政權が逮ばざるの證據を擧げて動ぜざることとする。若し土地連疆の故につき論すべき問題を生ずれば、我方は和好的態度を以て處理すべきであり、ただ時日遷延の間に即決をなし、以て和を失はざるの機謀交際の心掛が大切である。

第五に、土蕃の地は無主の域と見做すけれども、清國の版圖と犬牙接連して居るから、隣疆の關係生じ葛藤が起るかも知れない故に、福建省に屬する臺灣港に領事一員を置きて淡水事務を兼轄せしめ、征蕃のときに方りて船艦の往來に關する諸用を辨せしむべきである。且つ又、右の職掌の外に、臺蕃の處分につき清國地方官との接衝を擔當せしめ、努めて清國との和好を維持するのが良策である。尙、この領事には清國視察福島九成を任すべきである。

第六に、領事は蕃地の征撫に關係しない、と同時に征撫に任ずる者は應接に關與しない。これ蓋し、その權限を明かにし清國との和好を維持せんが爲めである。若し重大な事件に關

してはこれを北京在勤の公使に傳致するを可とする。

第七に、福州は福建の一大港であるけれども、臺蕃處分の便路は臺灣及び淡水を要地とする。且つ福州には琉球館があるから暫くこれを度外に置き、清國の嫌忌を避けるのを可とする。

第八に、福島九成・成富清風・吉田清貫・兒玉利國・田中綱常・池田道輝の六名を先づ臺灣へ發遣し、熟蕃の地へ立入りて土地の形勢を探偵し、且つ土人を懷柔緩撫せしめ、他日生蕃を處分する際の諸事に便ならしむべきである。

第九に、探偵の心得は、熟蕃の地琅瑤社寮の港より兵を上陸せしめる豫定に付、兼てこの邊の地勢その他停泊・上陸等の便利なることに注意すべきである。

大久保・大隈兩參議の右上陳は要するに生蕃の地は清國の領土ではないから斷乎としてこれを討撫すると共に、清國とは出来る限り事を構へず和好的態度を維持せむとし、そのために北京へ公使館を開設したり臺灣へ領事を駐在せしめたりしやうとするものである。かくて政府の大方針はこれに依つて定まり、出兵のための具體的準備が急がれることとなつたのである。

すなはち、三月二十五日に外務少丞平井希昌を臺灣生蕃處置取調員とし、御用中は陸軍省への出仕を命じ、また後に詳述する如く外國人を顧問として雇入れ、四月四日には蕃地處分のため蕃地事務局が設けられて參議兼大藏卿大隈重信をその長官に据え、次いで十三日にその分局を長崎に設置した。尤も事務局は同月十九日に太政官正院へ移轉して居る。

これと共に柳原前光を清國駐劄全權公使に任じ、四月四日次の如き國書が發せられ、柳原公使は生蕃問題が解決せざるために容易に清帝に謁見し得ず、漸くにしてこれを十一月二十九日に至り、清國皇帝に謁見の際捧呈した。

大日本國大皇帝敬テ

大清國大皇帝ニ白ス客秋換約ノ使歸リ載チ復書ヲ得竝テ腆儀ヲ辱クシ具サニ厚意ヲ悉ス易ソ欣悅ニ勝ン茲ニ我親臣柳原前光職ヲ外務ニ奉シ貴國ニ往來スル已ニ四載ヲ經テ能ク兩國ノ好ミヲ贊ス朕之ヲ器重ス乃チ特命全權公使ニ陞任シテ貴國ニ駐劄セシメ以テ交渉事宜ヲ掌ラシム前光人ト爲リ忠實篤厚胆勉事ニ從フ朕其能ク職ニ堪フルヲ知ル冀ハ

大皇帝幸ニ寵眷ヲ垂レ時ニ陛見ヲ賜リ其朕カ命ヲ以テ陳述スル所有ラハ善ク爲メニ聽納シテ其職ヲ供セシメンコトヲ用テ茲ニ敬テ白シ並テ

大皇帝ノ多福ヲ祈ル

神武天皇即位紀元二千五百三十四年

明治七年四月四日

御名 大日本  
國 暹

奉勅 外務卿 寺島宗則

次いで四日後の四月八日には特に柳原公使に對して左の内勅を下したまふた。柳原の責務いよ／＼重大なりと謂はねばならぬ。

内 勅

特命全權公使 柳原前光

一明治四年十一月我琉球ノ民漂流シ臺灣ノ蕃地ヘ至リ土人ニ劫殺セラルル者五十四名又六年三月我小田縣下備中淺江郡ノ住民佐藤利八等四名漂到シテ又土人ノ爲メニ衣類器財ヲ掠奪セラル其暴ヲ爲スヤ如此其土人蕃域ヲ分チ嶋ヲ負ヒ暴ヲ恣ニスルヤ久シ然レトモ清國ノ政權達ハスシテ其化外自肆ニ任セシヘ邇年米國政府ノ所行ニ因テ徵知シ且去年特命全權大使副島種臣ヲ清ニ遣シ換約ノ際曾テ此事ニ談及ホシ該國大臣ノ所答ニ据リテ證據判然タリ若シ棄テ問ヘスンハ後患何ソ極ラム今膺懲ヲ行フ意ハ野蠻ヲ化シテ良民ヲ安スルニアリ敢テ釁隙ヲ隣國ニ開クニ非ス公使トシテ清國ニ駐スルノ際論此事ニ及ハハ宜ク此意ヲ以テ答フ可キ事

一清國ノ政權蕃地ニ逮ハサル如此蕃人兇暴我民ニ加フル是ノ如シ我今務テ安民ノ義ヲ行フ詎ソ他國ノ異議ヲ容ンヤ但蕃地ハ清國府縣ノ地ト接壤スルヲ以テ恐クハ干係ヲ生セン其尋常當務ヘ我派遣スル理事官ノ責任ニ歸ストイヘトモ事若シ至重ニ涉ラハ公使ノ職ニ據リ須ク關切辯論シテ始終兩國ノ和好ヲ保護スヘキ事

一琉球藩ハ自昔我控御スル所ニシテ既ニ冊封ヲ奉シ政化ニ服ス其清國ニ貢キ以テ貿易ヲ營ム如キハ未タ舊套ヲ脱セス若故ニ縁テ或ハ疑義ヲ來サハ須ク該藩從前我ニ歸服スルノ證例ヲ辯明スヘシ事兩屬等ノ名ニ涉リ枝節ヲ生スヘカラサル事

臺灣ノ事ニ係リ以上各件ヲ調論ス若シ事情ノ意表ニ出テ至重ニ涉ラハ政府ノ指令ヲ請ヒ進止遵行スヘシ

明治七年四月八日

御名 御 璽

奉勅太政大臣 三條實美 花押

これと時を同じふして領事福島九成に對しても右 御内勅とほぼ同趣旨の内訓が寺島外務卿より與へられ、福島は四月二十七日有功丸にて長崎を出帆し五月三日厦門に到着して居る。

以上を以て外交措置に關する準備が整つたので、更に進むで政府は軍事上の準備を整へる

必要があつた。そこで四月四日には、既に陸軍大輔陸軍中將西郷従道を以て臺灣蕃地事務都督に親補せられ、凡そ陸海軍務より賞罰等の事に至るまで委するに全權を以てせられ、(1)我國人を暴殺せし罪を問ひ、相當の處分を行ふべきこと、(2)彼れ若しその罪に服せざれば臨機兵力を以てこれを討伐すべきこと、(3)爾後わが國人の彼の地方に至るとき土人の暴害に罹らざるやう能く防制の方法を立つべきこと、の三箇條を遵奉し、黽勉從事、能くその成功を奏せよとの御親勅を賜はつたのであつた。<sup>9)</sup>のみならず、明治天皇は更に翌五日に西郷都督に對して特諭を下したまひ、以てその遂行すべき職務の具體的準繩を示したまふたのである。<sup>10)</sup>

この特諭は全部で十項目より成り、(1)第一着眼とすべきは、土人の服従せざる者は専ら恩恵を以てこれを懐け緩するにありと雖も、若し抗敵し服せざるにおいては兵威を以てこれを制壓すべきこと。(2)鎮定後は漸次に土人を誘導開化せしめ、竟にその土人と日本政府との間に有益の事業を興起せしむるを以て目的とすること、但しこの場合においては支那政府との關係および後來の利害等を詳細に 上奏して命を乞ふべきこと、(3)彼地に手を着けるに方つては、支那人及び他の外國人の妬猜の念を引起し我が所爲を妨ぐるることなからしむるやう注意すべきこと、(4)若し支那政府より異議を起すことがあつても之に關係せず、わが北京駐在の

公使より應接に及ぶべき旨を以て答ふべきこと、(5)着手の際に臨むで便宜支那人及び他の外國人を備役すべきこと、(6)一行の役員中において少しも不和を生ぜしむることなきやう注意し、何事も必ず協同商量せしむべきこと、(7)李仙得(これは米國人リセンドル)を以て輔翼たらしめるから、その考案を問ひ、且つ土人を懐服せしめ、また支那の地方官或ひは他の各國領事に對して應接等の事項を掌らしむべきこと、(8)支那管轄地と犬牙錯雜する處は能くその經界を明にし、彼をして我より侵略するの嫌疑を生ぜしむること無きに注意すべきこと、(9)この地に別に事務局を開き、命令布告は總て之より達する故、凡そ申請・報告等一切本局を経て上奏すべきこと、(10)諸費用は務めて簡約にし、濫冗の弊なからしむるに注意すべきこと、の十項目であつて、『右條款ノ外細事ハ專決シ大事ハ 上奏シテ命ヲ乞フヘシ』と仰せられてある。

尙、四月六日には別に臺灣蕃地事務參軍谷干城・赤松則良の兩名に對しても特に 勅諭を下したまひ、『臺灣蕃地處分ニ付陸軍中將西郷従道ニ命シテ事務都督タラシム凡ソ陸海軍ヨリ賞罰等ノ事ニ至ルマテ委スルニ全權ヲ以テス汝<sup>干城</sup>ニ參軍ヲ命ス其能ク幄幕ノ機謀ニ參シ凡<sup>則良</sup>海軍ニ關スルノ事ハ厚ク都督ヲ輔翼シ速ニ成功ヲ奏セヨ』と仰せられたのであつて、要する

に西郷を派遣軍司令官に、谷を陸軍部參謀長に、赤松を海軍部參謀長に輔せられたのである。

かくして萬端の準備が出来上つたので愈々出兵が斷行せられることとなつた。次にその概略を述べやう。

- 1) 大日本外交文書、第七卷、第一頁以下。
- 2) 大日本外交文書、第七卷、第三頁。
- 3) 大日本外交文書、第七卷、第一七頁。
- 4) 大日本外交文書、第七卷、第二九頁。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第四二頁。
- 6) 大日本外交文書、第七卷、第一六頁乃至第一七頁。
- 7) 大日本外交文書、第七卷、第二一頁乃至二二頁。
- 8) 大日本外交文書、第七卷、第六〇頁乃至第六一頁。
- 9) 大日本外交文書、第七卷、第一八頁。
- 10) 大日本外交文書、第七卷、第一九頁乃至第二〇頁。
- 11) 大日本外交文書、第七卷、第二〇頁。

### 三 討撫の概要

西郷に率ゐられたる征蕃軍は五月二十二日に臺灣西南部の社寮の港に到り、着々と討撫の事業を遂行して直ちに牡丹社蕃を占領したのであるが、この間の詳しい經過は六月七日に西郷から大隈蕃地事務局長官へ致したる報告書に最もつまびらかである。今この報告書に就いて見るに、西郷は全軍を率ゐて五月廿二日に社寮港に着し、先發の將卒は先づ假營を車城の南郊に建て、近傍各地の熟蕃を誘導しつつ、漸次に事業を遂行した。それで凡そ北風港に至るまでの地には恩威宣布・土民争つて役に赴き實に子來の狀があつた。その南方大樹房に至る者も亦同じく我が風下に靡くと雖も、その手を下すこと未だ日淺くして十分の心を收むる能はず、南部の生蕃は米人カッセル及び通辯者の紹介を以てテキラソの頭目トキトク（先のトキトクの子）・サコリーの頭目イサレヲ・マンスアーに呼び掛け、既に情和を通ずるに至つた。近頃また形勢を探り社寮の西龜山に本營を設け、ここに移轉しやうと思つて居る。それで現在では最初の計畫がほぼ達成されて居るわけであるが、ただ偶々選兵が生蕃牡丹境石門口に行つたところが、蕃人のために二回狙撃せられ、死傷數名を出したので、將卒

悉く憤を發し之を報復しやうとして居る。元來、石門口に隣する土地の土人は私に牡丹に通じて居る疑があり、仍つて二小隊を發しこれを包圍し、悉く各戸の兵器を奪ひ、次いで石門に進む生蕃人七十餘人が崖門に據つて抵抗するので我兵これを破り、首級十二を獲、疵を受けて死する者二十餘名、牡丹社の頭目父子また同じくこの戦で死した。熟々考ふるに、牡丹生蕃の不逞なる兇暴至らざるはない。彼れ常に支那人の柔懦與みし易きに慣れ、外人を見ること核兒の如く、敢て王師に抗し不敵の働きをなす。今僅にこれを掃撃しその鋒を挫いたとはいつても、その巢窟を殲滅するにあらざれば到底その殘害を除くことができない。且つ土人もやや我が恩恵に慣れ漸く我意を生じ、しきりに財利をむさぼる等のあることがある。既にしてテキラソ・サコリーの頭目等はコワルツの頭目を携へ共に來りて面會し、各々我が命を遵守し、且つ牡丹蕃人の彼の地に入る者があると一々これを捕へて以て我が本營へ護送することを約した。また聞くところに依れば、卑南の頭目陳安生は嚮に打狗に在りて、我兵が牡丹を討伐するを聞くや急に彼れの社に歸り、虚に乗じて牡丹を襲撃しやうとしたとのことである。人心の集まる所、兵氣の向ふ所、かたくなに届止し得ない。茲に於いてか西郷は意を決して大舉を謀り、乃ち兵を三道に分ち、六月一日より次第に牡丹社へ向つた。沿道の諸蕃は

悉く家を空にして深谷に逃れ入り、敢て牡丹社を助ける者はなかつた。同月三日全軍牡丹社に會し、その巢窟を屠り殘らず焼き拂つたので、翌四日全軍順次歸營し、假りに分營を牡丹山下の雙溪口に設けて二小隊を留めこれを守備せしめた。

これで牡丹蕃社の殲滅はこれを成し遂げることが出来たけれども、西郷の計畫は更に雄大であつて、これより専ら地方の事に心を寄せ、永遠の基礎を築かうとすることにある。然るに該地南西の風しきりに強く、船艦を停泊することが出来ないから、兵をコアルツに進め分營をこの地に建て、その南岬五疊鼻の東灣に一港を設けて先づ運輸の便宜を開くと共に土人屈強の氣を抑へ、次いで生蕃内部の地を處分する積りである。そして今日の狀を以て見れば處蕃の大綱すでに定まつたと謂ひ得る。

然るに他方において清國との關係は重大なるものがある。豫じめその事由を探りこれを處分しなければならぬ。すでに閩浙總督李鶴年の照覆する所の書はみだりに無稽の異論を起し、やや我れに抵抗するの勢ひがある。また近ごろ兵を出して琉球の罪を問ふとの浮説がある。察するに、彼れただ我が政府の運動と英米公使の策動と、西郷が中央の命を奉ぜずして兵を行るとの浮言を側聽して漫りに虚言を張り、これを劫するに過ぎない。領事福島九成が現に



臺灣府に至り鎮臺知府知縣海防委員等の諸官員に逢ひ應接したところ、彼等は敢て鶴年が照覆せる意を維持し我れに抗論するの力なく、又兵を出し我れを拒むの色も見えない。蓋これ實に征蕃のことは 天皇の親諭に出てその處分するところ苟ならざるを知り、且つ我が兵氣の強盛なるを憚り、福島九成の間言に迷はされ、少しく和容にして安きを偷むの情がある。

されば、この機に乗じて西郷は急にもろくの處分を達成するであろう。そして今すでにその成算が定まつて居る。故に、『伏テ請、貴下幸ニ前意ヲ固シ務テ廟議ヲ維持シ、以テ此局ヲ了センヲ。今更ニ谷干城・樺山資紀ヲ遣シ具ニ此地ノ景況ヲ通シ、又赤松則良・福島九成ヲ北京ヘ出シ柳原公使ノ意想ヲ添ヘシム。従前ハ乃チ優ニ將士ヲ養ヒ漸ク山野ヲ墾キ、以テ其良報ヲ得ヘシ。貴下幸ニ従道ノ意ヲ取容シ、具ニ諸大臣各卿ノ熟議ヲ經、敢テ奏聞ヲ忝スルヲ得ンヲ従道誠ニ感戴ノ至ニ堪ス』と大隈に懇請し、以てその報告文を終つて居る。

以上に依つて、生蕃の討伐は忽ちにして目的を達成し得たことが知られるが、しかし蕃地の經營は到底短日時の間に達成し得るものでなかつたことも同時に暗示せられて居る。殊に後に述べる如く列國公使は日清兩國間において盛んに暗躍し、わが國に對しても手を替へ品を替へてうるさく働きかけて來たので、これが外交的に些か面倒なるに至らむかとの氣配す

ら見えたほどであつた。

しかのみならず、右の西郷の報告書にも片鱗が窺はれる如く、日清兩國の開戦に至るやも知れぬとの風聞すらあり、現にまた七月九日に三條太政大臣が陸海軍兩卿へ内達したる演說書に、『今般臺灣蕃地處分ノ爲メ都督發遣候ニ付、清國へ公使派出被仰付、精々兩國和親ヲ不破様可及談判候得共、若シ彼ヨリ覺隙ヲ設候哉モ難測、不得止ニ出レハ戰爭ニモ可及旨廟議一決候、方今陸海二軍創立日久カラス、固ヨリ其充分ヲ望可カラスト雖モ、我力ニ隨ヒ緩急ニ應シ、不虞ヲ戒ムル等ノ設備無ル可カラス、宜ク斯意ヲ體シ篤ク省議ヲ盡シ、其方略籌畫可致事』と命じ、以て場合に依つては清國との一戦をも辭し得ざるの場合にまで直面した。その上、同月二十八日には大隈蕃地事務局長官の奏議が清國との談判妥結に至り難きにつき國論を開戦に一決すべきことを主張するまでになつたので、局面は愈々重大化して來たのである。維新後間もなき我國が大清國を向ふに廻して戦ふといふ決意をするまでに成長したことは無限の頼もしさを感じざるを得ないものがある。

大隈はその奏議において開戦の避くべからざる事由を述べて曰く、『潘先ニ爵柳原ト約シ、央ニ西郷ト談シ後ニ柳原ニ答フ、皆矛盾齟齬、誑凌百端、輕侮既ニ甚シ、是レ極メテ彼内ニ

戰心ヲ含蓄シ、敢テ驕氣ヲ抱藏ス、故ニ其物色ノ外ニ顯ル、モノ此ノ如シ、唯姑ク恭恨相交  
ニ、我ヲシテ其眞意ヲ疑ハシムルモノハ他無シ、彼兵備未タ整ハズ、急發敗衄ノ憂ヲ慮リ、  
我カ兵鋒ヲ紆フスルノミ、近日漢洋新聞紙中、清國兵備ヲ修整スル事、累々續々トシテ露出  
ス、況又第十四號軍機大臣ノ密寄及ビ沈葆楨ノ上書二篇、皆我兵力ヲ恐レ大ニ我ニ備フルノ  
證以テ見ルベシ、是ニ因テ之ヲ推セバ、即今柳原公使特ニ舌戰筆鬪ノミヲ以テ北京ノ談判ハ  
極メテ容易ナルベカラズ、或ハ彼我議論果シテ協ハザルニ至ルトキハ、則チ交和隨テ破ル、  
不測ノ禍、實ニ知ルベカラズ、深ク慮ラザルベカラズ、夫レ兵ハ凶器、戰ハ危事ナリ、固ヨ  
リ我欲スル所ニ非ズ、然レドモ理勢既ニ此ニ迫リ、兵權以テ彼ヲ壅制スルニ非レバ、何ヲ以  
テ彼ノ驕氣ヲ破リ、又タ帝國タル所以ノ體ヲ立ツル事ヲ得ンヤ、且誠ニ今日國論ヲ戰ニ決ス  
ルヤ、遂ニ不戰ニ歸ス、若シ今日國論ヲ不戰ニ決スルヤ、終ニ戰ニ歸ス、其故何哉、今日戰  
議一決シ現兵急進、海陸並迫ル、彼兵備未ダ實セズ、周章狼狽爲ス所ヲ知ラズ、遂ニ彼ヨリ  
和ヲ請ヒ罪ヲ謝スルニ至ラン、惜哉、着手遷延、彼ヲシテ多少ノ備設ヲ爲サシムルノ時日ヲ  
與フ、然レドモ今日蚤ク之圖ル、尙未タ晚シトセズ、是所謂戰ニ決スルハ終ニ不戰ニ決スル  
モノナリ、萬一今日不戰ニ歸ス、彼ニ在テハ兵備益修メ、他日大舉以テ我ニ迫ラバ、勢戰ハ

ザルヲ得ズ、是所謂今日不戰ニ決スルハ終ニ戰ニ歸スルモノナリ、而シテ今日先ンジテ戰フ  
ト、他日先ンゼラレテ戰フト、其兵鋒ノ利鈍、豈唯一ト十ト而已ナランヤ、實ニ國家ノ榮辱  
得失ニ關涉スル、多辨ヲ俟ズシテ照々タリ、況又、昨日ノ電報、彼襲撃ノ機動クト、傾刻モ  
遅々爲不可カラザルノ際ナリ、仰ギ願クハ急ニ陸海軍備ヲ脩メ、疾雷耳ヲ掩ハシメザルニ非  
レバ、時機漸ク失シ、恐クハ事去リ計敗レテ、遂ニ臍ヲ噬ムトモ及バザルナリ、是今日海外  
出師ノ事、急ニセザル可カラザル所以ナリ<sup>3)</sup>と。實に堂々たる開戰論である。しかも、この  
間にあつて列國公使は日清の開戰問題につき屢々寺島外務卿を訪問して制肘せむとして居た  
こと後述の如くであるから、事態はいよゝゝ急を告げたのであつた。

されば、西郷としては蕃地の討伐は一應終つたけれども、未だその最後の目的たる生蕃の  
順撫および經濟開發に關してはこれから腰を据えて掛らねばならぬばかりでなく、右の如き  
日清開戰の論が熾んとなり、廟議においても陸海軍に對し準備命令を發することにしたほど  
であるから、現實の事態の下においては到底撤兵などとは思ひもよらぬことであつた。そし  
て、その間において日清兩國間および列國公使との間に盛んなる外交接衝があつたのであ  
る。

1) 大日本外交文書、第七卷、第一〇七頁以下。尙、渡臺中の我軍の行動については、別に日本政府の御雇米國人カッセル(在臺灣)から同じく御雇米國人リ・ゼンドル宛に出した五月廿四日付及び五月廿六日附の二通の書翰において最も審にされて居る(大日本外交文書、第七卷、第一一五頁以下)。餘り長文に亘れるものであるから茲では引用しない。

2) 大日本外交文書、第七卷、第一五〇頁。

3) 大日本外交文書、第七卷、第一六五頁乃至第一六七頁。

#### 四 列國公使の往來

わが征臺の軍を起すや、夙に政府においてもこれが國際政局に重大なる波紋を起す如きことがあつてはならぬと十分の警戒を怠らず、殊に練達なる大久保參議の如きは、早くも五月中旬(十五日)に長崎に在る蕃地處分事務局長官大隈參議を訪問打合せしての復命書において強くこの點を指摘し、西郷都督の越權なきやう切言して、『依テ熟考スルニ、一舉進退ノ議、何レニ致セ大難事ノ所、係ハ論ヲ俟タズ、剩ヘ如此機會ヲ誤リ終始全備ノ策ヲ得ル能ハズ、既ニ福州總督ヘ公告書ヲ送リタル上ハ、不可止ノ實況故、此上可成清國ニ對シテハ勿論、外國交際上不都合ナキ様注意シ、生蕃處分着手宜ヲ得、寬急順ヲ追ヒ、其目的ヲ達スル

ノ所斷ニ出ル外考慮無之、第一ニ柳原公使至急渡清、雇米人三名進退、西郷都督速ニ出發等ノ件々、別紙<sup>1)</sup>ノ通即決仕候、且西郷都督儀、東京出發前奉ズル處ノ勅旨ニ乖戾セル號令等ハ今日迄無之積、乍去萬一不都合之次第モ有之候テ御譴責ヲ蒙リ候儀ハ固ヨリ期スル處ナリト承リ候<sup>2)</sup>』と言つて居る。まことに當時のわが國力を以てしては大久保の如き慎重なる政治的思慮を必要としたのである。

さて政府は當時未だ國際法や政略の方面に關して外國と關涉ある事項は多く外國人を雇入れて顧問となし、その進言を參考として事を處理するの必要があつたので、今回の征臺事業を遂行するためにも先づ米國人を雇入れて顧問として居る。既にして明治七年三月下旬(二十四日か)にはカッセルを雇入れ、契約期限一ヶ年その年俸金八千圓也を月割にして支拂ひ、且つ臺灣往復及び同地滞在中の旅費賄料等をも別に一ヶ年千百圓也を月割にて支給することとして居る。渡臺後、カッセルは大いに活躍し我軍のために有能の士であつたが、不幸にして臺灣にて病を得、歸國後明治八年六月十五日遂に死去したので、我が政府は約に基き明治九年九月一日、月給六ヶ月分をその遺族に送付して居る<sup>5)</sup>。

次いで三月二十九日には外務省准二等出仕米國人リ・ゼンドルを臺灣事務につき陸軍省又

は蕃地事務局へ轉勤せしむることに關し、寺島外務卿から大隈大藏卿へ交渉した。<sup>6)</sup>この結果  
彼れは四月七日附を以て臺灣蕃地事務局准二等出仕に補せられ、大隈長官の顧問格として働  
くことゝなつたのである。元來、リ・ゼンドルは副島種臣が外務卿在任中に雇入れたもので  
あつて、明治五年十一月十八日副島が駐日米國公使デロングに宛てたる書簡において『日本  
政府ニ於テ方今一時當帝國ニ在留スル米利堅人ゼネラルシドツブリユリジャンドルヲ文官ト  
シテ雇入度存候、其譯ハ、是レハ閣下へ十分造述イタシ置キ候間、此書中ニハ贅言不致候、  
我ガ日本皇帝陛下ヨリ閣下ノ手ヲ經テ、ゼネラルリジャンドルニ誥命シ、同氏之ヲ領承セバ  
當帝國ノ二等官ニ命ジ一ケ年俸金一萬二千圓ヲ可下賜候、ゼネラルリジャンドル直ニ此誥  
命ヲ領承シ、皇帝陛下ノ文官トシテ勤務ヲナストキハ、前顯ノ等級及ビ俸金ヲ以テ今當政府  
ヨリ北京ニ在ル清國政府ニ派遣セントスル使節ノ參謀職トシテ隨行可爲致候、此一件ヲ閣  
下ニ告ルノ主意ハ、ゼネラルリジャンドルノ此事ヲ速ニ承諾イタサレ候様閣下ノ配慮ヲ願ヒ  
次ニ同氏承諾ノ旨ヲ遲緩ナク回答アラン事ヲ希フニアリ、閣下此儀ヲ御周旋之レアラバ、我  
ガ政府ニ於テハ格段恩惠アル御處置ト感賞可被致儀相違無之候、』とあるに見ても、副島  
が例の渡清のために如何にリ・ゼンドルを懇望して居たかが知られやう。

副島の依頼に對し、デロング米國公使は翌十二月二十九日に承諾の旨回答し、『右一件に  
付、余ヨリ其趣通達及ビ、先ヅ同人儀、合衆國政府ノ勤務ヲ辭シ、次ニ御渡シノ誥命領承イ  
タシ候様精々勸諭仕候處、同人儀、今日清國厦門ノ米國領事官辭職ノ願書差出シ、同人へ御  
渡シノ誥命拜受候旨、拙者ヨリ閣下へ報書申上候様トノ趣ニテ、自今ハ同人自身ヲ以テ日本  
天皇陛下ノ政府ノ使令ニ委ネ候旨回答申越候、隨テ是ヨリ 天皇陛下ノ御政治向、猶榮隆ヲ  
極メ勲業ヲシテ全成ニイタラシメン事、切實希望イタシ候段、筆末ナガラ茲ニ陳述仕候』と  
頗る好意ある周旋を得て、こゝにリ・ゼンドルの雇入れが行はれたのであつた。

かくて彼れは終始わが外務省の官吏として働き、征蕃事件に就いても重要な獻策をなし  
て居るのであるが、<sup>10)</sup>突如八月五日に我が官命を帯びて厦門に赴くや米國官憲のために逮捕せ  
られるところとなつた。そこで寺島外務卿は同十五日、驚いて書を米國ビンガム公使に送り、  
『以手紙致啓上候、然者兼テ雇入置候貴國人リヂヤントル氏ヲ清國福建へ派遣シ、同所  
總督李鶴年及ビ將軍文煜等ト會同シ、臺灣事件ニ付、方今兩國間ニ在ル所ノ紛議ヲ消除セン  
爲、事情ヲ詳細辯解セシムルノ委任狀ヲ附シ當地出發致候處、本月五日同人厦門へ到着ノ節  
北京在留貴國公使ノ命ヲ以テ、同港在留貴國領事ヨリ拘留被致候由電報有之、何等ノ仔細

カハ存ゼズ候ヘドモ驚愕ノ至ニ候、一體貴國人ノ儀ニ付、我ガ兵事ニ關シ臺灣島へ赴ク事ヲ被<sub>レ</sub>禁候儀ハ兼テ閣下御申立有<sub>レ</sub>之候得共、平和之目的ヲ以テ他國へ派遣セシムル儀ハ、御異論無<sub>レ</sub>之趣致<sub>レ</sub>承知<sub>レ</sub>候、因テ今般單ニ前文之趣旨ヲ以テ同氏ヲ使用候儀、貴政府ニ於テ御差支ハ有<sub>レ</sub>之間敷ト存<sub>レ</sub>派遣セシメ候儀ニ付、其趣意柄モ被<sub>レ</sub>御差含、同氏拘留之儀、在清貴國公使エ御推問被<sub>レ</sub>下度、及<sub>レ</sub>御依頼<sub>レ</sub>候<sup>10</sup>と照會し、相當に驚愕したことが示されて居る。ところが、ビンガム公使も事の真相を知らなかつたもの如く、三日後の八月十五日の回答において、『右事件ハ拙者一向存知不<sub>レ</sub>申義ニ候得共、右ノ次第ハ拙者ヨリ我政府へ申報可<sub>レ</sub>致候、左様ノ事有<sub>レ</sub>之候共、貴國へ對シ恨怨ノ情アリテ命ヲ受ケ取計候儀ニハ有<sub>レ</sub>之間敷、全ク外ニ國律上許スベカラザル事故有<sub>レ</sub>之、領事示命ノ趣旨ニ從ヒ取計候儀ト存候、何レトモ貴國即貴國ノ官員タルノ廉ヲ以テ李仙得氏ノ身上ニ不都合無<sub>レ</sub>之様希望罷仕候<sup>11</sup>』と極めて曖昧なるものにか過ぎなかつた。

然るに、九月二日付にて大隈蕃地事務局長官が寺島外務卿へ送付したる一件文書に依つて始めて事の真相が明かになるに至つた。<sup>10</sup>即ちそれに依れば、リ・センドルに對して次の如き逮捕狀が發せられ、

千八百七十四年八月六日廈門地方合衆國領事裁判所ニ於テ

合衆國

原告

レゼントル

被告

合衆國副監察

ハ、イドワ<sub>レ</sub>ツ<sub>レ</sub>兩氏エ  
ジョージ、デビス

當領事裁判所ノ管轄地内ニ於テ「シ・ウ・レゼントル」ヲ見付ケ次第直ニ之ヲ逮捕シテ予ガ面前ニ連來ル可キヲ命ズ

合衆國廈門領事 ゼ・ゼ・ヘンデルソン

英國廈門領事 ウ・ハ・ベツドル

かくて何も知らずに、前掲寺島外務卿の書簡に見へる如き日本政府の官命を帯びて渡清したるリ・センドルは、突如廈門において米國領事館員の手に捕えられたのである。しかし、その逮捕の理由はアメリカが飽くまでも日清兩國の紛争に介入せず中立を守らむがためであつたことは、リ・センドルが在香港のわが安藤太郎領事へ八月八日午後五時に打つた電報に依つて知ることが出来る。即ちその電文には、『予ハ支那ニ敵シ日本ヲ助ケテ戰フノ告訴ヲ受

ケ、米利堅公使ノ求メニテ海兵ノ爲メニ捕ヘラレ、朋友等ヨリ十二萬五千弗ノ保證金ヲ出シテ救サル』とあり、アメリカの中立政策を破るものと見られたからである。しかしそのことは全く誤解であつて、彼れは何等軍事に關して居たわけではなく、前記寺島外務卿の文面にもあるやうに専ら平和的交渉のために渡清したものに外ならなかつたのである。しかして、右の電文にある如くり・ゼンドルは保證金を納めて保釋せられた。

この外、明治七年四月六日には米國人ワツソンを雇入れ、また同年十月には英國人アルフレット・ローブル及びロベルト・ペーデ、佛國人ジイ・ガリーをそれぞれ雇入れて蕃地事務局に勤務せしめて居る。更に、出征中の官吏・將卒のために宮内省では特に獨逸人醫師を雇入れて臺灣へ差遣した。この醫師はシェーンベルグと言ひ、七月十二日より十二月十一日まで五ヶ月間の期間を限り、給料一ヶ月五百弗及び飲食並びに雜費料として毎月百五十弗を支給し、且つ『同氏受持ノ場所ニ在ル所ノ病者ハ勿論、日本醫員等ニ至ル迄總テ治療ニ關係スル諸件ハ、一切本人ノ指揮ヲ受ケシムベシ』(雇傭條約第七條)といふ廣汎な權限を與へられて居るのである。軍醫學の幼稚であつた當時の日本としては、やはり外國醫學の支援に俟たねばならなかつたことが知られる。

以上に依つて明かなる如く、列國は今次の日清紛争——蕃人討撫に際して日本政府が自國人を雇傭して外交その他の政務に關係することは少しも抑制しなかつたけれども、ひとたび自國人が軍事に關係する如きことがあれば直ちにこれに制縛を加へ、リ・ゼンドルの場合に見られるやうに嫌疑を以て逮捕されるが如きことがあつたのである。これ要するに列國いづれも今事件に對しては深甚なる注目を拂ひつゝも猶ほ且つ中立政策を堅持せむがためであつた。されば日本駐劄の露國臨時代理公使兼橫濱在勤露國總領事の如きも四月十一日(露曆カ)に布告を發して、『下名の者より惣て魯國の人民は此後再び布告する迄で其身或は魯國の船舶を臺灣島へ進發する目的の爲、日本政府の務に従事する事を禁する旨布告に及ぶ者也』<sup>17)</sup>といつて居るわけである。

1) 大久保・大隈兩參謀及び西郷中將の長崎における申合せとは次の如き内容のものである(大日本外交文書、第七卷、第六一頁)。

甲

- 一 カツセル、ワツスン兩氏行違ヲ以テ有功丸ヨリ出帆致シ候ニ付、西郷都督到着迄ハ其儘待受候様、電報ヲ出ス事
- 一 西郷都督到着ノ上ハ、カツセル、ワツスン兩人ノ雇ヲ放免シ、早々差返シ候事
- 一 李仙得ハ早便ヲ以テ歸東致サセ候事

第三 臺灣生蕃の討撫に關する外交

二一四

一生蕃處分濟ノ上、兇暴ノ所業ヲ止メ我意ヲ遵奉スル迄ハ、防制ノ爲メ相應ノ人數殘シ置ベキ事  
一生蕃處分ニ付、清國ト關係ヲ生ジ、萬一事變ヲ醸スル時宜ニ及節ハ、雇入ノ英人其他ヲ免ジ、同船艦ヲ返スベキ事

右條件御委任中ニモ掲載有之候得共、更ニ協議一決致シ候事

明治七年五月四日

於長崎

參議 大久保利通印  
參議 大隈重信印  
陸軍中將 西郷從道印

乙 明治七年五月四日於長崎左ノ件々ヲ決ス

- 一 柳原公使至急派出セラルヘキ様、東京へ電報差出シ候事
- 一 西郷事、雇船或ハ買得船ヲ以テ至急生蕃社寮へ出發スル事
- 一 大隈事、柳原公使當港着迄待受、寫ト旨趣申合メ協議致スベキ事
- 一 大久保事、明五日中午出帆、實地ノ景況ニ依リ進退決着ノ形行可レ及言上ニ事
- 一 前條決着ニ付難題ヲ醸出シ候節ハ、大久保始其責ニ任ズベキ事

大隈參議 重信印  
西郷中將 從道印  
大久保參議 利道印

2) 大日本外交文書、第七卷、第八四頁。

3) 米國人カツセルの雇入れは専らリゼンドルの斡旋に依るものであつた。明治七年三月二十四日(?)リゼンドルが海軍卿藤安房へ致したる報告書には即ち『明治七年三月十五日附之貴翰即チカブティン・カスセル雇入之儀ニ付、電信ヲ以アメリカ政府へ私ヨリ掛合及可レ申旨ニ付、爰ニ前書御答申上候、既ニ三月十五日電信ニテ別紙ハ印寫書之通申遣候處、其後二十三日ニ至リ別紙寫書b印之返書シニラル海軍士官へ相達シ、並同日カビティンエムシイドンケル 海軍輪カビティン 落手之答書別紙寫書c、右者カビティンカスセル氏ヨリ相達シ、私方へ相留置候、尤明治七年三月十四日大隈公之御宅ニテ入ニ御覽候、私儀書面 第二十之通、去ル三月二十三日ヨリ一ケ年間之約條ニテ閣下之御差圖相受候爲メ、カビティンカスセル儀ハ當今私宅へ滞留仕居候也』(大日本外交文書、第七卷、第三頁)といつて居るので知ることを得やう。

- 4) 大日本外交文書、第七卷、第一八頁。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第一二五頁の註。
- 6) 大日本外交文書、第七卷、第四頁。
- 7) 大日本外交文書、第七卷、第二二頁。
- 8) 大日本外交文書、第七卷、第一五頁。
- 9) 大日本外交文書、第七卷、第一五頁乃至第一六頁。
- 10) リ・ゼンドルが西郷へ提出したる蕃人征服の策略書は、大日本外交文書、第七卷、第六四頁乃至第六五頁に收められて居る。彼れが臺灣に對して相當の研究をなして居つたことが窺はれる。
- 11) 大日本外交文書、第七卷、第一九一頁。
- 12) 大日本外交文書、第七卷、第一九四頁乃至第一九五頁。

四 列國公使の往來

二一五

- 13) 大日本外交文書、第七卷、第二〇五頁以下。  
米國人ワツソンの雇入に關し西郷陸軍大輔がリ・ゼンドルへ與へたる文書に曰く、「以手紙得貴意候、然ハ今度  
フアルモサ出張ニ付、ワツソン氏ヲ雇入候儀、於ニ政府ニ決定相成候間、今日ヨリ始、凡一ケ年之間、我政府ニ勤務  
有之度、是ニヨリ歳俸六千トルラルト一千圓並別段手當一千トル差進候管ニ候、本約定ハ追テ取結候管ニ候得  
共、假ニ此書ヲ以テ證據ト致シ候間、前書之趣、貴下ヨリ同人へ御申通被下、同人承諾ニ於テハ其旨御回答有之  
度」云々（大日本外交文書、第七卷、第二一頁）と。これは明治七年四月六日の日附になつて居る。
- 14) 英國人二名及び佛國人一名の雇傭條件その他次の如くである（大日本外交文書、第七卷、第三〇〇頁）。
- 一英國人 アルフレット ロープル  
但月給金五百五十圓 十月十三日ヨリ雇入
  - 一英國人 ロベルト ベーヂ  
但月給金五百五十圓 十月十三日ヨリ雇入
  - 一佛國人 ジー・ガリー  
但月給金百五十圓
- 右三名の外國人、但書の月給を以當局へ雇入申候、尤當臺蕃處分結局見込相立候迄、暫時間の心組にて、先づ當分  
雇入の都合に取計置、別段確然たる條約等は取結不申候、此旨御了承被下度依て御通知および候也  
七年十月二十五日  
外務 大少丞 御中  
蕃地事務局御用掛
- 15) 大日本外交文書、第七卷、第一五一頁。

16) 大日本外交文書、第七卷、第五〇頁。

日清兩國間の紛争に關して中立を維持せんとしたる列國ではあつたが、日本が臺灣に出兵するの模様があることを嗅ぎ付けるに至ると、事態の發展が東亞において有する自國の權益および列國の均勢を破ることありはしないかといふ考へから、早くから騒ぎ廻つて居た。既に英國公使パークスは四月九日附公文を以て我が寺島外務卿に對し、臺灣出兵の意圖及び上陸地等に關して、「世上の風聞を承り候に、貴國兵隊多數并に兵糧臺灣へ運送致し候爲め、開港場に於て各國船舶相雇、且貴國政府に代りて外國船を聞當り候世話人、右兵隊兵糧臺灣中何れの港へ貴政府に於て運送被成候哉知れ兼候事と相見へ申候、右様に雇入候實情明白なるは重大の事に御座候、且臺灣開港場に於て我國人民所持致候物貨利益等不<sup>18)</sup>少候間、貴政府同嶋へ兵隊御出發被致候は何等の事を被成候積りに候哉、且は兵隊兵糧運送致候外國船、何と申候港又は場所え御廻し可被成哉、閣下え相伺申候、尤右は取急ぎ注意可致候事に候間、明日午後御面晤の節、御書面を以て宜敷御回答被下候は<sup>19)</sup>辱存候」と至急の回答を求めて來た。我軍の出兵目的および上陸地を知らせよとは甚だ僭越な話であるが、同時に英國公使が利に敏なるものであることを自白せるものと謂ふべきである。



翌四月十日に果してパークスは寺島外務卿を訪問し、前日の照會に對する回答として寺島より、『昨日附の貴翰致披見候、然は今般我政府より官員等臺灣地方へ發遣せしめ候は、我明治四年十一月・又六年三月、我國民臺灣の蕃地に漂到して、或は劫殺せられ或は衣類器財を掠奪せられ、極て苛酷の所爲に遭るたり、此土人は清國の政權不逮所にて、曾て北米里堅合衆國政府より使を派し處分せし例に倣ひ、我政府も當路の官員を派し、右苛酷を行し者等を懲し、且如是の惡業を停止し、後患を防ぎ、嗣後我國民航海の安寧を保護するにあり、右處分に付、土人の暴舉豫防のため警卒等差送り候に付、右運輸の爲め外國船舶雇、總て臺灣蕃地社寮と申港へ差向候事に候、右は閣下の御問合に就き御答迄如斯に候』といふ公文の回答を受取つた。寺島のこの回答は相當に考へ抜いた末に書かれたことが一見して明かであり、西郷の指揮下に多數の陸海軍將兵を出兵したのであるけれども單に『警卒等』を差遣したに過ぎずと謂へるあたりは確に練達の名に値するといひ得る。

然し乍ら、これで引き下がるやうなパークスではない。彼れは同日寺島と一問一答を交はし、執拗に質問するのであつた。この問答は注目すべきものであるから、今その對話書に基いて問答の内容を見るに、パークスが軍隊の上陸地を質問したるに對し、寺島は『只今熟知

ノ者不居合候間、委曲取調可申入候』と逃げ、上陸後は如何なる行動をとるかとの問に對しては、『支那至近ノ地故、支那語ヲ能クスルモノ等ヲ遣シ前年ノ罪ヲ糺シ、若シ謝スル時ハ夫迄ノ事ナリ』であるが、しかし實をいふと、『次後、難船人此地ニ漂スルモ、前舉ノ如キ暴行ニ不逢様所置不致候テハ不<sub>レ</sub>相成、尤可成早速ニ所分致度候得共、之ヲ急ニスル時ハ必無理ニ失スルノ患モ有<sub>レ</sub>之候故、先十月十一月頃迄ハ可<sub>レ</sub>相掛、彼地ノ模様次第ニシテ兎角リセントル見込次第ナレバ、未確乎タル目的モ立兼候』といふことになるかと答へて居る。

次いで、パークスは若し六七月頃までに處理出來れば兵を歸還せしめる積りか、昨年三月に蕃人が日本人に加へたる暴舉とはどんなことであつたか、西郷都督は軍艦で行くのか、米國人カシヨンは何のために雇入れたのか、軍隊が上陸すれば直ちに臺灣の内部に進入するか等々を質問したる後、轉じて日清兩國關係に及び、我方の肚裡を探ぐり且ついささか控制するの氣色を見せた。

英「清國政府ニテハ此御征伐ノ舉ヲ承知致候哉

日「今般人數ヲ差遣ス事ハ未清國政府へ報知不<sub>レ</sub>致候得共、同島人清國政府ノ政令教化不<sub>レ</sub>逮トノ儀ハ、去年中承リ之アリ、尤柳原公使ヨリ委曲演舌可<sub>レ</sub>致答ナリ

英「全體前後セシ様相見申候」

日「西郷氏兵ヲ率テ直ニ清國政府へ談判可レ及積ナリ」

英「貴國軍艦出發ノ事、支那政府ニテハ不レ知儀ト存候」

日「書面ニテハ不レ盡儀モ可レ有レ之候ニ付、前申述如ク、近日柳原公使出發ニ付、委曲同氏ヨリ清國政府へ掛合候積、尤軍艦出發ノ期ハ已ニ切迫シタレドモ、處々へ立寄り兵仗等ヲ積入候筈ニ付、手間取レ可レ申候、

英「清國政府ニテハ承諾可レ致哉、

日「畢竟、他邦人ノ力ヲ以テ征伐ニ成ルハ不レ好儀ニ可レ有レ之候得共、政令教化モ速バザル所ナレバ、不レ得レ已儀ニ可レ有レ之候也、

英「只今御話ヲ以テ見レバ、清國政府ニテハ管轄不ニ相成レ候哉、

日「昨年中清國政府所轄ニハ屬セズト申候へ共、境界接續致シ居レバ、一應掛合ハザルヲ不レ得候、

この問答を讀むと、何となく我國が詰問せられて居るかの如く感ぜられて不快の感に堪へないが、寺島もなか／＼要領よく受け流して居るのは流石である。しかして、パークスは更に進むで軍費は幾何なりやとまで質問し、これに對し寺島は『多分也』と答へたのはよかつたが、『肥後・薩摩ヨリ人ヲ募リ召連ラレ候トノ風聞ハ如何』に對しては、『土工等ノ爲ニ多人

數ヲ積込筈、凡入費四十萬圓ト見込申候』と經費を示して居る。それからパークスはまた『西郷氏ハ大悦喜ナルベシ』と意味深長なことを謂つて居るが、寺島は『今進ムハ快ク候へ共、彼地ニ至ラバ氣候モ不レ宜、必飽クベキ事ト存候』とこれまた奇妙な答辯をなして居る。然らば何故にパークスがかくの如きことを謂つたかといふに、生蕃の討伐については實は西郷が主唱者であつて、その行動には中央政府の命を顧みざるものあるかの如き態度も見られなくはない程であつたから、大久保の如きもこの點を懸念して西郷の越權なからしむるに腐心し、そのために本節の註一に引ける如き大久保・大隈・西郷の三人に依る申合書まで作製して西郷を制肘して居るほどである。だから政府部内の經緯を夙に承知して居るパークスが、かかる皮肉極まる質問をなしたのも首肯せられるのである。そして又、寺島も素朴にこれを受けて眞面目な答辯をして居るわけである。

以上の如き問答を交はして寺島と別れたパークスは、更に三日後に又もや公文を以て、清國政府において日本の臺灣出兵を敵對行爲と見做すにおいては、これに關係する英國人並びに同國船舶は呼返すべき旨の申入れをなし來つた。すなはち曰く、『去る十日附の貴翰致落手候、然ば今般貴政府に於て臺灣え兵隊御差向相成候は、清國の管轄無レ之同嶋にて、貴國

人民に對し苛酷を行ひし土蕃の者を懲し候事にて、曾て亞米利加合衆國政府にて致せし例に倣ひ候との御注意、委細致<sub>レ</sub>承知<sub>一</sub>候、就て拙者承知の處に於ては、貴政府より今般臺灣え御差向け被<sub>レ</sub>成候同様同數の軍勢、未だ他の清國條約濟の外國より差向け候はずと雖、貴國と清國と往復の事は存不<sub>レ</sub>申候間、清國政府に於て右軍勢如何存候や、拙者に於て難<sub>レ</sub>相辨、依て貴政府に於て我國船舶又は人民御雇、臺灣え御差向け相成候はゞ、貴政府に於て清國政府に敵對すと可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思様の事不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成積り、且、同政府如何なる存寄有<sub>レ</sub>之や不<sub>レ</sub>申出<sub>一</sub>内、我國人民此發舉に與る時は、清國え對し其責貴政府に當ると申事、閣下より拙者え確報可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、尤、貴政府に於て此事件に付、清國政府と情實相通じ候事に候得ば差支無<sub>レ</sub>之候へ共、清國政府にて右軍勢敵と致し候はゞ、其舉に與り候我國人民、早速呼返さざるべからずと閣下に於て御了解有<sub>レ</sub>之事と存候<sub>一</sub>と。いふまでもなく、これは英國の中立態度を公式に通告して來たものである。

この申入れに對し寺島外務卿は直ちに翌十四日、「今般ノ舉動ハ、同地方ニ於テ曾テ我人民ヲ劫殺シ、或ハ掠奪之惡行ヲ相働キシ者共ノ罪ヲ懲シ、後右様ノ惡行ヲ制止シ、患害ヲ防ギ、我民航海ノ安穩ヲ保護セントノ目的ヲ達センガ爲ニシテ、素ヨリ清國政府ノ懇ヲ惹クガ

如キ處置ヲ成スニ非ズ、抑同地方ハ閣下御承知之通り清國政府管轄外ノ地ナレバ、我政府ニ於テ貴國ノ船艦及人民ヲ雇用候トモ、我ヲ敵視シ異議申出ヅベキ筋ハ無<sub>レ</sub>之儀ト存候<sub>一</sub>と從前の見解を繰り返して居る。

パークス英國公使は右にて諒解したものの如く見えたが、實は左にあらず、彼れは又もや四月十六日附公文を以て、臺灣出兵の地方は清國政府の管轄外なりとの理由を詳細に承知したとして、「同地方彌清國政府の管轄外にあるや否や拙者に於て不明に有<sub>レ</sub>之、清國表に二十年餘滯溜致候得共、臺灣全島は清國政府にて所有に無<sub>レ</sub>之子細有<sub>レ</sub>之哉も被<sub>レ</sub>相知<sub>一</sub>難<sub>レ</sub>候間、貴國政府に於て何の子細を以て今般軍勢被<sub>レ</sub>差向<sub>一</sub>候地方清國政府管轄外に有<sub>レ</sub>之と被<sub>レ</sub>存哉、御告知被<sub>レ</sub>下候はゞ忝存候、<sub>一</sub>云々と申入れ來り、暗に日本の出兵を不當とするやうな口吻を以て詰め寄り來るかの如き態度を示したのである。もとより、これは出來得る限り日本を牽制することに依り出兵を思ひ止まらしめむとするの希望が藏せられて居たものと推察せられる。

これに對して我方が如何なる回答をなしたか不明であるが、政府では出兵を延期したらしい。即ちパークスが又々四月二十三日にわが外務省へ寺島外務卿を訪問して問答して居ると

ころに依ると、この間の事情が理解せられる。今その對話書を見るに、パークスは『臺灣島え御出兵の義御見合相成候趣、右は何故に候哉、』と答ひ、寺島はその理由として、『前以、支那政府え及照會候方可然との考へ、且、柳原公使もいまだ派遣せざる故等なり』と苦しい答辯をして居る。蓋しこの點は既に前回の對話においてパークスから指摘せられて居つたことだからである。しかして、パークスはこの席で特に、出兵に關して支那政府の諒解を得る必要があること、そして彼れ自身は飽くまでも臺灣全島が支那の領土であることを強調し、以てわが出兵の不當なることを言はむとして居るものの如くであつた。

次いで、パークスは五月五日附公文を以て、清國政府において日本の臺灣出兵を公認せざる限りは、これに關與する英國人並びに同國船舶を日本政府において雇入ることは之を承認し難き旨の申入をなし來り、再度、英國が本件につき中立を守る旨を明かにしたのであるが、外務省では之に對し如何に答ふべきやにつき少々迷つたものと見えて、五月九日には寺島より三條太政大臣へ向つてその指示を乞ひ、『臺灣事件に付別紙の通英國公使ハल्ली・パークスより申立候、右來書中、蒸氣ニッホール船へ兵隊又は亞米利加士官二人乗組、廈門に向け長崎出帆云々と記載有之、且清國へ關係の廉等來書に對し、如何回答書差遣可然哉、

御指揮有之度、』との伺書を提出して居る。そこで太政官では慎重協議したと見へて、漸く五月二十二日に至り寺島よりパークスにその申出を諒承したる旨の回答を發して居る。曰く『以手紙致啓上候、然は五月五日附貴翰を以て我國兵隊臺灣發向の義に付、縷々御申越の趣致承知候、右は此程中も屢申述候通りに候處、我國民彼地へ漂到の節、兇暴の所爲に罹り候事共有之候に付、曾て副島全權大使清國政府え談判の次第も有之候事にして、右臺灣島は我國接近の地にして、爾後往々漂流人も可有之に付、向後航客の安全を謀るため、且先年我人民を暴害せし罪を問ひ、相當の處分をなさんため、西郷陸軍中將を都督に任じ彼地へ發向爲致、後來屹度取締の道を可相立見込に有之候、然るに右蕃民居住の地は清國所轄に屬し候により、貴國船艦人民とも此舉に與り候事御不承知の趣致承知候、此段回酬如、此候』と。要するに從來わが方の見解を繰り返したに過ぎないのである。

更に同月八日には、寺島外務卿を訪問して、日本兵船の長崎出帆の意圖及び目的地等に関する問答をなした。然るに我方では嚮に出兵を延期して居たのを取止めて急に出兵する方針に戻つたので、パークスは些か周章したと見え、此日の會談において、『先日ハ御見合相成タルトノ趣ニ付、其段本國へ申遣シタリ、然ルニ今般又候出兵ナサル、ハ何人ノ決裁ナル哉』

と問ひ、如何にも日本の内政干渉の如く受取れる質問をして居る。尤も、これに對する寺島の答辯に依りわれわれは再度出兵の決意を固むるに至れる事情を明かに知ることが出來た。すなはち、色々と探偵して見たるに、支那政府においては化外の民を討伐するは自然構ひなく、ただ日本がこれに就き表面的交渉を支那政府へ持ち掛けると面倒だから、掛合はないで直ちに生蕃を問罪するならば不問に附するかの如き様子であるからである。それで日本が蕃地を略取するとの風聞があるものと見え、支那が日本に敵對する杯の説もあり、旁々以て表向に掛合はない方が宜しいと考へてのことであるが、本件は既に一度表向交渉したけれども、通辯官等同志の内談にては、内々出兵するも苦しからずとのことであつたのである。

以上にて一段落かと思ひたるに、實はそうではなかつた。英國は猶もわが國を制肘しやうとの野心を捨てなかつたのであつた。さればパークス公使は突如として六月十八日に寺島外務卿を訪問し、日本の蕃地出兵は如何なる眞意に基くものであるかと又々蒸し返し質問し、且つ日本の行動は萬國公法に反するものなりと極め付けて來た。全くその執拗なる態度には驚かざるを得ない。一體、從來からの我方の公文に依る出兵理由の説明を何と考へて居たのであろうか。かかる點に英國流の老獪なる傳統的態度があるのである。左に彼我の對話書に

依つてその主なる論點を摘録しやう。

英「支那政府より來書の意、御話有之候ても御差支無之候得ば承度候、

日「柳原より昨日は書狀不來、支那より來書には、副島應接の時、政令其蕃地に不及、化外の地なれども、支那管轄の圈内に相違無之、人を遣し罪を問ふは不苦と申せり、兵を送る事を許せし事は無之旨也、只支那政府は其地奪われん事を懸念致居候様子也、我は掠る見込は無之候、

英「其見込、地を奪ふためならざれば、何の爲め「の出兵」なる哉、

日「先年暴害を蒙りたる者等のため其罪を糺し、後來如し此の危険を防がんため也、右野蠻の地なれば、夫を爲すにも何程敷の事をなさざれば不能也、先年米國人の害せらるゝや、米人來て條約を結び爾後の防禦を爲すと雖も、復如し此事を行ふ故に、只約を結ぶのみ位の事にては後來を戒むるに足らず、故に恐れ伏せしめて後の戒となさば追々改心するに至らん、彼も人も、他國人を害するを善事となすまじ、彼犬猫にあらず、一度懲せば、後來他國人を害せば復も難儀を來さんと恐れ慄き、終には害をなさざるに至らん、乍ら我永く鎮臺を彼地に置き、始終防禦をなす事は不能、且無益に屬す、故に一旦懲せし後は支那政府へ懸合、爾後の取締をなさしめむと欲るなり、

英「支那と兵を交へて其地を取り、兵を置いて守らんとの御見込ならずや、

日「否、

英「臺灣の地を押領せば終には支那と兵を交るに至らん、

日「初めより押領する見込は無し之候、其地の取締は支那政府に任すべき也、支那政府も其地を失わん事を恐れなば、取締位の事は可致ならん、

と極力日本の出兵が蕃地の『押領』にあらすやとの質問を出して、我方の確固たる言質を取ることに努め、以てこれを他日に備えむとしたのである。終りにパークスは『此末如何成行も貴國と支那との間の事なれば、何も申に不及候得共、貴國萬國公法に反せり』と斷じ、威丈高になつて我方の出兵を難じた。

かくの如く英國は始めから『中立』的態度を採らむとしたのであるが、しかし實は日本を出來得る限り制肘して出兵を斷念せしめむとし、わが方がこれに構はず斷乎出兵するや、今度は支那の主權を侵害し國際法に違反するものなりと難するに至り、多分に支那側に同情を寄せたのであつて、かくの如きは眞の純粹なる中立といふを得ず、支那に同情を示すの態度を採ることに依りその支那側において有する自國の權益を伸張擴大せむとの意志を有して居たことが想像されるのである。かくて我國は幕末以來常に英國の老獐外交によつて毒せられ來つたと謂はねばならぬ。

19 大日本外交文書、第七卷、第二三頁乃至第二四頁。

19 大日本外交文書、第七卷、第二八頁。

20 大日本外交文書、第七卷、第二四頁以下。

21 大日本外交文書、第七卷、第三二頁。

22 大日本外交文書、第七卷、第三五頁。

23 大日本外交文書、第七卷、第三八頁。

24 大日本外交文書、第七卷、第四九頁乃至五〇頁。

25 大日本外交文書、第七卷、第六五頁。

26 大日本外交文書、第七卷、第七二頁。

27 大日本外交文書、第七卷、第九三頁。尤もこの回答文が先方へ果して發送されたか否か明かでないが、恐らく發送

されたものやうである。

28 大日本外交文書、第七卷、第六九頁以下。

29 大日本外交文書、第七卷、第一二五頁以下。

次にアメリカは如何であつたかといふに、これはイギリス等に比較すると遙に嚴正中立的であり、少くとも彼れの如く執拗にして老獐なものではなかつた。既にして明治七年四月十八日、ピングム公使は寺島外務卿に書を致し、『本月十七日發行ジャパン・デリー・ヘラルド新聞紙中一條款ありて始て致<sup>30</sup>承知候、即ち日本方今征討を擧ぐ、其目的たるや臺灣島の

東部に居留を開き、隨て永世愛を領略するに在り云々、又右條款中確と論ぜる趣は、米利堅の國旗を翻せる米利堅船を雇へり、然るに此儀に付ては必要至當の公告も無れば、此舉は則ち半は掠奪に屬せる者なり、而して米國公使ビンナム氏も右船雇入の儀、明許せずとも默許致せしなり、又米利堅政府に於ても士官を其職務に雇入るゝを許せしなれば、全く此征討を允可せし者なり云々、右の議論は貴政府に於て清國に對し或は其國民の一部に對し戰爭を起せる段嚴然辨説有之候得ば、米國の何船が臺灣に對し陸海征討の爲め日本政府より御雇入相成候趣に有之哉、且又右征討の爲め何等の米國士官或は米國人民御雇入相成候哉、致承知度候、拙者儀は斯る戰爭の爲め米國船或は米國士官雇入の儀に付、談判を受候儀決して無之、米國人二名貴政府に雇入れられ候者も、何れの國に對しても戰爭の爲めに雇入れられ候儀に無之、且又、清國、或は其他米國と平和なる何等の國に對しても、閣下の政府に於て争鬪の舉動無之段確證申候、閣下の政府に於て、清國或は其人民の一部或は何等の他國或は其人民を論ぜず、拙者引證したる如き條款に因て貴政府に歸する如き争戰の御志的有之哉、拙者直ちに之を承知致度は、我政府の當然要する處なり、故に閣下に於ては無猶豫亟かに御報知有之度候、若貴政府に於て如斯事業を行はるゝ事を拙者承知するに非んば、貴政府

より清國政府或は官員或は其國民中何部分を論ぜず、之に敵對する爲め陸海征討に我國船或は國民を使役する事を、拙者我政府の名目を以て公然拒む者は拙者の職務と相考候、蓋し如「此使役は我國法に因て禁制致す所に候」と論じ、要するにその中立維持の立場から米國人および米國船舶がわが征蕃軍のために使役せらるることを拒まむとするものに外ならぬ。しかして既に述べたる如く、米國人リ・ゼンドル及びカツセル並びにワツソンの三人は夙に我政府に雇入れられて、生蕃討撫の事業に參畫せしめられて居たことを茲に改めて注意すべきである。

ところで、ジャパン・デーリー・ヘラルド紙はイギリス系の新聞であつて、註三十に引用する如く全く虚偽の捏造記事を掲げたのは、アメリカを窮地に陥入れむとの目的を以て故意に書いたこと勿論であるが、米國公使としてもその立場上これを見ては我方へ何等かの交渉をなし來ることは當然である。そこで寺島は翌十九日直ちに公文を以て回答を與へ、その中で英國公使に與へたると同趣旨の派兵理由を陳辯すると共に「就ては、貴國船舶人民相雇候とも、全く平程の目的に有之候、左様御承知有之度」とはいつたが、米國人および米國船舶を征蕃のために使役するともしないとも論及して居らない。これは故らに論及するを欲し

なかつたか否かは明かでないが、それにしてもピンガム公使は恐らく満足し得なかつたことと推測される。

果せる哉、ピンガムは即日（四月十九日）文書にて、日本政府の臺灣出兵は清國これを敵對行爲と見做す虞あるに付、清國政府の書面に依る諒解を得るまでは、米國船ニューヨーク號の御用船たること、及び嚮に雇入れにかかるリ・ゼンドル、カッセル並びにワツソンの三名を臺灣へ従軍せしむることを差止められたき旨を要請し來つた。仍つて寺島外務卿は三條太政大臣に對し、『米國公使より唯今書簡到來、李仙得・カッセル及ウアスン宛三通の書東添書、右等并ニウヨルク船、御國政府にて御差留相成候様申出候、差懸り翻譯間に合兼候間、明日にも本書譯可奉入御覽候得共、右船并人員差留方の儀は夫々其筋へ御達有之度奉存候也』と上申すると共に、この旨を同月二十二日にピンガムへ通告するところがあつた。されば、この申入をなし來れるにつき元々何等の他意なかりし米國公使は、翌日直ちに返翰を寄せて深く感謝の意を表すると共に、重ねてその申入れの趣旨を陳辯し、『倍、我政府は日本國と外國との交際に關係するの意は無之候得共、我國法に於て合衆國と平和なる國へ對し戰爭を爲す國の陸海軍に、我人民の從事するは堅く禁止する處に有之、貴政府に於て御備

役相成居候我人民等、右國法遵守可致様、貴政府にて御注意被下候は敢て不疑處に御座候』と頗る穩かな態度を以て臨むで居るのである。これをバークス英公使の態度に比較するならば大變な相違であることが一見して明かであらう。

かくして、先づ兼てより日本政府に雇はれ居るリ・ゼンドルは四月二十五日に書をピンガム公使に呈し、その厚意を謝し且つ遵守する旨を述べ、また大隈臺灣蕃地事務局長官も同月二十七日附を以てリ・ゼンドルに對し、『東京に在る米國特命全權公使ジョン・エ・ピンガム氏、今度フアルモサ出張の事件に付異論有之、貴下を始めカッセル、ワツソン兩氏の出張をも我政府より差留候様、四月十九日付の書簡を以て申立有之候段、東京政府より申來候、且、同時に貴下及前條兩名へ米公使よりの書簡三通差出され、貴下宛の書簡は拙者落手いたし候に付、即刻御達申置、兩名宛の分は北海丸船中にて、福島より夫々配達致し候に付、ピンガム氏異論の趣は、各委詳御承知の事と存候、因て別紙米公使四月十九日付の書翰寫相添前條の次第も貴下え御達し及候條、此旨領承、前陳兩名えも御達し有之度候』と申し送り、米國公使の來示の趣を傳ふところがあつた。

ピンガム公使は翌々二十九日に寺島外務卿を訪問し、米國船ニューヨーク號及び御雇米人



三名の發遣差止方に關し改めて念を押し、且つ電報を以て長崎在勤米國領事に對し、ニューヨーク號は日本政府が蕃地行を免ぜられたるにつき港中に停泊せしむべきことを命じて居る。然るにカツスル及びワッスンは西郷の命に依り厦門へ出帆したので大隈は大いに驚き、直ちにリ・ゼンドルに對し、かかる米國公使の意に反したる行動は日本政府の處置を煩はすの外なきにつき、至急上京してビンガム公使と會見し、兩名が臺灣へ出使する政府の意を諒解せしめたならば、甚だ好都合であると思ふから、至急西郷都督と會ひたる上にて長崎より上京せよと命じた。

この命令に接したるリ・ゼンドルは直ちに西郷に對し上京の旨を願ひ出で、その理由として、『別紙大隈氏の長崎往復第三號の書簡貴下へ差出申候、隨て同氏より申來れる趣旨を幫助せんには、左に陳述する丈の事件有之候、合衆國公使ビン・ハム氏は、貴下へ數ふべからざる程の難事を引起せり、因て此難事を避け除ざる間は既に臺灣島を指して出發したる人々と貴下の合體せられん事、之が爲に妨碍せらるべし、亦た彼の既に發せし人々は、若し首長なくして彼の野暴の土地に永く滯居せられ候、或は最も悲歎すべき運命に遭遇する事あるべし、而して予は現に臺灣島への使節に加はり同行の榮を蒙るに、皇帝陛下は予が力の及ぶ

だけは、貴下の爲に盡すべしとの叡慮あらせられたり、然りと雖も東京に於て前條の難事を正に處分することとなり、ビン・ハム氏不正の壓制に任かせんと決定せらるゝ間は、予が此地に在つて貴下の爲に用を爲すや甚だ僅かなる事判然なり、故に之に反し、予若し東京に赴き大隈氏の擇まれし處の予が奉すべき使命に付ては、假令予に不適當の事と雖も、政府の重官に謀り輔翼を仰ぎ、助力を得て以て成功を奏し、貴下の憂慮を少ふせんと信用する所あり、因て貴下もし此等の見込に付御同意あらば、其旨御回達あらん事希望いたし候、而して予は直に發足の用意可致候』といつて居るが、兩名の出帆を米國公使が頗る憤激し且つわが政府が困難な立場に立たせられつつあるかの如く受取れるのである。そこで西郷も誠に残念ではあるが事情止むを得ないから上京するのはよいが、ただ一兩日中に大久保參議が長崎へ來着することになつて居るから、その上にて上京せよと五月一日附にて指示を與へて居る。西郷としてはリ・ゼンドルを手放し難かつたことを反面においてよく物語つて居るのである。

さて、カツスル及びワッスンの兩名が米國公使の申入れに反して出帆したことは容易ならぬ外交問題を生ずるかも知れなくなつたので、取り敢えず寺島の命により五月六日上野外務少輔はビンガム公使を訪問して、豫じめ事情を陳辯するところがあつた。すなはち、米國人兩

名が厦門へ向けて出帆したのは全く行違ひであることを述べたるに、米公使はそれは甚だ氣の毒の至りなりと云ひ、且つ兩名は拙者の命令にも隨はずまた日本政府の命にも背きたるものであるから、かかる事件は米國政府において法制きびしい故、追てそれらの處分を致すべき儀であると述べ、進むで日本政府は如何に處置せむとするかを質した。これに對し上野は、大久保内務卿が近日中に歸京するし、且つ山口外務少輔も既に東京へ向けて長崎を出帆の由であるから、いづれ委しい事情が判明したる上にて處分あるべきなるも、カツセル及びワツスン兩名は厦門へ向けて出帆したるものなるに付、同所において我が政府の命令を待つやう電報を打つて置いたる旨を答へて居る。次いでビンガムは、厦門へ兵隊を派遣したのは日本政府の命令なるかと質し、上野から、『先度命令イタシ置候儀有之候得共、尙我政府ノ都合モ有之、長崎へ相待居候様更ニ命令イタシ候得共、行違ニテ右ノ次第ニ相成候、』と如何にも曖昧なることを言つて居る。さればビンガムは事態の容易ならぬことを告げつつも、なほ友好的態度を失はず、『我國旗ノ下ニ在ル船舶并ニ我國ノ人民サへ此度ノ役ニ御使用無之候へ、拙者ニ於テハ貴政府ノ御所分ニ聊關係可致儀へ、勿論無之儀ニ候得共、御命令ノ行違ニテ右様ノ儀到來イタシ、實ニ不容易ノ事件ニ至リ候様相考候間、平生交和ノ親意ニ

依ツテ想像スルニ甚御氣ノ毒ノ事ニ候、』といふの餘裕を示して居る。ここにも英國公使パークスとの顯著なるコントラストを見るであらう。

かくするうちにリ・ゼンドルは東京に歸着し五月十八日に寺島外務卿と會見した。席上、寺島は、今回足下を呼戻したのは最初は當方にて支那は別に文句も言はないと考へ、また各國も矢張り同様だと思つて居たが、足下達が長崎へ出發後、支那より軍艦を出したなどの諸説が紛然と沸騰したからであるとその理由を説明した。ところが、リ・ゼンドルは内心不満であつたと見えて、自分が出立することは前以てビンガムは承知して居た筈であり、またワツスン外一人もこの事につき日本政府に雇はれた事情も心得て居る筈だと不満の意を表したので、寺島は、一體出兵に關しては支那政府へよく談判が整つて居らないけれども、支那政府としては敢て我れに抗せざる筈である。それで我方が内々に仕事をするならば黙認したのであらうが、公然と事を始めたので支那政府でもこれを黙過し得なくなつたもののやうである、だから、最初支那政府と我が官員とが話合つたやうに、公然と長崎から行かず佗處から竊かに行けばよろしかつたのだ、と述べた。しかし、リ・ゼンドルはこれと異つた見解を有し、自分はそれには構はずと思ふ、蓋し米國も今回と同じ方法で以て曾て生蕃を討伐して居

るからである、と考へて居るが、寺島としては米國と日本とは同日に談じ得ないと反駁し、その他色々意見を交はして會見を終つて居る。これに依つて見るも、出先當局の意見は相當に強硬であつたことが知られるのである。

かくして、既に臺灣に渡りたるカッセルはリ・ゼンドルに對し蕃地の狀況に付いて重要な報告を致し、<sup>40</sup>またビンガム公使は、六月二十六日に至り米國船ニユーヨーク號の臺灣行中止に關する訴訟裁判のため參考書類の送付方を依頼し來り、<sup>41</sup>我方ではこれを同月二十六日に送付して居る。<sup>42</sup>この訴訟一件は横濱在留の米國領事の裁判によつて敗訴となつたので、我が政府は更にこれをカリホルニヤの米國地方裁判所へ控訴するなどの事件にまで擴大した。<sup>43</sup>

前に屢々論述した如く、米國公使は日本政府の雇入れにかゝる米國人を戦争行爲に使役せざるやう切に懇望するところがあり、我方としてもその意を汲んでリ・ゼンドルを態々長崎から召還して居る程であるにも拘らず、他の二名は敢て臺灣へ渡り、<sup>44</sup>またもリ・ゼンドルの如きもその後厦門へ公務を帯びて行つたために、遂に米國官憲のために逮捕せらるゝに至つた。その次第は前に既に述べた通りである。故に、これ等の點においては日米間に外交問題が発生したわけであるが、しかし、それにしても米國が今次の日清紛争に對して中立を守ら

むとするの政策の示現に外ならず、わが行動を制肘せむとするが如きことのなかつたのは當然のことであるとは謂へ、また一面には英國公使と緊密ならざるものゝありし結果である。

それから、米國公使の最も關心を拂つて居たのは七月下旬頃に行はれたる日清兩國の開戦論についてである。若し兩國が開戦する如きことがあるならば米國としても少からぬ影響を受けるからである。それで、ビンガムは七月二十八日に寺島を訪問して開戦の眞偽に關する質問をなした。<sup>50</sup>但し、彼れはパークスが日本に對し威嚇的言辭を弄したのとは異つて、劈頭まづ、米國は日本に嘴を容るゝが如き意向は毛頭もないが、ただ日清兩國と締結せる條約を遵守する必要上、いさゝか伺ひ度きことがある、但し『強て質問候譯にては無之候間、御差支さへ無之候得ば、御洩し被下度候、近頃聞く、日本政府支那と戦端を開くとの事、眞なりや否、』と應揚な態度を以て質問の口を切つた。

これに對し寺島は、『此義に付ては兼て御話申候通り、此方於ては初めより支那政府へ對し戦を交る積りは無之、依て素より其用意は不致候、然るに支那政府は大に恐れ戦の用意をなすとの事也、右蕃地へ人を遣すの事は、先年既に談判済の事にて、支那政府も承知の事也、乍然兵を送る事は支那へ懸合は行届居不申候、依て支那政府は臺灣を掠奪に來るものと見

なし、大に騷擾すとの事なれども、此方於て支那と戰ふ意は無之候、『云々と答へ、また『支那より出張の兵隊、日本の兵隊に對し戦ひたるとの説あり、實なるや』に對しては、かゝる事實なきことを明答して居る。しかして、辭するに方りビンガムは重ねて、かくの如き質問をなしたるも決して内政干渉の意に基くものにあらざることを釋明し、且つ『臺灣事件は早く平定候事を祈居申候』と附言して居るのである。英米兩國公使の顯著なる態度の相違がこゝに明確に看取されるであらう。

こゝまで書いて來ると、昭和十六年十二月八日未明、わが陸海軍は米・英兩國軍と西太平洋において交戦状態に入りたる旨のラヂオ放送あり、全身の血湧き肉躍り、愈々必勝のために邁進するの覺悟を固むると共に、明治初年の米英兩國が採りたる對日外交を回想して感慨深きものあるを惟ふ。一言記して以てこの肇國以來の歴史的事件を傳ふと云爾。

30 大日本外交文書、第七卷、第四一頁乃至第四二頁所收の明治七年四月十七日發行ジャパン・デーリー・ヘラルド紙の記事を左に掲げて置く。

余輩は臺灣征伐ノ一條ヲ刊行シタル以來、別ニ詳報ヲ得ズ。其處置ノ曖昧異常ナルヲ以テ考フレバ、日本政府ハホルモサニ兵ヲ遣ル目的ヲ明カニ世人ニ報知セザル可カラザル事必セリト雖ドモ、臺灣ニ赴クベキ船隊ヲ備ヘタル

外、政府ヨリ一ノ信ズベキ陳述ヲ得ズ。

臺灣即チホルモサハ、支那帝國ノ境界内ニ在ル事論ナシトスレバ、和親國ノ土地ヘ兵卒ヲ上陸セシムルハ、豫メ兩國ノ間ニ約ヲ定メテ相互ヒニ同意シタルヲ示スニ非ザレバ其土地ヲ犯セルナリ。臺灣ノ蕃民暴行ノ罪アルハ余輩之ヲ聞知セリ。日本人之ヲ支那政府ニ訴ヘタルトキ、支那政府ハ臺灣蕃民ノ所行ニ擔任セズト答ヘ、日本人ノ意ニ任シテ償ヲ取ルヲ許シ、若シ償ヲ得ザレバ力ヲ用テ強テ償ヲ取り懲罰スルヲ肯ジタルモ亦余輩ノ聞知スル所ナリ。然レドモ政府ハ此事ヲ公告スルヲ怠リシノミナラズ、數回ノ應接ニ外國公使ヲシテ明カニ之ヲ知ラシメズ、此事ノ明瞭ナラザル間ハ後來ノ困難ヲ避ル爲メ固ク局外中立ヲ守ルハ、外國公使ノ職務ナリ。其故ハ、他國ノ土地ニ兵卒ヲ上陸セシムルハ戰爭ノ原因ニシテ、必要ナル政府ノ公告アルニ非ザレバ、其處置敵意ヲ表セリトセザルヲ得ズ。然レドモ東京政府ノ日誌ニモ北京政府ノ日誌ニモ、是等ノ公告無シ。實ニ異シム可キ事ナリ。支那ハ僻遠ノ所領ヲ管轄スル嚴ナラズシテ、威嚴十分ニ行ハレズ、其地ノ主宰ニ良政府ノ要訣ト兩立シ難キ大權ヲ與ヘ、又露西亞漸々其北境ヲ蚕食スレドモ之ニ抗スル能ハザルハ、余輩ノ知ル所ナリ。然レドモ露西亞ト日本トヲ比較スレバ、其大小強弱固ヨリ同日ノ論ニ非ズ。支那ハ強大ノ露西亞ニ許ス自由ヲ、恐クバ小弱ノ日本ニハ與ヘザル可シ。北京ニテハ日本ノ臺灣ニ兵ヲ遣ルヲ何ト看做スヤ未ダ聞知セザレドモ、其目的ハ實ニ一ニノ蕃民ヲ懲罰スルノミニアラズ、又島ノ東方ニ殖民シ、終ニハ永ク之ニ占據セント欲ス。此ノ如キ日本人ノ舉動ヲ見テ支那人ノ意ニ介セザルハ、余輩ノ信ズル能ハザルナリ。又目今日本政府ヨリ臺灣遠征ノ事ニ付テ北京ヘ遣差スル使節ノ巧言ノ爲メニ支那人ハ説服セラルベシト支那人ヲ蔑視シ難シ。

縱令ヒ日本ハ土地ヲ取ラント欲スル意無キニモセヨ、其所行常ニ異ナリ。試ミニ之ニ類似スル例ヲ設ケテ論ゼン。夫レ新ジールランド島ハ英國ニ屬シ、島ニハマオリースト云フ人種アリ。名ハ英國ノ管轄ナレドモ、實ハ自カラ隨意

ニ事ヲ處シ、島内ニ在テハ英國政府少シモ制御セズ、假リニ亞米利加ノ漁鯨船、島ノ南岸ニ於テ破船シ、生存セル者土人ニ殺サレタリト看做セ、英國政府ハ土人ヨリ償ヲ爲サシムル力無シ。然レドモ亞米利加人ノ英國ノ領地ニ上陸シテ、罪ヲ犯セルマオリース人ヲ伐タン爲メ兵ヲ遣ルニ任センヤ。此間ニハ唯一ノ答アルヲ知ル。又亞米利加人征伐ヲ爲サント決シ、運送船ヲ備ハント欲スルト看做セバ、亞米利加人征伐ノ目的ヲ公告セズ、英國ニテモ亞米利加人ニ征伐ヲ許シタリト明言セザルニ、他國ノ旗章ヲ豎タル船艦之ニ備ハルルヲ許サンヤ。然ルニ日本在留ノ亞米利加公使ビンハム氏ハ、獨リ其同僚ニ反シテ支那日本兩國ニ於テ缺ク可カラザル公言ヲ爲サザル間ハ半ハ劫掠ノ征伐ト看做ス可キ事ニ、其國旗ヲ掲ゲタル船艦ノ使用セラル、明カニ許シタルニ非ザレバ暗ニ默許セリ。亞米利加政府ハ此征伐ノ眞ノ目的ヲ十分ニ知ラザルニ似タリ。否ラザレバ何ヲ以テ其國ノ官吏、日本政府ニ使用セラレテ征伐ニ加ハルヲ許スニ至ランヤ。亞米利加ハ支那ト和好ヲ結ベル國ナレバ、他國ノ支那領ヲ攻ムルヲ助ケバ、支那ヨリ損失ノ償ヲ要セラル可シ。若シゼネバニ於テ定メタル大理ニ本テ、後來再ビ仲人ノ裁判ヲ乞フ可キ事起リ、英國ノ次ニ其大理ヲ犯シテ苦シム者第一ニ亞米利加ナラバ、實ニ奇トスルニ足レリ。ワシントン氏其國人ニ紛亂ヲ拓クベキ聖好ヲ避クベキ事ヲ勵メシハ賢ト謂フ可シ。亞米利加人方今ノ情狀ニテハ早晚擾亂若クハ失錯ニ陥ルベキ事件ニ加ハリタルヲ後ニ悔ニル事アル可シ。

以上の記事はすこぶる反日的悪性のものであつて、日本を誣ふるも亦實に甚だしきもので、斷じて默過し得べからざる底のものなるも、不幸にして當時の日本は未だ實力微弱のために如何ともすることが出来ず、政府としても別に英國公使パークスに對する抗議をなしたるの跡を見ない。また米國公使ビンガムを非難して居る點は彼れをして憤激せしめて居ること上述の通りである。しかし、この記事は何人が書いたにしても、恐らくパークスの意に副ふものであつたことは容易に想像し得るところである。まことに險險の舉と謂はねばならぬ。

- 30 大日本外交文書、第七卷、第四〇頁乃至第四一頁。
- 31 大日本外交文書、第七卷、第四三頁。
- 32 大日本外交文書、第七卷、第四六頁乃至第四七頁。
- 33 大日本外交文書、第七卷、第四七頁。
- 34 大日本外交文書、第七卷、第四七頁。
- 35 大日本外交文書、第七卷、第四七頁。
- 36 大日本外交文書、第七卷、第四九頁。
- 37 大日本外交文書、第七卷、第五〇頁乃至第五一頁。
- 38 大日本外交文書、第七卷、第五一頁乃至第五二頁。
- 39 大日本外交文書、第七卷、第五四頁乃至第五六頁。
- 40 大日本外交文書、第七卷、第五六頁。
- 41 大日本外交文書、第七卷、第五八頁乃至第五九頁。
- 42 大日本外交文書、第七卷、第五九頁。
- 43 大日本外交文書、第七卷、第六一頁。
- 44 大日本外交文書、第七卷、第六七頁。
- 45 大日本外交文書、第七卷、第八七頁以下。
- 46 大日本外交文書、第七卷、第一一五頁以下。
- 47 大日本外交文書、第七卷、第一三四頁以下。
- 48 大日本外交文書、第七卷、第一四〇頁。

49 大日本外交文書、第七卷、第一八〇頁以下。

50 大日本外交文書、第七卷、第一六九頁以下。

征蕃事件に關し我が政府へ外交活動をなしたのは英米兩國の外にスペインがあつた。これは同國が臺灣の近くにて、ヒリッピン島を領して居たために、日本の出兵目的の如何に依つては或ひは同島から日本船に對してなされる石炭の補給を中止し、以てその中立政策を堅持せむがためであつた。しかし、同國は決して英米の如き執拗な態度を採つたものではなく、且つ又、わが方でも極めて軽くあしらつて居るのに興味を惹かされる。すなはち、四月十三日、スペイン代理公使が上野外務少輔を訪問してなせる問答は、如何にも我國が臺灣を略取するかの見解を前提として居るあたりは、これが當時の列國外交官の頭腦を支配して居つたものと想像せられる。彼れは先づ上野に對し我が出兵目的を訊し、臺灣を距る凡そ三四十里の處にフリツプ島といふ處にバンタン港があり、日本兵船の求めあるときは石炭等の缺乏をも補はざるを得ないから、出兵の目的を承つた上にて本國政府へ申報し、且つ其他の鎮臺へも通達致したい、と切り出して來た。そこで上野は、寺島が英米公使等に與へたると同様の説明をなしたるところ、兩者間に次の如き問答を交した。<sup>51)</sup>

西「若御掛合御談判等、彼輩於テ受ケザル時ハ如何御所分相成候哉、

日「掛合等ヲ受ケザルトノ儀ナラバ、其旨報知有レ之次第、我政府ノ決議ニ因ルベシ、然レドモ卒然西

郷氏ヲ暴殺セントセバ、其時ハ臨機ノ所分ニ可レ有レ之候、

西「茲ニ一言申上度儀有レ之、貴政府於テ御受合被レ下間敷哉、

臺灣島ヲ御領地ト被レ成候儀無レ之様致度候、其仔細ハ、全島咸ク清國所領ト見做居、假令政教違バザ

ルニセヨ、是乃スマタラ地方荷蘭ニ不レ服ト雖モ、各國ニテハ之ヲ荷蘭所屬ト見做シテ手ヲ降サズ、

アルゼリノ西班牙ニ於ケルモ亦然リ、依テハ今般琉球人等ノ爲ニ膺懲ノ師ヲ起サセラレ候儀、外國

人航海ノ爲ニモ相成、至極悦バシク候へ共、清國ノ所屬タル臺灣地ヲ御征討ニ付、我領地ニ於テ石炭

等ノ應援ヲ致サバ、後日ニ至リ貴國ノ爲ニ清國ヲ敵視スルニ相當リ、不都合ノ儀有レ之候間、右同島

取。締。丈。ケ。ニ。テ。地。ヲ。略。取。ス。ル。儀。無。レ。之。様。ト。ノ。事。ニ。候、

日「此御受合へ相成難候、尤、我國人等ノ劫殺掠奪ニ逢ヒ候文、清國政府於テ補理相成候へハ宜敷候、

併前年副島外務大臣、同政府へ對シ右一件及ビタレドモ、何分確乎タル答モ無レ之、此末同政府ノ所

分ヲ待タバ、幾年ノ後航海・漂流人等保護可ニ相成二期ニ至リ候哉、際限モ無レ之儀、既ニ米國人清國

政府ニ談判及ビ候節モ、何等涉々敷事モ不ニ相見候ニ付、直ニ同島へ取掛リ候儀ニ有レ之候、

西「清國ノ政令違バザル故、貴國於テ御所分相成候儀當然ニハ候へ共、前年米國ノ所置候此地ヲ取ント

スルニハ無レ之候、

日「我所分トテモ之ヲ取ントスルニハ非ズ、然レドモ清國政府於テ琉球或ハ備中人ノ爲ニ満足スル丈ケノ埋合セヲ爲サベ、敢テ手ヲ降スニモ及申間敷候ヘ共、其儀ナケレバ不レ得レ已事ナリ、

西「貴政府ノ御決議ニ於テ同島ヲ取ル趣意ニ無レ之、唯懲戒丈ケノ趣、公然御報知被レ下度儀、左モ無レ之候テハ、前申陳ル如ク我領地ペンタン於テ石炭ヲ補フ能ハズ候、

日「假令土蕃等ヲ盛殺シ・村落ヲ燹滅シ・無人ノ郊原トナストモ、將來航海人ノ安寧ヲ見ル丈ケノ所分ヲ爲サズンベ不ニ相成、尤、清國政府ノ政令速バズト云ハバ不レ得レ已儀ニ有レ之、併シ貴下ヨリ書面ヲ以テ御問合ナクンベ、我方ヨリ公然御報知難ニ相成候、

西「委曲書面ニテ何度候ヘ共、明日佛國郵船出發ニ付、右便ヲ以テ本國ヘ申遣度候間、唯今伺候儀ニ有レ之候、

日「前申陳ル如クニシテ盡クセリ、

西「同島ヲ御略取被レ成候共御勝手次第也、併シ膺懲ノ典丈ニ候ヘハ、ペンタン於テ石炭等ノ助ヲ爲スベシ、然レドモ同島ヲ御取被レ成候トノ御目的ニ候ヘバ、後日清國政府ヘ對シ不都合ニ付、局外中立セザル不レ克候、

日「兎角、清國政府ノ答次第ニ因ルベキ事ニ候

更に同日午後の會見においても右に引續き我が出兵目的につき改めて訊した後辭去して居

るが、右の對談は我方が寧ろ高飛車に出て居ることを感ぜられ、西班牙はただ只管に局外中立を守ることのみに吸々とし、これ以外に全く他意なかりしことを知り得るけれども、我國が臺灣を『略取』するにあらすやと疑惧すること濃厚であつたことが、これに依つて十分に窺知することが出来る。そして、上野はこれに對し『略取』はしないと謂ひつゝも、些か判然たらざるものがあり、西班牙公使として心底から納得し得ないものゝあつた爲に、同日午後に又々外務省に上野少輔を訪問したるも、依然として確然たる回答を與へられずに辭去したのであつた。

51) 大日本外交文書、第七卷、第三二頁以下。

## 五 柳原公使の接衝

わが征臺の舉を耳にするや、列國殊に英米兩國公使は逸早く我方に對して、活動を開始したるに、日清兩國間においては悠々として交渉をなさず、漸く明治七年四月十三日に至つて西郷都督より李清國閩浙總督に宛て、生蕃討撫事情を通告したる有様であつた。<sup>1)</sup>これ蓋し前年副島が渡清して生蕃の暴虐を交渉したるところ彼地は清國の政令速ばざる地なりと、責任

逃れのためのその場限りの遁辭を弄したるにつき、我方としては最早や討撫に關し豫じめ清國と外交的諒解を遂ぐる必要なしと認められたからであつた。

一方、清國政府では五月四日に沈上海道臺からわが上海在勤の品川領事に對し、臺灣出兵の實否および柳原公使の上海到着の期日を照會し、並びに若し出兵せしことが事實ならば柳原公使の着任するまで右艦船を停められたき旨を申入れて來たけれども、品川領事は、柳原公使の上海到着期日は不詳なる旨を答ふところがあつた。<sup>3)</sup> 次いで五月二十一日（同治十三年三月二十六日）恭親王等は寺島外務卿に書を送り來り、臺灣の蕃地は明かに清國の版圖であるにも拘らず、近日の新聞紙及び沿海の各地方官の申報に依れば、日本は兵を以て該地を攻撃せんとせらるゝものゝ如くであるが、これ果して事實なりや否や、至急回答を俟つ趣旨の照合を發して來た。<sup>4)</sup> 實に吞氣千萬なりと謂はねばならぬ。英米公使等が我が外務卿を訪問してより正に一ヶ月後のことに屬するのである。

これと同時に、嚮に西郷より出兵の通告を受けたる李閩浙總督は五月十一日に西郷に對し臺灣全島が清國の版圖であることを強調し、日本が臺灣へ出兵せるは日清條約に違反せるものであるから速に撤兵され度きことを求め來りたるも、<sup>5)</sup> これに對しては上海在勤の品川領事

より陸福建鹽法道へ、「臺灣出兵に對する李閩浙總督の抗議に關しては、西郷都督より同總督への複答により處理すべきこと」を回答した。<sup>6)</sup> 然るに、陸福建鹽法道は六月三日に重ねて品川領事に書を寄せ、李閩浙總督より西郷都督に對し臺灣撤兵方の申入ありたるを通報し、本件を柳原公使等に轉報せられたしと申出て居る。<sup>7)</sup>

當時、清國側の狀勢が如何であつたかを知ることには有益であるから、五月十三日に上海にて小牧開拓七等出仕から黒田開拓次官に宛たる報告書を次に引用して置かう。<sup>8)</sup> 曰く、

……當地着早速日本領事始め面會、當國事情聞亂し候處、去る五月四日、上海道臺沈秉成と申者より別紙の通日本領事品川忠道へ申遣候由、右の趣にては臺灣生蕃地方とても支那幅員中なれば、我國より勝手に着手可致答に無<sub>レ</sub>之意十分に相見、尤是は道臺一己の議論には無<sub>レ</sub>之、即ち當國の外國事務總理衙門の趣意と被<sub>レ</sub>察申候、左候得ば、支那政府は臺灣全島を其管内と致し居候には相違無<sub>レ</sub>御座、且又當地新聞紙をも略覽仕候に、日本の支那政府に照會なく臺灣に出兵するは不條理との議論餘多有<sub>レ</sub>之、畢竟昨年天津にての談判は全く無證據の物に屬し、此末長崎より臺灣へ向け出發の諸船彼地にて事を發し候上は、尙更當政府とは勿論、各外國へ被<sub>レ</sub>對候ても御難題の次第と鄙考仕候、前條書面早速領事より東京へ差立候由に御座候得ば、最早入<sub>ニ</sub>尊覽<sub>ニ</sub>候半ばと相考候へ共、爲<sub>レ</sub>念寫取差上申候、下官にも當地着緊急の事情も御座候はゞ、直に歸朝親述仕候含に御座候處、未だ切迫の形況には



無之候間、六七日も此表事狀探偵仕、松村氏等來會の上は、福州厦門へ罷越可申候、福建地方へ支那より出兵の事は確乎たる報知相分り不申候得共、福州には數多の兵員有之候事故、此節防備の爲、兵隊繰出し候儀は、左も可有之との評判に御座候、

長崎より進發の諸船の内、二隻は已に厦門着の由、當地へ相分り居申候、

前條沈秉成の書面に我領事の回答、此義は自分限り回答可致事件に無之候、早速本國政府へ稟報の上、何分の挨拶に可及との大意に御座候、就ては何れ追々使節被差立不申候ては不相成儀と奉察候、何分にも此節の事件は乍恐御着手の順序不相整、頗る匆卒に涉り候敷と奉存候、

支那政府も兩三年來軍艦を造り、又はカトリン砲並スベンセル銃或は水雷等外國より購入、乍不開化も兵備には格別注意致居候事に承り申候、

云々と報じ、更にその追伸として英國パークス駐日公使の活躍を報じ、『昨日英公使パークスより當地の英領事へ電報、日本にて臺灣出兵暫く見合候得共、決して取止め候趣意には無之旨申遣せり、當地領事より直に北京英公使へ通知致候由に御座候』と云つて居る。これはパークスが五月八日に我が寺島外務卿を訪問して交はしたる會談の結果に基くものである。パークスの活躍が手に取る如く看取し得るであらう。

悠々たる清國政府も流石に日本が電擊的に臺灣へ出兵したのに驚き、六月二日に至り臺灣

事件處理のため沈船政大臣を欽差辦理大臣に任命したる旨を恭親王等より寺島外務卿へ通告し來りたるを以て我方では六月二十五日付で、本件は柳原公使より事情を聴取されたと回答した。また欽差幫辦福建布政使潘爵等を臺灣へ差遣し、六月二十二日に社寮營中にて西郷等と會見せしめて居る。この會見においては彼れより先づ日本の出兵目的を訊し、西郷が例の如く答ふると、蕃社の處分は容易のことではなく、且つ蕃地は清國の領地であるから日本に代つて蕃人を捕え、これを日本へ差出すことゝしたい、と申し出たので西郷は言下にこれを拒絶した。そして西郷は、要するに自分はまだ勅命を奉じて行動して居るのみであるから、外交上のことはすべて柳原公使と交渉して欲しいと言ひ、彼の再三の『牡丹蕃地の外にも御手を着けられ候哉』の反覆質問に對し、西郷は『夫は無之候』との答辯を繰り返して會見を終つて居るのである。

次いで彼等は六月二十五日と翌二十六日との二回に亘つて會見し、以上三回に亘る會見の結果を支那側より我が柳原公使に敷衍して、諸蕃社が謝罪の上は速に撤兵の指令を仰がれたきこと、且つ出兵費用の償却には應じ難き旨を通告するところがあつた。しかして、これと併行して沈上海道臺は七月八日に在上海の日本領事館へ柳原公使を訪問し、西郷都督と潘幫

辨との交渉の結果なりと稱し、速に撤兵の指令を西郷都督宛に發せられたき旨を申入れた。柳原はこれを斷然拒否し、その理由として、(1) 藩尉は我れとの前約に背けること、(2) この文書は啓文の體にて公文に非ざれば、印章なくして信憑するに足らず、(3) 藩尉の來輪中、専ら西郷と協議整ひしもの、如く見ゆれども、西郷は外交官ではないから、かゝる事項に介入せりとは考へられず、且つ西郷からの書簡未着であるから信用し得ない、そも／＼藩尉などの片言に因つて國家の大事を決することは出來ぬと強調した。流石は柳原である。

これより先六月七日、上海に在りし柳原公使は潘欽差幫辦に對して臺灣生蕃處置方針三箇條なるものを提示した。その第一は、前年我國の人民を殺害せし者を捕へて之を誅すること、第二は、この處分に付、わが兵に敵對行爲を爲す者は之を殺すべきこと、第三は、蠻野の性、今日服従するも明日背くの風俗にて誠に制し難かるべきに付、必ず嚴しく取締りの道を設立し、永遠に誓つて難民を劫殺せざらしむるの策を定むること、この三箇條であつた。この三箇條はわが征蕃遣軍の根本目的を展示せるものとして頗る重要であつたから、清國側でも重視したに相違ないが、これに對する彼方の回答は、(1) 第一及び第二は、これは専ら牡丹社・卑南社の二ヶ處の生蕃を指して言はるゝものにして、別社の曾て日本人を害せしこと

なき生蕃には關係なしとの意を諒解した、然る上は今後若し再び惡事を爲せし生蕃あるときは、必ず清國みづから兵力を以て處分することゝしたい。(2) 第三條に述べられた點は、清國より必ず約束を履み力の及ぶ限りの保護を加へるから、今後すべての航海船の通行する要隘の處に、或ひは兵營見張所を建て或は軍艦を出し置き、或ひは遠見臺燈明臺を設けて、商船のこの邊に迷ひ入り或ひは再び生蕃に殺害せられざるやう手配し、以て日本の安心を計り、永く和好を敦くしたい、といふのがその趣旨である。これに依れば、(1)も(2)も共に生蕃地が日本のために『略取』されるのではないかとの疑念から、今後のことを清國みづから擔當する意向を表明せるものと謂ひ得る。しかし、それならば何故に昨年副島が交渉に行つたときにその點を明言しなかつたのであるか。こゝにも支那外交の手遅れがあるのである。

この頃(六月十一日)恭親王は柳原公使に對し、生蕃事件に關し寺島外務卿に宛て、差出したる兩度の照合に對し未だ回答に接せず、就ては本件の平和的解決のため應江蘇藩司、沈上海道臺と妥讓せられたき旨を申し出たので、柳原公使は、その照會に對しては近く寺島外務卿より回答あるべき筈であり、且つ又、生蕃事件については既に去る六日と七日に潘幫辦と面談せる旨を答えるところがあつた。清國側が大分狼狽して居る様子が窺はれるのであ

る。尙、柳原は七月一日附公文を以て、わが臺灣出兵の正當なる所以を力説し、寺島外務卿より清國への照覆が來着する迄の間は、また潘幫辨よりの照會あるまで、應江蘇藩司および沈上海道臺と平心辨理し、以て兩國の和好に努めたき旨を開陳して居る。<sup>20)</sup>

かくして外交々渉は容易に進捗せず、加ふるに、七月十二日には恭親王より柳原公使に向つて、豫め總署に照會することなく臺灣に出兵せるは條約違反なる旨を抗議し來り、<sup>21)</sup> 同月十九日には、沈欽差大臣および潘幫辨よりそれ〴〵別個に、嚮に柳原公使の提出したる三ヶ條に關し回答し、蕃地將來の事は清國その責に任すべきにより速に撤兵せられたしと申し入れ、<sup>22)</sup> また恭親王よりも重ねて公使に對し、臺灣出兵の不條理を責め、且つ同事件の解決に關しては沈欽差大臣等と商議せられたいと要請し、<sup>23)</sup> このところ清國側がやゝ強硬なる態度を示せるに至つたやうに看取せられるのである。殊に、八月十三日に至ると恭親王は柳原公使へ宛てたる書簡において從來の主張を一擲して厚顔にも、蕃地には清國の政令が及びて居る旨を主張し、これを無主の地となす所以を反問するに至つて居る。<sup>24)</sup> その主張に節操なきこと實にかくの如くである。これでは清國を相手にして眞面目な交渉をなすことなどは思ひも寄らないことゝ謂はねばならぬ。

勿論、これに對し柳原公使は堅く我が從來の見解を採つて動ぜず、翌々日、臺灣蕃地は清國の所屬に非ずとは繰り返し切論し來りたる旨を以て辨駁し、且つ我が蕃地征討に對し清國側の方策を明答あらむことを要求したのであつた。<sup>25)</sup> これは固より當然である。

これより先、七月十五日附を以て柳原公使に對し我が政府より清國との談判要領及び心得べき條件等の訓令が授けられた。この訓令は田邊外務省出仕が携行し、その北京に到着したのは八月八日であつたから、これに基いて爲されたる接衝は早くて同日以後であつたことがわかる。さて、この訓令はすこぶる重要なものであるから左にその全文を掲げて置きたい。<sup>26)</sup>

臺灣ノ兇暴慘虐絶テ人理ナキハ、獨我民ノ其毒ニ罹ルノミナラズ、萬國ノ同ク見ル所、天人ノ具ニ怒ル所ナリ、清國已ニ共ニ壤ヲ接シ、何ヲ以テ久ク傍觀シテ問ハザルヤ、豈其強悍ヲ恐レテ、ソノ自態ヲ肆シムルカ、甚キハ不易俗ノ古語ニ托言スルニ至ル、是我

皇帝陛下ノ遂ニ都督ヲ派シ、其地ニ臨ミテ其罪ヲ問シムル所以ナリ、乃チ我民ヲ保ノ義務ニシテ、匹夫匹婦ノ爲ニ其驕ヲ報ヒ、長ク東洋航海者ノ爲ニ此一害ヲ除去シ、萬國人民ニ惠マントス、故ニ財ヲ費スラ厭ハズ、竟ニ事ココニ從ヒシニ、今既ニ勦撫其處ヲ得、全蕃悉ク我化ニ向フ、該地ハ清國政府既ニ之ヲ化外トシテ理セザルモノナレバ、其所屬トイフヲ得ザルハ疑ヲ容レズ、サレド今日此地ヲ占領シ、此人ヲ教化スベキノ權ハ、果シテ孰ニ屬スベキヤ、我日本政府、義マタ之ニ任ゼザルヲ得ザル

ナリ、則、官ヲ建テ兵ヲ置キ政ヲ布キ刑ヲ設ケ、皆已ヲ得ザルノ義務タリ、是決テ其地ヲ利シ其人ヲ食ルニアラザルナリ、再ビ蕃ノ猖狂ヲ恣ニセシメザル方法ヲ立ツルハ、日本政府ノ志ストコロ既ニカクノゴトシ、故ニ清國政府ソノ疆場ヲ固センガ爲ニ、我コノ地ニ在ルヲ以テ危懼不安ノ情アラバ、ソノ地ヲ舉テ之ニ與フルモ、固ヨリ吝惜セズ、但爾來ノ處分如何ニアルノミ、即チ潘霽照會書中ニ云ヘル如ク、營汎ヲ設ケ兵船ヲ派シ望樓燈塔等以テ不慮ヲ戒メ通航ヲ利スルノ備充實シテ、我日本政府ノ義務ニ代ルベキモノアルヲ期シ、將タ今日ニ至ルマデ清國政府其接壤ノ地ニ在リテ、其人ヲ化スルノ義務ニ怠リタルニヨリ、我日本政府不レ得レ止コレヲ勦撫懷柔スルニ至リ、我日本政府ニテ廢スル所ノ財貨所費ノ人命モ亦清國政府ヨリコレガ相當ノ償ヲ出サシメン事ヲ要ス、

清國談判ニ付可ニ心得ニ條件

第一

清國委員ト落地處分ヲ談判スルハ、都テ別紙要領ノ趣ニ照シ、毫モ屈撓スル處アルベカラズ、且力メテ談決ヲ促シ、故ナク立約蓋印ノ期ニ遲延スベカラズ、

第二

談判ノ要領、償金ヲ得テ攻取之地ヲ讓與スルニ在リト雖モ、初ヨリ償金ヲ欲スルノ色ヲアラハスベカラズ、是毎ニ論議ノ柄ヲ我ニ取ランヲ欲スレバナリ、

第三

談判漸ク償金ニ涉リ、其額數ヲ論ズルニ至レバ、固ヨリ所費ノ外ヲ要セズトイヘドモ、力メテ我ヨリ其額ヲ言出ス事ナク、彼ノ云々スル所ヲ我政府ニ電報シテ、其若干額ヲ伺定ムベシ、

第四

談判ノ要領、其欲スル所ノ如キヲ得バ、速ニ約ヲ立ツベシ、尤、立約ノ大旨既ニ定ラバ、或ハ人ヲ以テスルモ或ハ書ヲ以テスルモ、一應政府へ通報シ、其答<sup>尤用</sup>電信ヲ得テ之ヲ決定スベシ

第五

前文ノ約成リテ公然コレヲ政府ニ通知セバ、政府乃チ都督ニ命ジテ臺地ニ在ル兵ヲ退カシムル事ニ手ヲ下スベシ、故ニ約成ノ日ハ必速ニ電信ヲ以テ預報スベシ、但、其兵退了ノ期限ハ預定スベカラザルモノアレバ、其旨ヲ伺出ベシ、

第六

潘霽公然ノ照會書ヲ得バ、乃談判ノ端緒ヲ開クモノト看做シ、先面論ヲ先ニシ、書通ヲ後ニシ、臨機制變ノ都合ヲ圖ルベシ

但シ右照會書ハ近便ヲ以テ必ズ政府ニ上ルベシ

第七

沈潘應接ノ爲ニ別ニ一重官ヲ派スルモ其益ナキガ如シ、矢張最前ノ引合懸リヲ追ヒテ、前書公然タル照會狀ヲ得ル時ヨリ談判ヲ初ムルヲ可トス、但其地ハ雙方ノ便宜ニ撰定スル所タルベシ

第八

調帝禮畢、臺地處分ノ事宜奉稟ノ爲、一時歸京ノ命アリトイヘドモ、現地事務如<sup>レ</sup>是上ハ、勢、談判ヲ措テ調帝ヲ先ニスルヲ得ズ、且此事極メテ神速談決ヲ尙ブナレバ、猶更然ラザルヲ得ザルナリ、就テハ一時歸京ノ事モ太ダ要用タラザルハ、必シモ前令ニ拘ラザルベシ、

第九

今者李仙得ヲ派シ、福建地方エ往カシメ、總督其他ノ官員ニ游説セシメ、周旋勤事ノ任ヲ授ク、就テハ雙方ノ事情隔關不<sup>レ</sup>通ベ、必互ニ參差ヲ生ゼンヲ恐ル、依テ兩間實施ノ形況ハ毎ニ相電報シテ、氣脈ノ相通ズル事ヲ要スベシ、

第十

這回ノ機會ヲ以テ琉球兩屬ノ淵源ヲ絶チ、朝鮮自新ノ門戸ヲ開クベシ、是朝廷ノ徵意、當職ノ輿計ナリ、

第十一

命令ニ準據シ、達意談判スルニ因リ、萬一兩國ノ交和相保タザルニ至ルト雖ドモ、注意盡力ノ上ハ責ヲ公使ニ歸セズ、政府其責ニ當リ、自ラ便宜處分アルベシ、必ラズ爰ニ顧慮スル事勿レ、

右の訓令は清國との交渉に臨むに際しての根本條件であるから、これを受領する以前にお

いてなせる柳原公使の接衝は謂はば瀕踏み程度以上を出でなかつたわけである。しかし今これに依れば、我方は一方において蕃地の討撫と開化とを行ひつゝ、他方では清國政府と交渉をなし、原則として償金を出すならば撤兵してもよろしい、と爲すものである。しかし、蕃地が清國の政權の逮ばざる地であるが故に我國の自由意思を以て斷行しつゝも、尙且つ償金を得れば撤兵してもよいといふ主張との間には一脈論理の相通ぜざるものあり、この點はやゝ不利たるを免れなかつたことは、英米公使もまた我が出先當局も知つて居たところである。

果して、右の訓令に基いて交渉を行ひたるも容易に進捗せず、遂に八月二十四日に至り柳原公使は恭親王に宛て、蕃地に關し日清兩國の主張は相反し、論議を繼續することは無益であるから、我方は斷然自主權に依り無主の生蕃を征撫し、わが風化に歸せしむるのみにして、清國の物議を許さずとの頗る強硬なる通牒を發し、恭親王また之に答へて、蕃地は清國の領土であるが故に、清國はみづから有する自主權に基き、物議の如何を論ぜず、進むで蕃地において議辨を行ふ、と回答し來り、こゝに兩者は全く正面衝突し、馬を壁に乗り付けてしまつたのである。これをこの儘に放任するならば、勢ひ日清兩國の間に戦端が開かるゝや

も知れざる場面に立ち到り、容易ならぬ局面になつたのである。しかし、日清兩國ともに心から戦争を欲してゐたのではない。既に前に述べた如く主戦論が横溢しては居たけれども、相互に面目を立て、事態を收拾し得るならば固よりそれを希望したのであつた。しかして、かゝる時に登場したのが外ならぬ一代の英傑・明治政府の柱石大久保利通であつた。次にそれを述べやう。

- 1) 大日本外交文書、第七卷、第二九頁乃至第三〇頁。
- 2) 大日本外交文書、第七卷、第六二頁。
- 3) 大日本外交文書、第七卷、第六三頁。
- 4) 大日本外交文書、第七卷、第七二頁以下。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第七七頁以下。
- 6) 大日本外交文書、第七卷、第九四頁。
- 7) 大日本外交文書、第七卷、第一〇一頁。
- 8) 大日本外交文書、第七卷、第八二頁乃至第八三頁。
- 9) 大日本外交文書、第七卷、第一〇〇頁乃至第一〇一頁。
- 10) 大日本外交文書、第七卷、第一三二頁。
- 11) 大日本外交文書、第七卷、第一二九頁以下。

- 12) 大日本外交文書、第七卷、第一三三頁。
- 13) 大日本外交文書、第七卷、第一三六頁。
- 14) 大日本外交文書、第七卷、第一四四頁以下。
- 15) 大日本外交文書、第七卷、第一四八頁以下。
- 16) 大日本外交文書、第七卷、第一〇四頁以下。
- 17) 大日本外交文書、第七卷、第一一二頁乃至第一一三頁。
- 18) 大日本外交文書、第七卷、第一一三頁以下。
- 19) 大日本外交文書、第七卷、第一二七頁以下。
- 20) 大日本外交文書、第七卷、第一四一頁以下。
- 21) 大日本外交文書、第七卷、第一五四頁。
- 22) 大日本外交文書、第七卷、第一五九頁以下。
- 23) 大日本外交文書、第七卷、第一六一頁。
- 24) 大日本外交文書、第七卷、第一八五頁。
- 25) 大日本外交文書、第七卷、第一九二頁。
- 26) 大日本外交文書、第七卷、第一五五頁以下。
- 27) 大日本外交文書、第七卷、第二〇〇頁。
- 28) 大日本外交文書、第七卷、第二〇〇頁。

## 六 大久保利通の渡清と英國公使の奔走

日清交渉が破局に直面するや、事態の容易ならざることを察知したる明治政府の大黒柱としての存在たりし參議兼内務卿大久保利通は、みづから名乗り出して清國に使い、全權辦理大臣として清國と接衝せむことを申し出でた。當時、國內の政局必らずしも安定して居たとは謂ひ得ない状態であつたので、政府としては大久保に留守にされることは不都合であつたけれども、彼れの熱望もだし難く、遂にこれを承認した。かくて大久保は八月六日東京を出發したのであるが、このとき彼れに與へられたる全權御委任狀は次の如くである。<sup>1)</sup>

全權辦理大臣 大久保利通

今般全權辦理大臣トシテ清國へ被差遣候ニ付テハ左ノ件々御委任候事

- 一 全權公使柳原前光へ内勅ノ次第及ヒ田邊太一ヲ以テ被仰遣候件々綱領不動ノ要旨ニ候ヘトモ實際不レ得レ止ノ都合ニ寄テハ便宜取捨談決スルノ權ヲ有スル事
- 一 談判ハ兩國懇親ヲ保全スルヲ以テ主トストイヘトモ不得止ニ出レハ和戰ヲ決スルノ權ヲ有スル事
- 一時宜ニヨリ在清國ノ諸官員以下一切指揮進退スルノ權ヲ有スル事

一 事實不得止トキハ武官トイヘトモ指揮進退スルノ權ヲ有スル事

一 李仙得へ御委任ノ次第有之トイヘトモ便宜進退使令スルノ權ヲ有スル事

明治七年八月二日

太政大臣 三條實美

これは實に絶大の權限であるといはねばならぬ。すなはち、先に柳原公使へ與へられたる交渉の原則を取捨することは固より、和戰の決定權を有すると共に、出兵の文武官に對する進退權すらも與へられたのであつた。されば大久保の責任きわめて重大であり、日本の國運は正に彼れの双肩に在つたといひ得る。従つて彼れは非常なる意氣込を以て、隨員權少内史金井之恭・租稅助吉原重俊・開拓使七等出仕小牧昌業・内務省十等出仕川村正平・内務省七等出仕池田寛治・鐵道權頭太田資政・司法省七等出仕名村泰藏・租稅寮九等出仕平川武柄・陸軍大佐福原和勝・陸軍中將關定暉・同坂元常孝・陸軍省十等出仕黒岡季備・同十五等出仕園田長輝・三等議官高崎正風・内務權大錄萩原友賢・陸軍省十等出仕岸良謙吉・内務省五等出仕岩村高俊・司法省七等出仕井上毅等を隨へて出發したのである。

かくて大久保は威風堂々と北京に着し、柳原公使より清國總理衙門に對し大久保の到着せる旨を報じ、且つ會見の日取を照會したので、<sup>2)</sup>九月四日に會見すべしとの回答を得た。<sup>3)</sup>この

とき大久保の提示せる御信任狀は次の如くであつた。<sup>4)</sup>

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル大日本國皇帝此書ヲ見ル者ニ宣示ス住歲我人民難船ノ爲臺灣島ニ漂到シ土人ノ暴行ヲ受ケタルヲ以テ其罪ヲ問ヘン爲ニ我委員ヲ命シ且不虞ヲ警ムルヲ以テ之ニ兵士ヲ附屬シテ送リタリ此一舉ニ付兩國間ニ不都合ヲ生シ交際ノ障害トナラサル様深ク注意シ曩ニ我清國駐劄全權公使柳原前光ヲシテ大清國政府ト平穩ニ商議セシムヘキコトヲ命シタリ然ルニ爾後種々ノ論端ヲ啓クコトヲ致ス朕又以爲ク事至重ニ屬ス宜ク更ニ朕カ切近ニ望ム所ノ意ヲ熟知セル貴重ノ大臣ヲ簡テ委スルニ全權ヲ以テシ其事ニ任セシムヘシト朕深ク參議兼内務卿大久保利通ノ才幹忠直能ク其任ニ堪フルヲ信シ乃チ全權辦理大臣ト爲シ大清國へ遣シ大清國皇帝ヨリ任スル右同權ノ大臣ト朕カ希望ノ趣ヲ達スヘキ條約ヲ約定シ又ハ約書ヲ締成シ而シテ朕カ名ヲ以テ其決議シタル書面ニ調印シ右事件ヲ充分ニ結落スヘキ權ヲ與ヘタレハ凡ソ這般ノ事ハ朕躬ヲ其地ニ臨ミ親ラ之ヲ處スルト異ナルコト無キヲ證ス

神武天皇紀元二千五百三十四年明治七年八月五日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ記シ國璽ヲ鈴ス

奉勅 太政大臣 三 條 實 美

大久保に對する 明治天皇の御信任が如何に厚かりしかは、これに依つて十分に拜察することができらうであらう。さて大久保と清國側全權委員總理衙門大臣恭親王との第一回會商は

九月十四日總理衙門において行はれた。席上先づ大久保は渡清の旨を述べ、且つ柳原公使は依然として本權を有することを明かにしたる後、日清兩國の争點はただ蕃地が清國の屬地なりや否やに在るのみであるが、一體清國政府は同地において實地に幾何の處分をなせりや、と切り出した。これに對する清國側との問答を應接記に依つて引用しやう。<sup>5)</sup>

清「實地ノ處分ヲ商ヘルレバ一時細カニ悉ス能ハズ、一句ニ約スレバ、臺灣ノ地アリテ生蕃アリ、譬ヘ

バ廣東省ニ瓊州有ルガ如シ、其島中開港場アレドモ、周圍生蕃ノ如キモノ多ク住セリ、

日「既ニ屬地ト謂ヘバ官ヲ設ケ兵ヲ派シ多少ノ處分無キヲ得ズ、故ニ實地施行セラルル處分ノ詳細ヲ領セン事ヲ希フ、

清「中國地廣ク、是等ノ事坐上ニ於テ細カニ悉ス事能ハズ、貴問ニ應ジ難シ、

日「貴命ノ如クニテハ、本大臣甚ダ了解シ難シ、抑モ生蕃ノ事、今日卒爾トシテ起ルニ非ズ、五月ヨリ以來今日ニ至ル所、今苟モ本大臣使命ヲ奉ジ公然面商ス、固ヨリ宜シク判然明白ノ答辭有ル可シ、然ルニ貴大臣答フル能ハズト言ヘバ、今日ノ商議固ヨリ無用ニ屬ス、且ツ從來柳原公使ト論辯セラレシトキ、蕃地ヲ屬地ト謂ハレシコト決シテ信ジ難シ、

清「我が政府事繁キヲ以テ各官分職シテ各々司ル所有リ、故ニ我レニ於テ一時即答スル能ハズ、唯證據トスベキモノハ臺灣府志有リ、既ニ照會文中ニ詳明ナルヲ以テ、別ニ點檢スル所アラズ、



日「府志ヲ引テ照會セラレシ事既ニ之ヲ閱セリ、然レドモ實地上何等ノ證據有リヤ、公法ニ云フ荒野ノ地ヲ有スルトモ、其固ヨリ實地之ヲ領シ且ツ其地ニ政堂ヲ設ケ、又現ニ其地ヨリ益ヲ得ルニ非レバ、所領ノ權及ビ主權アルモノト認ムルヲ得ズ、

清「右ハ同地ヨリ歳々餉稅ヲ納ムルヲ以テ、大清國ノ屬土ナル事判然ナリ、

しかし、これに對しては大久保は事實調査したるもかくの如きことなかりしを答へ、要するに清國側の主張は到底これを諒解し得ざるに依り、今日諮問するところの大意を二ヶ條にまとめて清國側へ手交し、遅くとも明後日までには回答を與へられたしといつて會商を終へた。その二ヶ條とは次の如し。<sup>6)</sup>

第一條 貴國既に生蕃の地を以て版圖内に在りと爲す、然らば則ち何を以て今まで未だ曾て蕃民を開化せざるや。夫れ一國版圖の地と謂ふ、その主、官を設け化導するに由らざるを得ず。識らず、貴國該生蕃に於ける果して幾何の政教を施すや。

第二條 現在萬國已に交友を開き、人々互に相往來す。則ち各國に干て航海者の安寧を保護せざるなし。況んや貴國素と仁義道德を以て全球に聞ゆ。然らば則ち外國漂民を憐救するは固より深く求むる所にして、而して生蕃屢々漂民を害するを見て之を度外に置き會て懲辨せず。これ他國の人民を顧憐せず、唯生蕃殘暴の心を養ふ、これ理あらんや。

右二箇條に對する答辯を得るために大久保は九月十六日にその旅館にて董清國戶部尙書等と會商した。<sup>7)</sup> 然るに、このとき彼れの提出せる回答書二ヶ條はただ前回會商の際に口述せるところを繰り返したものに過ぎず、固より満足し得るものではなかつたので、十九日に柳原公使等を帶同して總理衙門に赴き大學士文祥等と第三回目の日清會商を行つた。<sup>8)</sup> しかし、清國側は何等の積極的主張をなし得ず、ただ蕃地は清國の版圖なりを連呼し、且つ和好の精神を以て討議しやうではないか等といふのみであるので、大久保は「貴答ナキトキハ、我レ生蕃ヲ以テ斷ジテ無主ノ野蕃トス」と斷言し、會場の空氣は甚だしく險惡なるものあり、殊に文祥が「貴國、蕃地ヲ我ガ版圖ナラズト云ハ、我飽マデモ版圖ナリト云フノ外無シ」と放言し、且つ「本日討論スル所ノモノハ憑トスルニ足ラズ」云々と言つたので大久保は激怒し「苟モ大任ヲ奉ジ貴大臣ト應接辯論スルニ、今日ノ討論ハ憑トスルニ足ラズト云フハ何ノ言ゾ」と極め付ける如き狀況であつて、勿論何等の結論にも到達することなく別れるの外なかつた。尙、このとき大久保は前回の二ヶ條の質問條項を更に敷衍したる質問書二ヶ條を手交し、同月二十二日に恭親王よりこれに對する回答書ありたるも、<sup>9)</sup> この回答にては尙ほ不満足なりとして反駁して居る。<sup>10)</sup>

然るに、九月三十日になると總理衙門は、日本が臺灣蕃地に清國政令の及・不及を詰問するは内政に干渉するものであり、日清條約に違反すると申し入れ來つたので、大久保は十月四日附を以てその不條理を指摘し、總理衙門へ出頭して面談すべき旨を通告し、翌日柳原公使等を帶同して總理衙門に赴き總理大臣文祥等と頗る重要な段階を劃する會商を行つた。會談は劈頭から雙方とも強硬に前説を固辭し、且つ清國全權は如何に督促さるるも蕃地が屬地たることの積極的舉證を示すことを拒み、かくては幾回繰り返すも無意味であることが明かになつたので、大久保は『今猶徒ラニ論辯スルモ益ナシ、本大臣之レヲ以テ歸朝復命スベキ而已』といひ、また『昨年副島使臣ニ答ヘラル、所ヲ以テ窮竟信用セリ、貴大臣等ト幾回談論ニ及プトモ決ス可キ無シ、因テ近ク歸朝スベシ』と斷然引揚げの決意を表示した。これに對し彼れも『昨年ノ事ヲ證トセラル、トモ、我ヨリ無主ト答ヘシ事曾テ之レ無シ、我レニ於テ責問ニ應ゼザル等ノ事無シ、然レドモ歸國セラル、事ハ、強テ駐ムル所ニ非ズ』と答へ、愈々交渉は瀬戸際に到達してしまつたのである。しかし、大久保もさればといつて直ちに歸國の途に就く如き輕舉はせず、まだ打つべき手を打つのは當然であつて、五日後の十月十日に總理衙門に向ひ改めてその反省を求め、五日以内に回答せられたしと要求した。そこで總

理衙門においても翌日取敢えず書を以て、清國側にて盡すべき所は必ず回避せざるべきにつき、和好の大局を全くするために日本側としてもその責に任せられたいと申込み來ると共に、十二日に至り期限を三日間延長して欲しいと依頼し來れるを我方から諒承の回答を與へた。然るに、十六日に文軍機大臣は、我が十月十日附の照會に回答し兼て兩便の辦法を商議するにつき照會を寄越し、別に總理衙門からは我が十日の照會に對し我方の主張を反駁せる回答を送付し來つた。しかし大久保は兎も角、文軍機大臣に兩便の辦法商議のため十七・八の兩日中に來訪せられたしと回答し、文軍機大臣もそれでは十八日に訪問すべしと通告し來り乍ら、當日に至り書を以て互讓を懇請し併せて病氣のため出席し得ざる旨を申込んで來た。

ところが、同日は董戸部尙書等が大久保を旅館に訪問し來つたので、會談が行はれた。これではどうやら今にも引揚げるかの氣配を見せて居た大久保は、再び會商を軌道に乗せ得ると考へたのであらうか、席上では双方共に頗る真摯に討議を交はして居る。今その應接記に依つて見るに、劈頭先づ大久保は、『過日ノ答覆委詳披閱セリ、本大臣去ルニ臨ンデ一書ヲ呈スル者ハ、畢竟和好ノ友誼ヲ重ジ、兩便ノ辦法ヲ求メタルナリ、而シテ貴大臣等ニ於テモ亦和

好ヲ以テ兩便ノ辦法ヲ議スルノ意符合セルヲ以テ、本日來駕ノ旨ヲ示サレ欣然スル所ナリ、本大臣因テ以爲ラク、今日晤談ノ事ハ兩國和好ノ存否ニ係ル重大事件ニシテ、本日ハ談論ヲ以テ可否ヲ決シ、且ツ其事ノ動カス可ラザル事ハ貴大臣ノ權ニ在ルナル可シ』と口を開けば彼方も亦『貴諭ノ如ク兩國ノ大事ナレバ、商議ノ後何レニカ決ス可シ』とやゝ妥協的態度が窺はれるに至つた。これを前回の會商に比較すればその空氣が餘程趣を異にするに至つたことを看取し得る。要するに、日清兩國とも出來得る限り交渉を纏め上げたき希望を有するからである。

かくて大久保は更に一步を進め、然らば本日この席にて可否を即決せられたしと要求し、彼れもこれを承知したので、それでは兩便の辦法を承はりたしと要求したところが、彼れは先づ貴方から承はりたいと述べ、兩者互ひにその吐裡を提示せず、これに關する押問答のために少からぬ時間を費やしたので遂に大久保は單刀直入に軍費の賠償方を要求した。すなはち『貴國ニ於テ我レニ撤兵スベシト云フハ、管轄内ノ見ヲ以テスルナラン、我レニ於テ承允セザルハ我ガ所見アレバナリ、我ガ政府討蕃ノ旨趣ハ、我ガ人民ヲ保護シ蕃民ヲ開導シ、將來航海者ノ安寧ヲ保スルノ大義ニシテ、我ガ將士兵卒等露宿風餐ノ艱苦ヲナシ、殊ニ幾多ノ生

靈ヲ殞ジ、加フルニ我ガ政府莫大ノ費用ヲ惜マザルハ是ノ目的ヲ達センガ爲ニシテ、決シテ廢ス可キ事ニ非ズ、今我レ此兵ヲ撤セントスルトキハ蕃、民ヨリ必ズ我レニ盡ス可キノ義務有ン、今貴政府之レヲ有セントセバ、貴政府我ニ盡ス可キノ義務アリ、則チ亡者ノ祭資ハ勿論、蕃地ハ百事不便ニシテ、我ガ需用ニ供スル者一トシテ之レ無シ、陣營ノ造營・道路ノ修築及ビ兵士ノ食料等ニ至ルマデ、其費用莫大ナリ、之レ貴政府ノ我ニ償フ可キ事當然ナリ、然ルヲ貴政府之レヲ拒ムトキハ、我ガ政府ニ於テハ徹底當初ノ目的ヲ達スルガ爲メ、益々着手スルハ終始變ラザル確乎不動ノ大義務ニシテ、豈ニ地ヲ貪ルハ意ナランヤ』と軍費を賠償するならば撤兵すべき用意ある旨を明かにした。

これに對し清國全權は色々と言義を挾んだが、今は我方の右要求に對する可否のみを答ふべしとて大久保は受付けず、仍つて彼れは、親王・文祥等に報告したる後に答ふべし、しかし『我等ニ於テハ否ナルヲ覺ヘリ、如何トナレバ今日直ニ償金ヲ出ス事、我ガ政府ニ於テ面目ニ係ルヲ以テ、爲サザルニハ非ザレドモ今即答シ難シ』と答へるので、大久保は『本大臣歸朝ノ期既ニ迫レリ、漸ク今日ヲ期トシテ貴大臣等ニ接セシト雖ドモ、親王・文中堂ニ協議セラル、事ハ猶已ムヲ得ザル所、因リテ前陳ノ事成否ノ決、明後・明後日兩日ノ中、違約ナ

ク貴答アル可シ、此他ノ議論ハ一切聽ク可ラズ』と頗る手きびしい要求をなして會談を終つた。惟ふに、我方が軍費を賠償せしむるといふ方針は既に柳原公使に指令されて居たところであるが、未だ清國に向つてこれを意思表示するの段階に至らず、今回初めて大久保によつて提示されたのであつて、これを清國が受理するや否やに依り日清兩國間の和戦いづれかが岐れるところとなつたわけである。

茲においてか、大久保は彼れの回答を待つことなく親ら翌々二十日に文軍機大臣等を訪問して償金および撤兵に關する商議を行ふこととした。その應接記を見るに、一昨日の我が要求に對する回答を求めたるころ、文祥は、貴説は兩便の辨法なりと謂はるゝも我方にとつては甚だ不便至極なり、殊に償金のことに就いては實地に就いて查辨後に致し度く、また我が領土に出兵されたことは面目を失ふること甚だしい故に、先づ撤兵されたる後において『貴國ニ報ズベシ』と曖昧なる答辯をなすので、『我が撤兵ノ後チ何等ノ查辨アルヤ、何等ノ報アルヤ』と反問した。しかし、清國側の主張は『貴國撤兵ノ後查辨スルトハ、我が人民ニ對シ外面ヲ修ムルナリ、勞兵ノ爲メニハ出金シ難シ、我が大皇帝ヨリ貴國ノ難民ニ償フナリ、能ク此義ヲ領セラレ勘按セラルベシ、撤兵ヲ乞フノ後ニ至リ異議スル等ノ事ハ、我政府

ノ決シテ爲サル所ナリ』といふ飽くまでも面目論であるが、ただ日本へ出金を諒承し、軍費の賠償といふ名目ではなくて、難民へ償ふ名目である、といふのであるから、彼の主張は我れに非常に接近して來たことがわかるであらう。

けれども、大久保としては文祥がただ口頭でかやうなことを述べても後日に至り如何に變説しないとも知れないのが從來からの清國の遣り方であるから、右を正式の文書に認めて手交されむことを要求した。然るに豈圖らんや、文祥はこれを拒絶するのである。その理由としては、今回の出兵を以て日本の義舉たることを認むるに異議なきも、この金は清國皇帝より償ふ所以なるを以てこれを文書に記載し難い、といふ。しかし、それでは大久保として何等の證據なく歸朝することとなり、上は 天皇に對し奉り下人民に對しても何の面目あらんやとて強く繰り返し、文書を要求したるも、文祥は言を左右に托してこれを承知せず、仍つて大久保は然らば相互に今一度考へ直して後日再會したいと約して別れた。尙、この會見において清國側は左の如き重要なる文書を大久保に手交して居る。すなはち次の四ヶ條から成つて居る。

一 貴國従前臺灣の蕃境に至り、既に臺蕃を認めて無主の野蠻と爲すに係る。並に明かに是れ中國の地

方なるを知りて兵を加ふるに非ず、夫れ中國の地方なるを知らずして兵を加ふ。明かに中國の地方なるを知りて兵を加ふると同じからず。此の一節日本の不是と算せざるべし。

二 今既に地、中國に屬すと説明す。將來中國、貴國撤兵の後に於て、中國斷じて再び從前加兵の事を提せず、貴國亦此れ中國に情讓するの事に係ると謂ふべからず。

三 このこと臺灣漂流民を傷害するに由つて起る。貴國兵退の後、中國仍ほ查辨をなさん。

四 貴國從前害を被るの人を將來查明し、中國大皇帝恩典酌量して撫卹せん。

これは彼我の面目を保持せむとする妥協案であるが、償金の額などに就いては一切論及するところがないのであるから、我方の未だ以て満足し得ないのは當然である。そこで十月二十一日には鄭外務一等書記官を代理として總理衙門に遣はし、沈軍機大臣の代理たる周家楣等と接衝せしめた。このときには償金をなすこと自體は右の四ヶ條に依つて決定して居るので、残るはその金額だけである。鄭は先づ我方の實費を提示し、『我が大臣ノ説ニハ、現費總計五百萬弗ニシテ、其中戰艦器械等買收ノ代二百萬弗ヲ除キ、蕃地ノ實費三百萬弗ナリト、是ヲ以テ貴國政府名義ハ事ハ昨日ノ商議ニ從フ可ケレドモ、三百萬ノ數ハ増減ナキ者ト言ヘリ』といひ、結局、償金の名目は清國皇帝が日本の被難民を救恤するといふことにする點は

之を我方においても諒承するが、その金額は三百萬弗なりとの具體的要求をなしたのである。しかし清國側においては兵費を基本として計算するは外國への體面もあるし、またその實費も風聞によれば五六十萬兩といふではないか、と暗に相當の減額を希望するの意を表した。兎に角、鄭書記官はこの點につき更に明日でも會見したいといつて辭去し、最後の決定にまでは至らなかつた。

これより先、清國駐劄英國公使ウエードは、東京のバークスと呼應して相當に活躍して居たのであるが、八月十三日わが柳原公使を日本公使假館に訪問し、征蕃の件に關し柳原公使へ委任せられたる趣旨、並びに大久保利通の清國派遣等に關し質問し、その際ウエードは『拙者ハ長ク當國ニ在リ、清國ノ事情モ心得シユヘ、御周旋ノ筋モアラバ、何件ニ因ラズ盡力致スベシ』と調停をするの用意ある旨を申し出たので、柳原は『閣下ハ老練ノ財ヲ以テ、加フルニ數十年、當國ノ事情熟知ノ儀ユヘ、御依頼ノ事モアラバ、請フ貴慮ヲ煩ハサン』と場合に依つては調停を依頼することあるやも知れぬことを答へて居る。

これで大體日本の肚を探り得たと考へたるウエードは、九月十六日に大久保をその旅館に訪問し、東京のバークス公使よりの來信に依れば、寺島外務卿の説では、支那若し日本の征

蕃を非理となさぬならば撤兵すべし、と言つたこのことなるが、これ果して事實なりやと質問したので、大久保はこれを否定した。<sup>25)</sup>そして、當日は簡單に別れて居るが、同月二十六日にウエードは再び大久保を訪問して、日清兩國間の交渉経過を照會すると共に、日本の撤兵を條件として調停の斡旋を致したい旨を申し出で、『若シ事情ニヨリテ退兵セラルル事、日本政府決定ノ事ナルニ於テハ、我レ其意ヲ體シ、此件ノ結局ニ至ル事ヲ以テ、支那政府ヲシテ之レヲ肯ンゼシメント欲ス』との意を表したけれども、大久保は飛び付かず、『厚誼辱シ、是レ前陳ノ如ク不日兩國政府ノ間ニテ決定ス可クト思ヘリ、故ニ勉テ配意ヲ煩サ、ラン事我が希フ所ナリ』と原則として直接交渉の意のあることを表示した。<sup>26)</sup>

かやうに、ウエードは調停の申込みをなしたるも大久保の直ちに容るゝところとならなかつたので、次ぎには十月九日に柳原公使を訪問して、蕃地問題を國際仲裁裁判に附託する意思なきやを問ひ、これは柳原に依つて直ちに拒否せられて居るが、彼れは執拗にも又々大久保と英國公使館にて會見の際、日清交渉の経過を聴き、矢張り他日の調停のための基礎智識を得むとするものゝ如くであつた。<sup>27)</sup>尤も、佛國公使も同じく十四日に大久保が同國公使館を訪問せる際に日清交渉の経過を尋ねて居り、<sup>28)</sup>その目的の一つは本國政府に報告せんが爲であつた。

右に述ぶる如く、大久保は初めのうちは英國公使の斡旋を餘り期待する如くでなかつたのであるが、交渉が容易に纏まらないので、次第に英公使の申出に意が動くに至つたものゝ如くである。現に十月二十三日にウエードが大久保を訪問して、いはゆる兩便の辨法なるもの商議の経過を尋ね、且つ本件に關する斡旋方を重ねて申し出たに對し、大久保は『毎々ノ厚意辱ク之レヲ感佩ス、自然貴慮ヲ勞ヌベキ事生ズル有ラバ、稟請スル所有ル可シ』と答え、<sup>29)</sup>場合によつては依頼するやも知れずとの意思を表示して居るのである。英國としてもその在東洋權益を維持するために日清兩國の和平を最も希望して居たために外ならない。

前に述べたやうに、十月二十日前後には清國側は頗る強硬の態度を持して譲らず、大久保も今はこれ迄と斷然歸國の意を表明して居た頃であつた。それで大久保は二十四日にウエードを公使館に訪問して商議の不調に至りたる経過を述べると共に歸國の挨拶をなし、<sup>30)</sup>また翌日には獨逸公使を同公使館に訪問して、同じく交渉の経過を述べて歸國の挨拶をなすところがあつた。<sup>31)</sup>そして翌二十五日に總理衙門を訪ひたる大久保は、清國の主張を反駁し且つ急ぎ歸國する旨の通告をして、<sup>32)</sup>愈々歸國の準備を整へたのである。要するに、三百萬弗の要求を

清國が到底受諾しなかつたからである。

然るにこれと同じ日、英公使ウエードは急遽大久保をその旅館に訪問して、圖らずも清國側の和約條件なるものを提示して來た。<sup>34</sup>正に間一髪といふところであつた。この席上においてウエードは先づ次の如く述べた。『本日總理衙門ニ踵レリ、長談ノ末、衙門諸大臣一事ヲ閣下ニ申述ス可キ事ヲ囑セリ、固ヨリ衙門大臣來リテ我ニ請フニ非ズ、昨日貴諭ニ、支那政府ニ討索スル額ハ三百萬弗ニシテ、其名義ハ、彼ノ請求ニヨリ彼ノ意ニ讓ル事ヲ承諾セラレシ由、且ツ些少ノ數目ハ減ズルトモ妨ゲ無キ由、然レドモ證書ニ其一定ノ銀額ヲ載ス可キヲ望マル、處、支那政府ニテ拒ミシトノ事ニヨリ、何故日本ノ望ニ應ジ證書ヲ出サザルヤヲ以テ逼リシニ處、衙門ノ大臣答ヘテ、貴公使唯日本ノ論ヲ助ケテ何ゾ我ガ論ヲ助ケザルト云ヒシニヨリ、日本在留ノ英國公使ハ固ヨリ日本政府ニ對シ交際上ヨリ利害ヲ日本ニ説ク事ハ妨ゲナシ、然レドモ我レハ支那在留ノ公使ナルヲ以テ、只兩國ノ和ヲ謀リ、貴政府ヘ斯クノ如ク勸ムレドモ、日本公使ハ則チ我ガ同僚ノ人ニシテ、之レニ如何ノ議ヲ加フルハ全ク權外ナル事ヲ説明シ、漸ヤク熟語セシ後、支那政府ニ於テ十萬兩ハ難民ハ給トシ、四十萬兩ハ日本諸雜費トシテ出ス可ク、證書モ亦與フ可キ由、然レドモ十萬兩ハ一時ニ償ヒ、四十萬兩ハ退

兵後ニ償フ可クトノ議ニ至レリ、此事我レヨリ閣下ニ申述スル事ヲ囑セラレタリ、此ノ如クニテハ尊意如何。』償金の名目は問題ないとして、金額は大久保の要求せる六分の一にしか過ぎないのである。しかし、大久保は速答を避け、館に歸り熟慮の上にて答ふべしとて別れ、且つ同夜八時にウエードの晩餐に出席することを約束するところがあつた。

この晩餐の席において兩者は晝間の會談に引續き例の償金の額につき討論し、大久保が果して如何なる返答をなすかと待ち構へて居たところが、圖らずも大久保は案外簡單に引請けた。曰く、『銀額ノ多少ハ更ニ論ゼズ、支那政府ノ述ル處五十萬兩ニテ可ナリ、』と。これで金額の點は解決してしまつた。然るに大久保はこの外に三個の條件を提示した。その第一は、征蕃の擧を支那政府において義擧として認めること、第二は、征蕃に關聯する從來の紛論を消除すること、第三は、十萬兩を難民撫卹・四十萬兩を修路・建營・開榛・鋤梗の諸費として退兵前に支那政府より出すべきこと、——この内で一ヶ條も缺くるならば承知し得ないが、他は和好を重んじ、またウエード公使のために讓るものなり、といふのである。これを聞きたるウエードは、それでは恐らく支那政府で承知しまいと思ふがと述べたが、大久保から、征蕃が日本の義擧であるといふことは既に支那政府の認めて居るところだと説明したので、

ウエードも然らば可ならんとてこれを承知して居る。かくて早曉に至るまで日清英の三者間に交渉が行はれ、漸くにして妥結に到達することを得たのであつた。これ一つに大久保の才幹に依るものであること言ふまでもないが、同時にウエード公使の勞も看過してはならぬ。

- 1) 大日本外交文書、第七卷、第一七一頁乃至第一七二頁。
- 2) 大日本外交文書、第七卷、第二一七頁乃至第二一八頁。
- 3) 大日本外交文書、第七卷、第二一九頁。
- 4) 大日本外交文書、第七卷、第一七六頁。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第二二〇頁以下。
- 6) 大日本外交文書、第七卷、第二二五頁。
- 7) 大日本外交文書、第七卷、第二二七頁以下。
- 8) 大日本外交文書、第七卷、第二三〇頁以下。
- 9) 大日本外交文書、第七卷、第二三六頁以下。
- 10) 大日本外交文書、第七卷、第二四二頁以下。
- 11) 大日本外交文書、第七卷、第二四七頁乃至二四八頁。
- 12) 大日本外交文書、第七卷、第一五一頁乃至一五二頁。
- 13) 大日本外交文書、第七卷、第二五三頁以下。

- 14) 大日本外交文書、第七卷、第二六一頁以下。
- 15) 大日本外交文書、第七卷、第二六五頁乃至第二六六頁。
- 16) 大日本外交文書、第七卷、第二六七頁。
- 17) 大日本外交文書、第七卷、第二七一頁以下。
- 18) 大日本外交文書、第七卷、第二七五頁。
- 19) 大日本外交文書、第七卷、第二七五頁乃至第二七六頁。
- 20) 大日本外交文書、第七卷、第二七六頁乃至第二七七頁。
- 21) 大日本外交文書、第七卷、第二七七頁以下。
- 22) 大日本外交文書、第七卷、第二八三頁以下。
- 23) 大日本外交文書、第七卷、第二八九頁以下。
- 24) 大日本外交文書、第七卷、第一七八頁乃至第一八八頁。
- 25) 大日本外交文書、第七卷、第二二六頁。
- 26) 大日本外交文書、第七卷、第二四〇頁乃至第二四一頁。
- 27) 大日本外交文書、第七卷、第二五八頁以下。
- 28) 大日本外交文書、第七卷、第二六七頁以下。
- 29) 大日本外交文書、第七卷、第二七〇頁乃至第二七一頁。
- 30) 大日本外交文書、第七卷、第二九三頁以下。
- 31) 大日本外交文書、第七卷、第二九八頁以下。

六 大久保利通の渡清と英國公使の奔走



第三 臺灣生蕃の討撫に關する外交

二八二

- 37 大日本外交文書、第七卷、第三〇一頁乃至第三〇二頁。
- 38 大日本外交文書、第七卷、第三〇二頁以下。
- 39 大日本外交文書、第七卷、第三〇六頁。
- 40 大日本外交文書、第七卷、第三〇七頁以下。

七 事件の解決

かくして漸く交渉が妥結に至つたので、明治七年十月三十一日（清曆同治十三年九月二十二日、西曆一八七四年十月三十一日）愈々次の如き條約に調印した。<sup>1)</sup>

日清兩國間互換條款

大日本全權辦理大臣參議兼內務卿大久保

會議條款。互立<sup>レ</sup>辦法文據<sup>ル</sup>事。照得<sup>ル</sup>各國人民有<sup>レ</sup>應<sup>ニ</sup>保護<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>受<sup>レ</sup>害<sup>ス</sup>之處。應<sup>ニ</sup>由<sup>ニ</sup>各國<sup>ニ</sup>自行<sup>テ</sup>設<sup>テ</sup>法<sup>テ</sup>保全<sup>ス</sup>。如在<sup>ニ</sup>何國<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>事。應<sup>ニ</sup>由<sup>ニ</sup>何國<sup>ニ</sup>自行<sup>テ</sup>查<sup>テ</sup>辨<sup>ス</sup>。茲<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>臺灣生蕃會將<sup>ニ</sup>日本國屬民等<sup>ニ</sup>妄<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>害。日本國本意爲<sup>ニ</sup>該蕃是問<sup>ニ</sup>。遂<sup>ニ</sup>遣<sup>レ</sup>兵<sup>ヲ</sup>往<sup>テ</sup>彼<sup>ニ</sup>。向<sup>ニ</sup>該生蕃等<sup>ニ</sup>詰<sup>テ</sup>責<sup>ス</sup>。今與<sup>ニ</sup>中國<sup>ニ</sup>議<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>退<sup>レ</sup>兵<sup>ヲ</sup>並<sup>ニ</sup>善<sup>ニ</sup>後<sup>ニ</sup>辦法<sup>ヲ</sup>。開<sup>ニ</sup>列<sup>ニ</sup>三<sup>ニ</sup>條<sup>ヲ</sup>于<sup>レ</sup>後<sup>ニ</sup>。

一 日本國此次所<sup>レ</sup>辨。原<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>保<sup>ニ</sup>民<sup>ニ</sup>義<sup>ニ</sup>舉<sup>ル</sup>起<sup>ル</sup>見。中國不<sup>レ</sup>指<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>爲<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>是<sup>ニ</sup>。

二 前次所<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>遇<sup>レ</sup>害<sup>ニ</sup>難<sup>ニ</sup>民<sup>ニ</sup>之家。中國定<sup>ニ</sup>給<sup>テ</sup>撫<sup>テ</sup>恤<sup>テ</sup>銀<sup>兩</sup>。日本所<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>該處<sup>ニ</sup>脩<sup>テ</sup>道<sup>ニ</sup>建<sup>テ</sup>房<sup>等</sup>件。中國願<sup>ニ</sup>留<sup>テ</sup>自用<sup>ス</sup>。先行<sup>テ</sup>議<sup>ニ</sup>定<sup>ス</sup>。籌<sup>テ</sup>補<sup>テ</sup>銀<sup>兩</sup>。別<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>議<sup>ニ</sup>辨<sup>ニ</sup>之<sup>レ</sup>據<sup>ニ</sup>。

三 所<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>此事。兩國一切來往公文彼此撤回註銷。永<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>罷<sup>ニ</sup>論<sup>ス</sup>。至於該處生蕃。中國自<sup>ニ</sup>宜<sup>ニ</sup>設<sup>テ</sup>法<sup>ヲ</sup>。妥<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>約<sup>ニ</sup>束<sup>ス</sup>。以期<sup>ニ</sup>永<sup>ニ</sup>保<sup>ニ</sup>航<sup>ニ</sup>客<sup>ヲ</sup>。不<sup>レ</sup>能<sup>ニ</sup>再<sup>ニ</sup>受<sup>ニ</sup>兇<sup>ニ</sup>害<sup>ス</sup>。

これと同時に『互換憑單』も署名交換せられ、償金の支拂方法が定められた。これに依ると大久保の讓歩に依り、英公使を介しての支那側提案の通り十萬兩は先づ支拂ふも、残りの四十萬兩は日本軍の全部的撤兵と共に支拂ふ旨が定められて居る。かくて償金は十一月十八日に上海在勤品川領事が受領し、殘額四十萬兩は十二月二十日に受領することになつて居る旨品川より寺島外務卿へ報告するところがあり、わが征蕃軍また十二月三日に撤退し、<sup>3)</sup>これさし紛擾せし事件も完全に解決するに至つたのである。

既に述べたやうに本件交渉は殆んど全く決裂に瀕して居り、大久保の今や正に歸國の途に就かむとせる直前にあたり、英國公使ウエードが仲介人として斡旋これを努めた爲めに妥結したものであるから、わが政府としても大いに感謝するところあり、寺島外務卿は十一月十

三日にパークス駐日公使に對し厚き謝意を表すると共に、<sup>4)</sup>畏くも 明治天皇に於かせられては特にパークスに謁見を賜ひ、次の如き優渥なる勅語を下したまふたのであつた。<sup>5)</sup>

臺灣蕃地ノ兇徒問罪ノ儀ニ付我政府ト清國政府ノ意見齟齬ヲ生シ談判鬱結遂ニ好和保チカキ場合ニ立到ルノ處北京在留貴國公使我辨理大臣ト彼諸大臣ノ間ニ周旋有レ之協議相整互ニ條款ヲ交換候旨大久保ヨリ官員ヲ以テ報知セリ朕カ和好ノ趣意貫徹シ兩國ノ幸福ニ到候儀貴公使ノ盡力不レ少儀ト深ク滿悅致スノ意ヲ貴政府並北京公使ヘ傳ラレン事ヲ望ム

この畏き勅語に對し奉りパークスは恭しく奉答文を捧げ、また別に寺島外務卿に對しては日本政府の謝意を本國政府及び清國駐劄英國公使へ傳達せし旨回答し來り、<sup>6)</sup>且つ重ねて、日清間に和議の成立したることは本國政府においても満足なる旨を傳達して來た。<sup>7)</sup>

かくて大久保は十一月一日北京を出發し、途中臺灣に立ち寄りて西郷に會見し撤兵を命じたのであるが、彼れが同十六日琅瑤において西郷に會見せし際提示せる使清趣意書は、本件交渉の重要性と困難であつたことを最もよく傳へて居る。その一齣に曰く、『抑此行ヤ、國家安危存亡ノ關スル所ニシテ、其大事件タル固ヨリ論ヲ俟タス、其和戰ノ議ヲ決セントスル誠トニ亦難シ、清政府眞ニ戰ヲ期シ勝敗ヲ爭フノ意有ラハ則チ可ナリ、而モ彼レ終始一モ戰ヲ

説クノ意無シ、是レ蓋シ其意戰ヲ好マサルニ出ルト雖モ、和好ヲ主張シテ我ニ曲名ヲ負ハス、可キノ深意之レナシトス可ラス、故ニ談判破ル、ト雖モ、屬否ノ論決セサルノミニシテ、彼レノ啓蒙ヲ待ツル非サレハ、我ヨリ宣戰ノ名義有ル事ナシ、是レ我ガ征蕃ノ舉、義務上ニ出テ、其果サント欲スル所、既ニ果タセハナリ、是レ戰ノ説ニ於テ遽ニ決スル能ハサル一ナリ、彼レ和好ヲ以テ辨法ヲ説クニ至テハ、徒ニ我兵ヲ撤セシメ、將來ノ處分ハ之レヲ己レニ任セン事ヲ乞フ、是レ既ニ柳原公使ニ談ズル所、余繼テ之ヲ談スルニ至テ、遽カニ償金ヲ開説スル能ハサルノ情勢アリ、故ニ問題二目ヲ以テ、公道正理ニ屈服セシムルヲ要セシ所以ニシテ、遽カニ和ヲ以テ決スル能ハサル二ナリ、此二條ニ於テハ余カ焦心殫思、以テ急成ヲ欲スト雖モ、如何トモス可ラス、荏苒日ヲ費ヤシ月ヲ重サネ、以テ今日ニ至ルハ、事實止ムヲ得サル所ナリ、且ツ其和議調整ノ結末ニ至リ、彼レ償フ所ノ金、其額僅少、我カ欲スル所ニ適セスト云フト雖モ、金額多少ノ論ヨリシテ議破ル、ニ至リテハ、我カ義舉タル本旨ヲ失フニ似タリ、是レ我カ名聲ヲ損セス國憲ヲ失ハサルヲ重シトシ、一刀兩斷專決シテ疑ハサル所以ノモノナリ、然リト雖モ、我カ政府許多ノ財ヲ糜シ、陸海二軍ノ整備ヲ爲シ、其獲ル所之レヲ償フニ至ラス、加フルニ舉國人心皆義ニ奮ヒ戰ニ決シ、乃チ出軍將士ニ至テハ艱ヲ踐ミ

苦ヲ嘗メ、誓テ其憤リヲ洩サン事ヲ欲ス、實ニ其兵勢ノ強弱勝負ノ得失、誰カ和ヲ以テ是トシ、戰ヲ以テ非トセン、唯余ノ決スル所以ノ目的ハ、固ト強弱得失ノ外ニ在リ、然リト雖トモ、不肖譎劣ニシテ實ニ其任ヲ辱メリ、朝廷若シ譴責スル所アラハ、固ヨリ甘ンシテ受クル所ナリ』と。以てその決意の程が窺はれるであらう。

清國との交渉を成就したのは全く大久保の大成功であつた。當時のわが國としては政府すでに場合によつては開戦を辭せずとの決意を固めては居たものゝ、その國際的地位は相當に複雑なるものあり、英國がその東洋權益を保持して戰禍を被らざらむがために絶えずわが方を控制し威嚇して居た中においては、餘程の勝算のなき限り開戦し得るものではなかつた。加ふるに清國政府は例の遷延策を以て解決を長引かせ、その間に英國を引入れて交渉を有利に導かむと策して居たのであつたから、交渉の成否は正にわが國運に關する重大問題であつたと謂はねばならぬ。鋭敏なる大久保は深くこの點に着眼し、我方の面目を保ちつゝ國威を發揚したのであつた。當時、わが政府にあつては初めよりこの交渉の頗る容易ならぬ重事であることを感得して居たゝめに、交渉成立し大久保が十一月二十七日に横濱に歸着するや盛大なる歓迎をなすと共に、特に感謝の公文を贈り、『今日より追想候ても、其困難千狀萬態、

筆記の外に隱然有之、然る處大事結果此に至り候は全く足下盡力所致と一同不堪感賞候、御渡清後は毎信申入候通り、朝野とも開戦の覺悟に日を送り、就中去月中旬以來は、海陸軍省其他處蕃關係の向々は諸般取調、寸時を争ひ、來信を相待候處、去る八日上海の電信到着、殆んど隔世の思をなし申候、國家の隆運・人民の洪福不<sup>9)</sup>過之』と最大限の感謝の意を表したのも、決して故なきことではない。大久保の外交手腕は高く評價されなければならぬ。

- 1) 大日本外交文書、第七卷、第三一七頁。
- 2) 大日本外交文書、第七卷、第三二八頁。
- 3) 大日本外交文書、第七卷、第三三四頁乃至第三三五頁。
- 4) 大日本外交文書、第七卷、第三二〇頁乃至第三二二頁。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第三二二頁。
- 6) 大日本外交文書、第七卷、第三二三頁。
- 7) 大日本外交文書、第七卷、第三二七頁。
- 8) 大日本外交文書、第七卷、第三二六頁。
- 9) 大久保利通文書、第六、第一七七頁。

## 八餘 論

征蕃事件の外交接衝も終り、事態の拾収が付いたので、蕃地事務局長官大隈重信は明治八年一月四日に上奏書を上り、臺灣問題に關する意見を上聞に達した。然るにその文中に『夫我兵ノ發シテ途ニアルヤ、外臣頗ル異言アリ』の文句があつた<sup>1)</sup>。これ謂ふまでもなく英國公使パークスがしばしば「寺島外務卿を訪問して我國を制肘し、果ては出兵を以て萬國公法に違反するものなり」と詰め寄つて、一時は出兵を延期せしめたことのある事實を指させるものである。パークスの行動の眼にあまるものゝありしことは前に詳述した通りであつて、大隈の如きも内心甚だ憤懣に堪えなかつたであらうことは容易に想像し得るところである。

然るに何事ぞや、大隈の上奏書に右の言あるを知りたる英國公使パークス及び佛國公使ベルテミーは、一月二十七日に打連れて寺島外務卿を訪ひて異議を申し出たのである<sup>2)</sup>。その要旨は、日本は獨立國なる故、戰爭をなすにつき外國は何等容喙せざるに、かゝの如き文句を以てせる上奏書を新聞紙上に公然掲げられたのでは、民心に惡影響を及ぼし且つ又、皇帝陛下も外國使臣は左様なことをなせしかと思召さるゝに付、これを如何にして呉れるか、とい

ふのである。そこで寺島は、然らばその部分を刪去すべしと答へた儘で、未解決で別れた。彼等は翌日直ちに列國公使會議を開催して本問題を評議し、その結果を齎らして翌二十九日、パークスが代表者として再び寺島を訪問し、強硬に日本政府の陳謝を要求して來た<sup>3)</sup>。寺島は大いに窮し、遂に大隈の不注意に依るものであるから、適當の方法を以て大隈に善處せしめると答へたけれども、パークスは飽くまでも政府の公式なる手續に依る陳謝を要求して止まず、殊に

如し此架空の言を記するは締盟國を對して不敬ならずや、又貴國

天皇陛下も大隈氏より此奏上書捧呈の節不都合の文字あるを以て御戻し可相成一答なり、然るに一旦御入手相成上は

天皇陛下も實に然被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候故なるべし、左すれば其責、貴政府に關せずとは難<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>做<sub>レ</sub>候、

云々と畏れ多くも 天皇の御行動に對してまでも言議を挟み、パークスこそ實に『不敬』の言を弄して居るのである。

パークスは翌三十日第三回目の訪問をなし、我方の回答を迫つた。今その對話書を見るに、寺島が、大隈より三條太政大臣へ差出したる外臣の義字に對する辨解書を示すと、パー

クスはこれを一讀後、これは餘りに短文にて意味も曖昧なりと不滿の意を表し、且つ大隈を攻撃して、『一體大隈公は大藏卿にて、内地の財用を御統理被<sub>レ</sub>成候職にして、各國公使等の義に付、彼是御容啄被<sub>レ</sub>成候事は有<sub>レ</sub>之間敷筈、漫に外臣の事杯を被<sub>レ</sub>義候ては失敬に涉り候』と毒舌を振ひ、また厚顔にも『拙者杯も昨年中少し異言せし事有<sub>レ</sub>之候へ共、右は貴國より出兵の事に付可否を唱候義には無<sub>レ</sub>之、貴國にて雇入人の義に關係せし事故、他へ發露致し候とも決して構候事無<sub>レ</sub>之候』といつて居る。果して然るか、明治七年六月十八日、寺島に對して彼れは何と言つたか。再びその對話書を繕いてみやう。それには次の如くある。『此末如何成行も、貴國と支那との間の事なれば何も申に不及候得共貴國萬國公法に反せり。』といひ、また七月二十七日の寺島との會見においても、日本の出兵を非難し、『其副島氏の談判には確證有<sub>レ</sub>之候哉、萬國の公論にては唯乎たる證據あればよし、無ければ此大事を舉げらるゝ甚だ六ヶ敷候』とて、日本は萬國公法に反して出兵せるものなるが故に不當なりとて非難をなして居るのである。これで果して出兵の可否を唱へたことなし等と白々しい口舌を振り廻し得るであらうか。厚顔無恥も亦極まれりといふべし。それで結局パークスは、『外臣は各國公使を指さず、我兵の臺灣に至るや各國公使に於て曾て異議ある事なく、且つ

各國公使と我國のみならず、清國と結べる條約を堅く守るを要すべき趣を以て、始終我政府と交誼を敦ふせることを知れり』との趣旨を大隈をして辯解せしめられたしと要求して別れて居る。

翌日パークス又々外務省に現はれ、前日提示の案文を少々變更したるものを持參し、寺島との間に押問答ありて結局左の如き大隈の釋明文を新聞紙に公告することに依つて落着した。曰く、

重信去月四日奏議中我兵發シテ途ニアルヤ外臣異言アリトノ語有<sub>レ</sub>之各國公使其義解ヲ要スルカ爲ニ御審問ノ趣致ニ承知ニ候各國公使ヘ我兵ヲ蕃ニ發スルニ異議ナシト雖モ某公使其國ト支那トノ條約面ニ從ヒ不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止事故アルニ因テ支那ノ敵對有無判然セサル間ヘ其船舶人民ヲ之カ爲メニ使用スルニ付異議有<sub>レ</sub>之候此段及<sub>ニ</sub>謹答<sub>一</sub>候也

明治八年二月二日

參議 大隈 重信

三條太政大臣殿

これはパークス案を大分訂正せるものであるが、大隈の眞意に副へるものなりや甚だ疑問とせざるを得ない。大隈の如き不屈の政治家すら猶ほかくの如くである。以て如何にわが内

政が外國公使によつて制肘されて居たかが明かであつて、本問題の如きはその最もよい事例を提供するものである。

- 1) 大日本外交文書、第八卷、第五五二頁
- 2) 大日本外交文書、第八卷、第五五一頁乃至第五五二頁。
- 3) 大日本外交文書、第八卷、第五五三頁以下。
- 4) 大日本外交文書、第八卷、第五五七頁以下。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第一六四頁。
- 6) 大日本外交文書、第八卷、第五六一頁。

## 第四 明治初年における小笠原島の歸屬問題

### 一 問題の發端

明治前半期における我が外交的難局は實に容易ならざるものであつた。樺太國境問題・條約改正問題・朝鮮問題・日清國交調整問題等々、そのほか大小の外交問題が次から次へと生起して解決を迫られた。それは一つには舊幕府が外交に關して全く受身の態度で姑息退嬰をこれ事としつゝ、未解決のまゝに倒壞して新政府に引繼いだことゝ、多年に亘る鎖國が一舉にして開國の國是に轉廻したゝめにあらゆる種類の外交問題が時を同じふして襲ひ來り、しかも、それ等がいづれも急速の解決を求めて居たからである。當時、わが國では開國してよ未だ日なほ淺かつたために國際政局に處するの智識も十分ならず、また外國との接衝技術においても幼稚であり、且つ維新直後の事として國內の整備と國力の涵養とに缺けるところがあつた等の關係よりして、今日より考ふれば案外に何でもない問題や自明の問題等が實はすこぶる骨の折れる懸案となり、加ふるに練達の外國公使たちを相手とする懸引は、明治政府

の當局者をしてその外交交渉に際し甚だ苦慮せしめたのであつた。

私は今後これ等の事項について追々と解明の歩を進めて行きたい考へであるが、こゝでは小笠原島の歸屬問題に關し若干の論究を試みたいと思ふ。元來、同島の歸屬の如きは今日において簡単自明の事實であるけれども、これを今日の簡單自明の事實たらしむるためには、實に明治外交史が汗みどろの頁を繰り展げて呉れたがために外ならないのであつて、これを明かにすることは正に吾人の重要な任務であると謂はねばならぬ。

さて舊幕時代の小笠原島の歸屬問題については第二節で述べることゝして、何故に舊幕府が一往放置してあつた同島の歸屬關係が問題になつたかといふと、要するに明治政府が外邊に對して大いに關心を拂ふに至つたためである。ところで、維新後この島が公式に問題になつた發端は、明治三年五月に谷陽卿なる者が民部省に對し、『無人島實見言上書』を提出して同島の開拓許可を申請したのに始まる。即ち、その言上書に曰く、『右兩人の者（東京深川新田の住人井口直助・下總銚子の住人眞一郎・を指す）私同志にて、兼て無人島の事件に召使候者故、當午正月廿五日七字ニウヨルク便船に依頼して無人島え渡り候に、同月廿七日五字即ち同島父島と申す港え着到し、其夜は從來島中に在住す英國の人にて名はウエフトカス

家に止宿し、翌日より彼此島山を見分し、二月一日より南母島え渡り候、此屬島巡覽仕り候處、舊幕開墾の時より人家五軒計も増加して、島中總計三十六軒・人口九十人計雜居仕候、然ども人種は前年通り魯・英・佛・米・カナカ・イタリヤ等の國人而已にて、餘國は相見へ不申候、尤、島中殊の外清水有之候に付、外洋の舟舶悉く清水を汲取仕候に付、水税の事も有之候、然るに彼米國便舟は清水を汲込、正月廿六日六字前、本國へ出船仕候、然る所、二月十三日夜三時過頃、米國サンフランシスコの商船幸ひ同島父島へ着港仕、清水を取り、翌十四日出船横濱え參り候に付、則乗込、同月十六日横濱へ着船仕候、右の通、無人島へ遣し候直助儀は、先年舊幕の時此島へ出役して二ヶ年餘も在住して、風土は篤と存知候者故、此度遣し申候、然といへども官へ窺すしては誠に以多罪恐入候得共、如此被仰付候上は、私一身而已ならず、多く人民を移住なさしめ、開墾の事業にして既に去る四月中には是非出船の事定と云、舊幕の時より數年往復も相絶へ候なれば、一應實着の所、篤義の人物を相添へ、島内實見致させ申候間、此段言上奉り候、幾重にも御海容謝罪、偏に奉拜願候と。これに依れば、當時同島の住民九十人ばかりは諸外國人で占められて居たことが知られ、従つてそこにおのづから同島の歸屬問題につき紛議の生ずべき虞れなしとなかつたのであ

る。

この申請を受けたる民部省では、六月十日に外務省へ對して右申請の趣旨を移牒すると共に、『無人島の儀は皇國の版圖に候ても、所謂無人島にて、一個も皇國人住在土着致候に無之、然るに右體各國人種營屋雜居の處、突然開拓相創候ては各國條約旨趣叶否に關係し、些少の事より嫌隙相生じ、大事の不都合を引出し候ては無詮の儀に候間、右無人島在留の者は各國載籍の民に候哉、又は漂着民自己の便宜より其儘占住致し、何國のものとも未定の族に候哉、差別分明承知致度、此段及御掛合候也』と照會した。この照會文に現はれたところにおいては、小笠原島が日本の所屬であることは勿論これを確信するが、果してこれを諸外國に對して主張してよいか否かに就き多少氣迷つた點が見られるのであつて、そこに矢張り諸外國の公使として附け込む若干の點があつたのである。

民部省の照會に對し、外務省では同島の沿革を略述して、『往昔より皇國の版圖に無相違義に有之、已に外國人も唱居候得共、方今は無人にて、有名無實の島嶼故、いつの頃より歟外國より人民遷徙し來り、生活相營候趣に相聞、舊幕中文久年間、開拓の義評決相成、水野筑後始、役員數輩差遣し、巡島検査爲致候得共、國內多端に紛れ成功に至り兼、其儘廢

沮相成、實以遺憾の事に候間、當省の見込の次第、頃日政府へ建言致候義に有之候に付、谷陽卿に限、有志輩有之候は、速に手を下させ度存候義に候間』云々と答へ、更に續いて、『尤、此度改て開拓被仰付候に付、各國より妨害申立候義萬々無之候得共』と一沫の疑念なきにしもあらずとの意を暗示して居る。果せる哉、後に述べる如く外國公使はこれを黙過せず、殊に英國公使パークスの如きは頗る強硬なる態度を以て我に臨むに至つたのである。

されば、小笠原島が名實ともに日本の領土であることを外國へ知らしむることは刻下の急務であることが自覺せられたので、外務省は同年六月二十三日に一書を辨官に呈して事態を明確ならしむる必要を力説し、『小笠原島は皇國の版圖に相違無之候處、南洋懸隔の孤島にて船路往返不容易、土地產物の所得を以開拓船費等に引當候得ば、其仕法の精粗巧拙により或は出入不相償失勝にて、舊幕府の節度々其舉に及候得共、何れも中廢いたし候趣に御座候、乍去、外國人は鯨獵其外薪水等のため必由の地にして、年來住居いたし居候者も有之、此上打捨置候ては主客換地、銘實共失の患無之とも難申、且後來鯨獵御仕出、或は南洋諸大洲へ御開手相成候には、同島并其附近ラドネル諸島は航路樞要の地とも被存候間、



何卒早々御處置有之様仕度、然るに政府にて御手を下され候ては莫大の耗費を生じ候而已にて實効薄く、即舊幕の失算を踏候姿に可相成候間、同島は西南諸藩の内へ管轄被仰付、開拓の諸費諸得とも惣て御委任相成候はゞ、處事親密にて永續の規模相立可申被存候、一體同島は伊豆七島に屬候義に付、韭山縣管轄にて當然に可有之候得共、縣の力にては行届兼候場合も可有之、依て諸藩と申上候事に候、右の趣可然筋にて其藩一定候はゞ、土着の外國人處置方等は當省へ伺出候様被仰付度候、此段申上候也<sup>4)</sup>といひ、管轄のことによで論及したのであつた。なほ、右のやうに外務省としては小笠原島をば西南の諸藩をして管轄・開拓せしめやうとの考へを有つて居たが、民部省ではこの點につき若干異見を有して居たものの如く、七月十八日付文書を以てその眞意を問ひ訊したるに對し、外務省ではこの點を敢て固執するものではなく、ただ現状のまゝで放任して置いたのでは外國人が雜居して居るから主客混淆になつては困る故、至急適當の處置を講ぜられむことを望むのみである<sup>6)</sup>、と回答するところがあつた。

かやうに太政官に對し、小笠原島の對策が急務なる所以を上申したのは明治三年のことであるが、これに就き太政官が如何なる考へを有して居たかは不幸にして分明ならざるものがある。しかし、このとき直ちに不動の對策を決定し得なかつたことは種々の點から推察することが出来る。即ち、これが未だ明確になつて居らなかつたために、徵稅上の支障ありとて明治六年一月二十八日に租稅權頭中島信行は租稅權頭陸奥宗光に宛て、急ぎ小笠原島の處置を決定されむことを乞ふに至つた。即ち、『八丈島の東南に在る小笠原島（一名無人島）の儀は、舊政府の節、御國に屬する明證有之、屢降手の義も有之候よしの處、當時は如何の御扱に可有之哉、若し御國內に屬する義に候得ば、不開港場の義に付、外船碇泊いたし候ては、條約面に對し不閣義に可有之、且又其島人の貨物出入に付ては御國內外の差別を以、收稅の方則も異り候義に付、其邊如何相心得可然哉、逐々稅法更正の秋に當り了知致し置不申候ては差支候間、其分別早々御報達有之候様致し度、此段申進候也』<sup>7)</sup>といひ、更に翌月十日にもほゞ同趣旨の伺書を提出するに至つて居る<sup>8)</sup>。

しかしながら、小笠原島の歸屬を如何に處置すべきかに就いては中々容易に決定し得なかつた。それは同島が物産少き遠海の小島であるといふことの外に、一は以て外交關係を考慮してからのことであつた。太政官の態度決定までには若干の曲折があるからそれは後に詳論することゝして、兎も角このやうにして明治三年に提起されたる小笠原島の歸屬問題は自明

であるかの如くに見えて必らずしも事を簡単に處理し得なかつたところに、明治外交の容易でなかつた所以を理解しなければならぬ。

- 1) 大日本外交文書、第六卷、第三九四頁。
- 2) 大日本外交文書、第六卷、第三九三頁。
- 3) 大日本外交文書、第六卷、第三九五頁乃至第三九六頁。
- 4) 大日本外交文書、第六卷、第三九五頁。
- 5) 大日本外交文書、第六卷、第三九六頁。
- 6) 大日本外交文書、第六卷、第三九六頁乃至第三九七頁。
- 7) 大日本外交文書、第六卷、第三九二頁。
- 8) 大日本外交文書、第六卷、第三九二頁乃至第三九三頁。

## 二 小笠原島の沿革

こゝに小笠原島の沿革といふも、それは専ら明治初年のわが外交文書に現はれたところにおいてのみ取扱ふ。蓋し、その限りにおいてのみ初めて當時の外交關係に利用され得たからである。

然るに、その沿革に就いては案外に確實なる資料に乏しいやうである。それは専ら舊幕府がこの島に對して積極的な關心を傾注しなかつた爲めに外ならない。

さて明治七年の『小笠原島着手方略四省合議案』<sup>1)</sup>なるものを見ると、そこに同島の沿革がやゝ詳細に説かれて居る。先づその地は『大小八十餘島有之候得共、其最大なるものは父母兩島而已にて、夫連も父島の方周回六里・母島の方周回九里を出す、其上太平洋中の孤島にて風浪激撞、山骨發露、四面は嶄巖聳崖のみ、中央は山巒重疊、平坦膏腴の地至て寡く、既に先年父島全島の開墾地檢按候砌、僅々四萬六千坪を得候位に有之、連も物産繁殖、御國益可相成見据は無』<sup>2)</sup>いが、しかし元來、この島は『我邦屬島にて、内外書籍にも記載有之、固より可被差置筋に無之』<sup>3)</sup>はいふまでもないから、『第一其源流に遡り、同島の沿革並我邦所屬たるべきの理を推究候事肝要の儀と奉存候』<sup>4)</sup>とて、大要次の如く同島の沿革を述べて居る。即ち、

信州深志の城主小笠原大膳大夫長時の子民部少輔貞頼、徳川家康に仕へ、文祿年中、豊臣秀吉朝鮮征伐の役起りし砌、肥前名古屋の陣に在り、同二年右役收め關東へ歸らんとす、折柄伊豆の南海に於て無人の島嶋を檢發し、地圖産物を以て歸り、之を家康に献ず、家康大に喜び、永く貞頼に與へ、其領

地となさしめ、名を命じて小笠原島と云、其子民部長直疾病にて航海中絶せしが、其後延寶年間、長崎の人にして島谷市左衛門と云者、又享保の頃小笠原長直の子孫宮内貞任なる者、官許を得て渡島せし趣、其前後寛文・享保・天明・寛政の頃にも内地の船々此島に漂流して歸國せし人民等舊記に散見有之候得共、殖民着手の義は無之候處、西洋千八百十七年我文化の比より外國人民追々占居致し、西洋千八百二十七年我文政十年英國軍艦フロソム船長此島に來り、所領と定むる趣、銅板に彫刻せし物を殘し置たり、

(銅板横文和譯)

貌利太尼亞王殿下の船フロソム船長エフトブリューチー千八百二十七年第六月十四日貌利太尼亞王殿下第四代のジョーヂに代て此諸島を領せり

右を始として、魯西亞の甲比丹リエツケと云者、此島に到り、本國の所領とせん事を計りし由、リベ行中には二十八年とあり土爾後千八百五十三年米合衆國水師提督ベルリに至りて此島を巡見し、島民よ民の云ふ所にては詳ならずり石炭置場の地所を買置、母島の方に左の文銅板に彫刻し殘し置有之、

(横文和譯)

此南方諸島は既に合衆國軍艦ブレマス指揮役チヨンゲン並士官等コモトールベルリの命に従ひ北米利堅合衆國の爲に巡見の上是を領す

千八百五十三年第十月三十日

右の通收領候趣に候得共、島中取締は勿論、島民保護の法も無之處、舊幕中文久元辛酉年、各國公使え告知の上、水野筑後守・服部歸一に命じて開拓着手致し、渡島の上、在島人民保護の道施行し、附屬官員を在島せしめ、島廳を取建、八丈島民男女三十口移住せしめ、漸次開拓の功成るの時に際し、同三年〔文久三年〕廟議鎖國守戦に決せしかば、同年五月中、在勤官員並移住人民をも内地へ呼歸し、其後永く不問に差措、當今に至り米人ピールス當島占居罷在候趣に有之候事

乍去、右ピールス儀は元米國脱籍のものにて、同島占居候とも本國政府並國會の允許を得候筋に無之、既に本邦在留先任公使デロング氏在職中、右ピールス同氏の手を經、同島を以米國屬島に致度願意申立候處、取揚不相成候旨相聞え、且先年舊幕にて着手の砌、官員引揚候際に臨み、一時引拂候共日本所領には相違無之、無程官吏ども可差越との旨島民共え申聞置、將方今各國公使等より同島所屬の儀尋問有之候節、本邦屬島の旨公然相答、此迄一異論も無之上は、同島所有の權理は、數年差措候共矢張り本邦政府に歸し可申は無論に可有之候事、

この記述に依れば、吾人は小笠原島なる島名の由來を知り得ると共に、徳川時代初期から同島が日本領であつた所以をも知り得る。ただその後間もなく我國として同島に對する領土權の行使を中絶して以て幕末に至つた。しかしながら、この中絶たるや決して領土の拋棄を意味するものでないことは勿論であり、領土權は依然として本邦に屬するのである。然るに

西力東漸の期に際會し歐米諸國の船舶が東洋市場の獲得を目指して覇を争ふに至ると、たま／＼小笠原島が日本政府（幕府）に依つて現實的に十分に支配せられて居らず、また日本人も住居して居らぬばかりでなく、其處に住居せる者は却つて外國漂流民や脱走民等であつた爲に、文政十年に同島を訪問せる英國軍艦はこれを英國領となす旨を宣言し、更に、嘉永六年には米國のペルリが同じく同島を訪ひて母島が米國領であることを宣したのであつた。しかし、幕府は依然として同島が日本領たることを信じて居たから、多年中絶せし同島の支配を回復するために、文久元年に各國公使へ通告したる上にて役人を派遣し、開拓に着手し、且つ若干の人民をも移住せしめたのであつたが、文久三年に廟議が鎖國攘夷に決したために同島在勤の役人および移住民を引揚げ歸國せしめたのである。かくして、わが國は再び同島に對する現實的支配を中絶するに至つた爲めに、その後米國人ピールスが占居して居るけれども、彼れは米國脱籍の者であり、しかも彼れの占居に依り之を米國領たらしむることに就いては米國政府および同國會の承認を得ないので無効であり、故に小笠原島は完全に日本領たること疑問の餘地なし、といふのである。

これで小笠原島の沿革は明かになつたが、厄介なのは英・米兩國がこれに介在して居ることである。殊に英國公使パークスの如きは屢々わが外務當局を訪ふて嚴談に及び、時には威嚇的言辭をも弄して居ること後に述べる通りであつて、問題は國際的に微妙な關係の下に置かれて居たから、單に日本政府が一方的にのみこれを我領土であるとの確信を有して居ても、それだけでは問題を簡單に片付け得なかつたところに、この頃における外交事情の複雑性と困難性とがある所以である。

尙、この島名を小笠原島又は無人島と稱することは既に早くから行はれて居たらしく、一八五三年（嘉永六年）の夏、露國の水師提督ブチャーチンが日本訪問の途次しばらく同島に立ち寄つたことが、その秘書として隨行せしゴンチャロフの渡航記に詳記されており、且つゴンチャロフは『小笠原島は支那語か日本語かで「無人島」といふ意味である』といひ、島名そのものは正確であるが、その意味を理解して居らないのは止むを得ないとして、彼れは同島の住民に關し、『これらの食糧のほかに、彼等はカナカ族やサンドウィッチ族の細君があり、その間にまたカナカ族が出來て居り、その上ロンドンやサンフランシスコなどの出身者があつて、一口にいふと、あらゆる人種が集つてゐる。或る者はもう二十二年もこの島に住んでゐて、腰の曲つた五十歳のカナカ女と結婚してゐる。彼等は皆分散して住んでゐる。そ

れは誰でも小さな畑や菜園や砂糖黍畑を持ちたいからである、<sup>2)</sup>と書いて居る。この描寫は大體において正しいと謂つてよい。しかし、露西亞は同島に對し特に深い領土的野心を抱いて居らなかつたことは、ブチャーチンは銅板を建てたり何もしなかつたことに依つて推測し得る。(尤も、次節に述べる明治八年六月八日の我が外務當局との會見において英國公使は、露國も亦やはり國旗を掲げたと謂つては居るが)。

それから、同島の島名が『小笠原島』であることに就いては徳川初期から定まつて居ることであり、そしてそれは右の如く露西亞人までが承知して居る程であるにも拘らず、何時の頃よりかこれを『無人島』と呼び、明治初年における官廳の公文書にすらも猶ほ且つ『無人島』と書かれて居たので、これを是正せしむるために明治三年六月に外務省より民部省へ致したる文書の附記として、『尙以無人島の義、文祿年中小笠原民部少輔貞頼此島を検出せしより、自ら島名となり、外國人もしか唱候よし洋書にもまゝ見え、いつとなく無人島の名は消候姿になり、不言して皇國版圖の確證顯然に有之候間、無人島とは不唱方可然存候間、此段爲御心得申入候<sup>3)</sup>』と注意を喚起して居る。かくの如きは固より當然であると謂はねばならぬ。がそれにも拘らず、明治六年頃に至つても猶ほ『無人島』と謂はれたことは、明治六年

二月十日中島租稅權頭が陸奥租稅頭に提出したる文書の劈頭に、『無。人。島。へ外國人居住致し候に付』云々といつて居るに見ても明かである。<sup>4)</sup>しかし、かゝる妥當ならざる島稱は間もなく廢絶して居ること勿論である。

1) 大日本外交文書、第七卷、第四五一頁以下。

2) ゴンチャロフ『日本渡航記』(岩波文庫本、第三五頁)

3) 大日本外交文書、第六卷、第三九六頁。

4) 大日本外交文書、第六卷、第三九二頁。

### 三 外國公使との接衝

前節に述べたる如き沿革よりして、明治政府は小笠原島が日本の屬島であることは自明の事實であると爲したけれども、これを諸外國に納得せしむるためには多大の努力を必要とした。そして、この問題について最初に問題を提起して來たのは獨逸辨理公使フラン・フラントである。彼れは明治五年三月十七日に外務省で外務卿副島種臣・外務大輔寺島宗則と會見し、次の如き問答を交はした。<sup>1)</sup>即ち、

獨「無人島はいづれの屬島に候哉、

日「日本の島也、

獨「其島の儀に付、各國より議論申出候事有之候哉、

日「議論と申程の事は無之、咄し位有之候事は可有之、先年我國より官員差遣し世話爲致候得共、水不自由、其上作物採も不出來よしに付、役員も引取申候、尤、我國屬島の儀は嘉永年中上木の地理全志にも明了に有之候（と此時讀聞る）、

獨「チャイナ・ハイロと申書中に、右島英國所轄の趣相見驚候、

舊政府の節、右島え各國人薪水等の爲め上陸候共宜鋪旨御布告相成候趣、さすれば何國にても所轄いたし候節は議論可致筋に有之候、

日「布告致候義は如何候哉、取調不申候半では不<sub>二</sub>相分<sub>一</sub>候、

獨逸公使との問答はこれで終つて居るが、これに依れば既にこのとき以前から各國公使の間では同島の歸屬が問題になつて居り、英書の中にはそれが英國領であるとすら書けるものもあるほどであるから、そこに外交交渉として解決を迫られて居る重要な問題の潜むで居ることが暗示されて居る。しかし、獨逸公使は自國に直接關係が無いため右の會見のみで打ち切つたらしい。

しかし、やかましいのは英國である。殊に當時の駐日公使ハルリー・パークスは名うての外交官であつたから、問題を愈々面倒にしたのである。さて明治六年五月十三日、パークスは外務省に外務少輔上野景範を訪ひ、次の如き問答を交はした。曰く、<sup>2)</sup>

英「無人島の儀、追々居留人増加の趣に相聞候へ共、右は貴國所屬に可有之哉、

日「固より我屬島たる事に候へ共、距島に付、未だ管轄も不<sub>レ</sub>定、布令も行届不<sub>レ</sub>申儀に有<sub>レ</sub>之候、

英「十二年前、舊政府官員を派して數月在留の上、屬吏を置、在島の人民を管し候處、僅一ヶ年を過ずして屬吏及移民（日本人）を率て盡く引拂候間、此島は全く措て問はざるものと被<sub>レ</sub>存候、

日「否、當時右一條取調中にて、已に書類等編集爲<sub>レ</sub>致居候事に有<sub>レ</sub>之候、

英「御書類拜見致度候、

日「編輯成功次第入<sub>レ</sub>御覽可<sub>レ</sub>申候、

英「米公使より何共不<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>候哉、

日「何共不<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>候、

英「此島へ當時英國人凡二十名、米國人二十名在留致し候趣の處、管轄の者無<sub>レ</sub>之故、中には亂妨人も有<sub>レ</sub>之、大に困却致し候由也、

日「我政府於て管轄行届べき目的相立候上、官員をも遣し取締相立可<sub>レ</sub>申存候、

英「舊政府官員悉皆引拂たるを見れば、御國にては已に之を棄つるものと被<sub>レ</sub>存候、最初米英國人此島に旗を立て、又御國人旗を懸け候儀にて、當時は漁鯨船等も多く據島の趣に有<sub>レ</sub>之候、

日「全島の事、書類未充分熟覽不<sub>レ</sub>致候へ共、取締無<sub>レ</sub>之候ては難<sub>レ</sub>叶、尙書類繕閱の上、所置可<sub>レ</sub>及事に有<sub>レ</sub>之候、

英「判然御國屬島と御見做し被<sub>レ</sub>成候哉、

日「然り、右様存居候、

英「書類編輯次第見致し度候、

日「承知いたし候、

即ち、パークスは先づ日本が小笠原島を放棄したものと認めると主張し、これに對し我方が然らざる旨を答へるや、英・米兩國が國旗を掲揚したることを述べ、最後に日本は飽くまでも同島を屬島と見做す意思なりやと念を押した上にて、英國の積極的主張を秘したま<sub>レ</sub>會見を終つたのであつた。従つて、右の會談では日本の腹を探る程度に止めたから、今後にわたり更に申入れを爲し來るであらうことは十分に豫想し得たところである。

その後、しばし日英兩當局間の折衝があつたものと考へられるが、二年後の明治八年六月八日、パークス公使は外務省に寺島外務卿を訪ひ、小笠原島が日本の屬島たることを恰も

否認するかの如き態度を示した。今その對話筆記を見るに、<sup>3)</sup>

英「無人島所分方の義に付、先般閣下敷上野氏より敷御談判、然し右は貴國屬地敷其邊如何、

日「拙者よりも及<sub>ニ</sub>御談判<sub>一</sub>候、右は先年我官員の派遣し候後、其儘にて、當時所分方に付専ら評議中に有<sub>レ</sub>之候、

英「右は彌貴國の屬地に爲す敷、

日「屬地に可<sub>レ</sub>爲積、殊に同所のものより取締方の義に付申來居候、幾許の事をなさば取締行届可<sub>レ</sub>申哉、其邊も協議中也、

英「彌貴國の屬地と爲事は琉球より安し、併第一屬地に至るに難からん、

日「十ヶ年前敷、我官員を派遣し、一應取締方に手を付候、

英「夫は英國も同様、英國は既に旗章も揚置候、其後米國も同様、且魯國もありし、

日「其跡を日本より手を付候、

英「跡なれ共、其後其儘に流行候、是非同所は屬地に爲す敷、

日「其邊未定、手を付、夫文の事ある敷、徒其義の見積が第一に候、

英「他國にて手を付候とも、是非日本のものと爲敷、

日「最後の着手は日本屬島に違なければ、他國より着手せば異論なきを得ず、

英「御取締の義、何頃決すべき哉、

日「其邊如何取調居候哉、海軍の船は遊び居候間、格別面倒も有之間敷候

等の押問答があつた。こゝに現はれたるパークスの態度は相當に強硬であつて、日本の屬島たることを否認しつゝ、恰も威嚇するかの如き口吻を以て、飽くまで同國を日本領とするのか、と前後實に四回にわたつて繰り返し反問して居る。しかし、同島が眞實に英國領であると確認せるならば、かやうな問答などをなさないで直ちに同島を占領したであらうけれども、それを敢て爲し得ないところに英國の主張に弱點があり、正當でなかつたことを物語つて居る。然らばその弱點とは何であるかといふと、既に遠く文祿年間から日本の屬島たる同島へ文政十年に英國々旗を掲揚したることあるのみにて、その國旗を掲揚したることが不當であるばかりでなく、何等の現實的支配をもなさずして數十年を経過し、その後に至り幕府が幕末に役人を派遣して同島の支配を一ケ年ばかりではあつたけれども現實に行ひ、しかもこれに對し英國は何等の抗議をも提出することが無かつたのであるから、今になつて漸く、舊幕府が僅か一ケ年にして同島を引揚げてしまつたのは之を放棄せむが爲めではなかつたか等と言ふに至つて居る所以である。故に我方が斷然強硬に出たならば案外問題は簡單に片付

き得たかも知れないが、明治六年の上野外務少輔とパークス公使との會見以來二ケ年を閱するも未だにパークスは強腰を持って譲らないのは、要するに我が政府内において小笠原島の經營につき積極と消極との兩論が相對峙して容易に廟議を決定し得なかつたのに附け込むたものとも考へられるのである。なほ同島の經營論に就いては後節において詳論する筈である。かくてパークスは又もや同年十一月五日に寺島外務卿と會見し、依然として小笠原島が日本の屬地たることを否認して次の如き問答をなして居る。

英「小笠原島えの舟は何頃出帆相成候哉、

日「今日も承合候處、未だ其義も不<sub>レ</sub>定義に付、出帆期日も難<sub>ニ</sub>相分<sub>ニ</sub>候、扱て兼て御咄有<sub>レ</sub>之候貴國人乗組の儀は別に差支は無<sub>レ</sub>之候得共、飲食等の都合は如何なるものか、

英「拙者方にて別に一船を派出候積に付、此度の便船は相願間敷候、一體同島の義は二ケ年前よりも度々相同候義にて、同地に在る人民共も管轄無<sub>レ</sub>之故、大に困却致居候様子にて、同島に在る我國人よりも度々申來候事も有<sub>レ</sub>之候、此度同島御着手相成候上は、彌貴國の屬地と御定相成候義に候哉、

日「然り、

英「何等の緣由を以て貴國の屬地と被<sub>ニ</sub>相定<sub>ニ</sub>候哉、

日「是迄の手續もあり、又近島の義故、我管轄と定むるなり、



英「近島なる故屬地と定むるとの説は難當候、若し遠近を以て屬否を定むるならば、琉球島は支那の屬地と云ふも可ならん、

日「従前よりの手続きもあり、又十年前には我官吏をも派遣せし位なり、

英「官吏を派遣せしは貴國のみならず、米・魯又我國よりも派遣候、

日「夫は政府より命じてか、

英「然り、

日「最後に官吏を派遣せしは我國なり、又近海に在る群島を其儘に致し置くは國の爲に不<sub>レ</sub>宜とは古哲の金言も有<sub>レ</sub>之、旁以て今般着手する事に決定せしなり、

英「貴國にて御所轄相成候はば、他國より異論を申立間敷候、

この會見においても亦パークスは執拗に小笠原島が日本領たることの理由如何及びそれに就いての我國の決意を大いに追求して居るが、我方が強ひてこれを屬島なりと主張するに及むで、遂に流石のパークスも止むなく折れてこれを承認せざるを得ざるに至つたのである。英國が如何にこの東海中の一小島に對してすらも滿々たる野心を抱いて居つたかが、こゝに手に取る如く明らかさまにさらけ出されて居ることを看取し得るであらう。尙、パークスは右の談中で琉球の問題を持ち出していやがらせを謂つて居るが、琉球は當時わが國と清國との間

に領有に關し爭議中であつたことを彼れは固より十分に承知して居たからである。

かくて、パークスは止むなく小笠原島が日本の屬地たることを承認したのであるが、既に前回の會談においても問題になつて居たところの、わが國が小笠原島へ官吏を派遣して實狀を調査せしめる故に、英國官憲も亦これに同行することに話合ひが決つて居た。そこで、パークスは十一月八日に寺島外務卿に對して一書を送り、「無人島え罷越べき日本船出帆の日限相定候次第御報告被<sub>レ</sub>下度、且同船名前、其外乗組貴國官員姓名、尙又無人島を貴國政府支配に復する爲の取計を爲<sub>レ</sub>致候積りにて御遣相成候哉否、是又御報告被<sub>レ</sub>下度<sup>5)</sup>」とて、日本の一舉手一投足に就いて報告を徴し、且つ重ねて我が官吏派遣の目的を尋ねるのであつた。そこで、寺島外務卿は同月十二日にこれが回答を發して、「我官員派遣の旨趣は、御來意の通り右小笠原島を我政府の所轄に相定可<sub>レ</sub>申見込を以て、準備のため差遣候事に有<sub>レ</sub>之候、且、派遣可<sub>レ</sub>致官員は外務省四等出仕田邊太一・大藏省租稅權助林正明・内務省地理察七等出仕小花作助・海軍大尉根津勢吉・外に隨行官員凡五名、官船明治丸え乗込、來る十六日頃當地出發の積りに有<sub>レ</sub>之候<sup>6)</sup>」と我方の決意および準備を卒直に通告するところがあつた。

この回答を得たる英國側では日本と同時に軍艦を派遣することに決したるものの如く、十

一月十七日に英國公使館書記官ブランケットと寺島外務卿との會見において、英國は軍艦ケ  
ーリー號を派遣することを言明して居る<sup>7)</sup>。しかし、この點につき田邊以下の出張官吏はいさ  
さか納得し得ざるものがあつたらしく、外務・内務・大藏の各卿および海軍大輔に對し、英  
國が如何なる目的を以て軍艦を彼地に差遣するのであるか、萬一出先にて我方と紛擾を生ず  
るが如きことがあつてはならぬから、あらかじめこの點を伺ひたいと申し出たので、右の三  
卿および大輔は、紛紜の生ずる懸念なし、若し紛議を生じたならば復命の上にて處置を講ず  
る方法もある<sup>9)</sup>、と諭して居る。しかして、小笠原島出張の首席官東田邊が外務大丞等に宛た  
る十二月二日附の報告書に依れば、英艦との間は至極圓滿に行き、同島の所屬論などにも一  
切言及するところが無かつたとて満足の意を表して居るのである<sup>10)</sup>。

かくして、最も難物であつた英國は漸くのことと納得したが、猶ほ米國が残つて居る。し  
かし米國は英國とは異つて殆んど全く同島に對する野心を抱いて居らなかつたから、別に大  
した問題もなく解決に到達した。即ち、明治六年八月、駐日米國公使デロングは一書を副島  
外務卿へ差出し、小笠原在住の米人ベンジャミン・ベーズなる者がペルリ以來の沿革を説い  
て、同島の米國領たる所以を申し出て來たので、これに對する本國政府の指示を求めたるに<sup>11)</sup>

本國政府からは、「曾てコモドール・ペルリが日本へ航渡せし時、船隊中の一艦彼の島々  
〔小笠原島〕を見分し、合衆國の名を以て此島々を居有せし一件既に吟味を経たり、然るに右船  
隊中の一艦の此島に至るや更に國會の免許を得し事なく、其後といへども當政府に於て彼海  
軍士官の前意を補助するの主旨あるを知らず、因て萬一合衆國の住民ありて住居を求めん主  
意の爲に此島に滞るあらば、是ら其所行に付、我政府より保護を與ふる爲の明許もなく、  
又默許もなき者共也、此景況に方つて、彼の者共は正に地球上疎濶の土地に集り住せんと決  
して、定めて歸郷の念なく、合衆國を棄却せし者共とす、之に因て合衆國民たるの權は我と  
其職掌とを廢棄するものなり<sup>12)</sup>」との指示のあつたことを通告して來た。これで米國との關係  
は全く問題なく處理し得たのであつて、英國公使パークスがしばしば米國も亦小笠原島へ國  
旗を掲揚したことを強調して我が當局へ迫つたのは全く笑止千萬であり、それは取りも直さ  
ず英國の主張に少しでも利用せむが爲めであつたに外ならないと謂はざるを得ない。

これで前後四ヶ年有餘にわたる外國との折衝も一應終りを告げ、我方の所期の目的が漸く  
にして實を結むたのであつた。今にして思へば眞に危いところであつた。このとき若し英國  
の貪婪飽くなき侵略主義的政策に引き懸つたとしたならば、今日、わが國防的安全性は果し

て如何になつて居ることであらうか。轉々戰慄を禁じ得ないものがあるではないか。

- 1) 大日本外交文書、第六卷、第三九八頁。
- 2) 大日本外交文書、第六卷、第三九七頁乃至第三九八頁。
- 3) 大日本外交文書、第八卷、第三五六頁。
- 4) 大日本外交文書、第八卷、第三六二頁乃至第三六三頁。
- 5) 大日本外交文書、第八卷、第三六四頁。
- 6) 大日本外交文書、第八卷、第三六五頁。
- 7) 大日本外交文書、第八卷、第三六六頁。
- 8) 大日本外交文書、第八卷、第三六四頁。
- 9) 大日本外交文書、第八卷、第三六五頁。
- 10) 田邊外務省出仕の報告書はその一部において曰く、『英艦歸航幸便を以、一簡拜啓候、小生去月廿一日正午横濱拔錨、海路無滞同廿四日早朝小笠原島二見港拔錨候、兼て承及候英艦カローも引續廿六日入港、横濱領事ロベルトン氏乗組候、島民此迄訴出候事件等取り糺候趣に御さ候、所屬論杯には固より相渉不申、且本島の所屬、本邦條理は自然黙認致居候様子、聊の葛藤も無之、大安心仕候。』(大日本外交文書、第八卷、第三六六頁)とある。
- 11) 大日本外交文書、第六卷、第三九八頁以下。
- 12) 大日本外交文書、第六卷、第四〇〇頁。

#### 四 小笠原島放置論

わが外務當局が百戦練磨の英國公使パークスを相手にして、小笠原島が日本屬地たることを論辯これ努めて居るときにあたり、何たることであらう。太政官および大藏省においては同島の放置論が有力に唱へられて居つた。その理由として擧げるところに依れば、小笠原島が日本の屬地たることは疑問の餘地がないが、元來、同島は南方の小島であり、これを開發するについては資本を投下するも得るところが無い、といふにある。それで、そこへパークスが附け込んで強腰になつて來たのである。

既に第一節において論及したる如く、明治三年六月には民部省から外務省に對して同島開拓の必要上、同島在留人の國籍に關し照會を發して居り、また降つて明治六年一月及び二月にも税法定定の必要に基き中島租稅權頭から陸奥租稅頭に同島の歸屬につき指示を求めて居るほどである。

かくて、この問題の基本的解決は色々な方面から急務としてせき立てられて居たので、明治六年三月十日に至り大藏大輔井上馨は正院へ伺書を提出し、『我國八丈島東南に有之候小

笠原島一名無人島の儀に付、横濱税關より別紙伺出候、右は隔海の小島にて、他年物産増殖し有益の見込も無之候間、先づ度外に被爲差置候方可然存候<sup>1)</sup>と具申した。これは要するに同島を現状のままに放任して置かうとするものであるから、日本の支配權が現實的に行使されて居らなかつたこの當時においては、他國が名を居住民保護に藉りて同島の實力的占領をなすの間隙を與ふる危険のあることは容易に推測せしめられるのである。

ところで、大藏省は更に右に引續き同年五月三十一日に大藏省事務總裁參議大隈重信の名を以て三條太政大臣に對し、至急これが指示を求めたいとして、『我國八丈島東南に有之候小笠原島の儀に付、横濱税關より申遣候次第有之候に付、當省見込前大藏大輔より上陳仕候〔これは右の井上大藏大輔の上申を示す〕、右は各國商船等同島え向け出港免狀願出候儀屢有之、税關於て強て可差拒辭柄も無之候に付、尋常の手續を以差許來候趣に候得共、若我國に屬し可申儀も候得ば、同島は不開港場の儀に付、御條約面に對し不都合を極め可申、且又輪出入に付ては、税則において内外の區別も有之、旁以前條取計方差支候間、速に御決義御指揮相成候様仕度<sup>2)</sup>と伺ひ出て居るが、この文中において、同島が若し我國の屬地ならば云々と謂つて居るあたりは、外務省の見解と相當の隔りがあり、少くともその確信の度合にお

いて撥を一にせざるものがあるかの疑ひを生ぜしめられる節がある。

茲に於てか、太政官では協議の上、取敢ず本件は『前大藏大輔見込に任せ置、税關取扱方等暫く是迄の通取計置可申事<sup>3)</sup>』と放置の指令を決定はしたものの、猶ほ何となく氣にかかつたものと見えて六月十四日に塚本少内史は外務大丞等に對し、小笠原島は放置するがよろしいと考へるが、外務省の意見を至急通達して欲しい、との通牒を發して居るのである。<sup>4)</sup>

しかしながら、この放置論は間もなく姿を消してしまつた。それは、國際狀勢がこのやうな消極的見解を許さなかつたことと、元來放置論そのものは深い理論的根據があつてのことではなくて、單に眼前の技術的・經濟的な立場からのみ説かれたものに過ぎないから、次第にその影を潜めて行つたのは當然であり、そして明治六年の後半期頃からは積極的經營論の前に屈してしまつたのである。ただ、吾人としてこの放置論を看過し得ないのは、對内的よりも寧ろ對外的に有する意義を認めるからであつて、他の時代におけると同じやうに、國論が統一されて居らなければ外國に乗ぜられる危険があるのである。が兎に角、この消極論は外務省その他の積極論によつて一たまりもなく聲を潜めてしまつた。それは固より當然のことである。次にそれを述べやう。

- 1) 大日本外交文書、第六卷、第三九二頁。
- 2) 大日本外交文書、第六卷、第四〇一頁。
- 3) 大日本外交文書、第六卷、第四〇一頁。
- 4) 塚本少内史より外務大少丞宛たる文書に曰く、『小笠原島の儀に付、別紙の通大藏省より上陳有之候に付、熟考候處、抑此島嶼は文久年間舊幕府より官吏被指置、八丈島居民相移開拓着手、外國人へ右島嶼は皇國へ屬候儀及布告候處、同島物産蕃殖の見込も無之、費用許多に付、追々御國民は爲引拂、其後外國人而已雜居の地と相成候得共、外國人は前布告に基き未だ皇國屬島と相認候儀に候、就ては官員被差遣、島中規則等も夫々相定め候は當然に候處、方今用度御多端の折柄、産物蕃殖の目的も不立荒嶋え御國財投没も無益の儀に付、前大藏大輔見込に任せ暫く度外に附し、其儘被指置候方、然被存候條、大藏省之別紙御指令案取調候處、右は外國關係の事件、尙御省御見込の儀も可有之候間、前大藏大輔並に大藏省再上陳御指令案共取東御回し申候條、御見込の件々至急御回報有之候様致度、此段及御回議候也、』(大日本外交文書、第六卷、第四〇〇頁乃至第四〇一頁)と。明治六年の六月頃においても未だこのやうな状態であつたのである。

### 五 小笠原島の積極經營に決す

小笠原島に關する國策未だ決定せず、一方には放置論すら飛び出して居るときにあたり、外務省では本件に關し外國殊に英國公使と困難なる折衝を行ひつつあつたのであるから、かかる際に前節の註四に引用したる如き塚本少内史からの消極論に基く照會があつたので、副

島外務卿は直ちに(八月十四日)三條太政大臣に向つて上申書を提出し、同島はこれを放置すべからず、海軍省の直轄となすべき旨を開陳した。即ち、『小笠原島の儀に付、中島租稅權頭申立書並大藏省上陳の書面とも相添御垂問の趣致、熟考候處、同島の儀は、我部内たる素より不俟論、然るに航海不便なるより殖民の方法達せず、近年外國人私占の地となり候處、去る辛酉年間幕府外國奉行等を遣し島勢を巡知せしめ、吏を置て在島の外民を管し、夫々受書をも取置候末、物事多端遂に開植の業を廢弛す、然るに維新百度更張の時に會し、却て是を度外に捨るは尤不可然義に有之候、但國費多端の際、一時に開手候は無益の儀に有之、去り度外に差置候ては、横濱港より物品積載、小笠原島へ向け出帆を願ふとも、又彼島より土産積來り輸入を願ふ時も、是を默認して輸出入せしめざるを得、甚是快然ならざるのみならず、諸般規則に關涉し甚不都合に付、是則度外に差置難き筋に有之候、依て勘考候に、同島開植の事は暫く擱き、當分海軍省にて爲取扱、品川碇泊の船艦の内より繰合せ一年一兩度づ、試運轉旁彼島迄往復せしめ、官廳取立、尙又同省官員・本省官員等も寄留致し、島民の扶助並取締の方法を設爲し候得ば、我政府の保護中に在る外民に付、我海關へ向け遞送の物品類は免狀・收稅等の處分を施與候とも差支候儀は無之、如此相定候後、

漸を以通信往來等の便宜を開き、我刑民の内流移に可<sup>レ</sup>處者は實決せしめ本島え移植、追々開拓、漁獵の利を興し候はゞ、全島維持の用途可<sup>レ</sup>相立、就ては相當の官吏壹兩名今一應本島え派出、實地檢閲爲<sup>レ</sup>致、尙以後の確法可<sup>レ</sup>相立<sup>1)</sup>存候、仍て御下問の書類返上、且從前取調候本島關係の書類三冊相添、此段上申候也、<sup>1)</sup>と言ひ、同島の現状が到底そのまま放置すべからざるものであることを力説するところがあつた。しかし、それにしても所論の内容は開拓論としては未だ甚だ幼稚であり、積極的經營論といふには程遠いものであるが、ただ前節所述の現状放置論に比較するならばその立論において全然異なるものである。尙、副島は同島を海軍省の直轄となすべきであると謂つて居るけれども、これより二ヶ月前に上野外務少輔が三條太政大臣に宛たる上申書においては、現状を放置すべきでなく、同島を葦山縣の管轄となすべき旨を述べて居る。<sup>2)</sup>これに依つて見ると、外務省においても管轄そのものに就いては未だ結論に達せず、諸説のあつたことが知られるのである。

外務省が副島の名を以て太政大臣へ意見を具申したのは右の如く明治六年八月であつた。然るに太政官においては容易に意見を決定し得なかつたものの如く、三ヶ月餘を過ぐるも何等の指示もないので、十二月九日に至り外務省では新外務卿寺島宗則の名を以て岩倉右大臣

に對し小笠原島の處分につき再度陳述し、『同島の儀は彼我の別判然不致、誠に方今多人數外國人住居いたし居候付、今通りにて打捨置候ては彼是不都合不少、已に同島は日本政府の所屬なる歟の旨英公使より申立の儀も有<sup>3)</sup>之候間、旁速に御評議有<sup>3)</sup>之度、此段申進候也、』と促すところがあつた。英國公使に執拗な談判を持ち込まれて居た外務當局としては、他の如何なる方面よりもヨリ以上に本問題の急速なる解決の必要を痛感して居たこと想像に難くないところである。

かやうに再度の上申を受けて至急解決方を求められたる太政官としては、別に何等の腹案も無かつたらしく、同月二十三日に外務省に對し、『小笠原島之儀者、舊幕府に於ても官吏差遣し、取締筋其外着手候儀有<sup>4)</sup>之、固より御國版圖たる儀者既に判然之處、維新以來御多端の際改て御處置も無<sup>4)</sup>之、今日に至迄其儘被<sup>4)</sup>差置候處、外國船之内往々同島へ向け出帆免狀申請候者も有<sup>4)</sup>之、彼是不都合不少に付ては、今後相當の施設を以て、島民撫恤・土地取締及船艦往來之規則等を相立、漸々殖民・漁鹽・種藝を始、土地適當の利益を興し、全島羸瘵の術を被<sup>4)</sup>爲<sup>4)</sup>盡候御旨意に付、大藏・海軍兩省へ協議の上、差向着手の順次取調可<sup>4)</sup>伺出、此旨相達候事、』といふに至つて居る。しかし、これは未だ具體案が出来て居らなかつたとい

ふだけで、積極的に開發に乗出すべき決意はこれに依つて窺ふことが出来るのであつて、これを六ヶ月前に比較すれば非常な變化であり且つ前進であると謂はねばならぬ。

意見の具申を太政官より促されたる外務省では翌明治七年一月二十九日、寺島外務卿より三條太政大臣に對し『海軍省より年中に度數を定め船艦往來を開き、外に官員を選んで在勤せしめ、前年舊幕府にて同島處分の方略に倣ひ、移住の外民を管束し實地を目撃して逐漸開拓之方法を定め、畢竟御國版圖たるの實權外人見認め候様相成候得ば可<sup>レ</sup>然、巨細は前外務卿副島種臣より建白の通にて、但し外交に關せる事務は本省職掌にて候得共、同島處分の儀は即今内務省の主任と存候<sup>5)</sup>』と上申した。これに依れば、小笠原島は海軍・外務・内務の三省にて關係することとなるが、ただ同島の處分（開拓）は内務省が主管し、その外交事務は外務省これにあたり、海軍省は主として交通線の確保や同島の警備等に任ずるといふ具合に分擔されるわけである。

しかしながら、右の上申ではただ三省の管轄範圍を漠然と定めただけで、同島の具體的開發策に就いては一言も論及するところが無い。それは當時外務・内務・大藏・海軍の四省において合議を進めつつあつたからではないかと想像される。尤も、この四省會議が何時頃か

ら開始されたものであるかは明白を缺くけれども、それが前掲六年十二月の太政官の下命に基いて開かれたことは想像に難くない。然るにこの四省會議は次第に進捗して行つたものらしく、七年五月十二日に外務大丞等は内務省に宛て四省合議案を回付しその意見を求めて居る<sup>6)</sup>。これは同島の地勢や沿革から説き起し、『右の通りの理勢御座候以上は、願護御一定の上は官廳取建・民種移植等の手續、直様御着手相成可<sup>レ</sup>然儀には候得共、舊幕出張官吏引拂後渡航のもの無<sup>レ</sup>之、島中實地の形況茫乎不<sup>レ</sup>詳、ビールス占居の體も全く新聞紙或は傳問の説のみにて御さ候て、事實の處分明に無<sup>レ</sup>之間、一概の臆度懸斷候て意外の不都合可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之も難<sup>レ</sup>計候に付、差向候所伊豆七島其外測量の名を以、一艦御發遣相成、海軍省は勿論、外三省官員をも爲<sup>レ</sup>乗組被<sup>レ</sup>差遣、現今同島の實況偵察、下條四條の用途を以、同島着手の開端有<sup>レ</sup>之方可<sup>レ</sup>然奉<sup>レ</sup>存候、』といひ、以て次の如き四ヶ條の方策を示して居る。

(1) 舊幕府において同島着手の砌、セイボレといふ者が占居して居る趣を聞いて居たところ、島に着いて取調べてみれば住民の一人であつて會長といふべきものでなく、また島民達も日本政府に服従するのを嫌厭するのではなからうかと懸念して居たけれども、絶海の孤島であり往々にして海賊或は偶然來船の軍艦・捕鯨船の乗組水夫等の暴行に遭ふことも少くな

いので、大いに我政府の保護に依頼し、出張官員が一時引拂ひたる砌には大層悲んで居たほどであるから、この度とても同様の形勢であり、従つて直ちに島中に假官廳を建て、乗組官員數名を在勤せしめ、一時島中取締の規則をも作るやうに致したい。この規則は舊幕府にて着手の砌設けた方法を斟酌し、出来るだけ簡易の規則にして置き、漸を逐ふて處分するのがよいと考へる。右規則案は別紙の通りである。

(2) 兼て風聞のあるピールスとはどんな男であるか分らないけれども、新聞紙の趣にては頗る島民の爲に盡力して居るやうである。だから島民達は協同して我國の管島に異議を申し出るやも計られないけれども、本島の沿革より見ても所有の權利は我國にあるのであるから精々説諭し、ピールスの開墾地はそのまま所有させ、御用地の分は開墾料として相當の代價を支拂つてやり、また模様によつては我國の士官として勤務させ、月給は大體百弗位でよろしからう。いづれにしても、同人が島中で人望を得て居るやうならば幾重にも懷撫するやうにしたい。一體この男は小笠原島を以て米國の屬地となし、自分がこれを支配したいなどと米國公使デロングえ内願したかにも聞いて居り(この點については第二節の末尾参照)、すこぶる功名の念に燃えて居るやうだから、前文の如く取計らふならば必ず踊躍して我が命を奉ずることと考へる。

(3) ピールスを説得するのは右の如くするとして、島民たちが日本政府の保護を受けたき希望を有するならば、一人くらの異論を申し立てる者があつてもこれに耳を藉すことななく、假廳舎を建て、官吏を差遣などして、開拓に着手することとしたい。

(4) 案外、米國その他の政府で着手して居て確乎たる官廳を建て、島民保護の手續が出来て居るやうならば、その實況を十分に取調べ、歸京の上にて具さに上申し何分の指揮を仰ぐべきこと。

以上の四項目が小笠原島着手の第一歩である。そこで右の四省合議案は語を結んで、「前條四條の趣は全く同島着手の端緒を可被開第一歩にて、即今官艦被遣候節、差向候施設の方略に有之、向後開産移民の手續並取締の方法・税法等は、巡視のもの歸京・實地の見込をも承りし上、近々勸辨稟陳仕候様可仕奉存候、一體東南洋海追々颶風の候に差向ひ候間一日も早く御決議、前款相伺候件々御指令有之、發艦の儀は至急御下命有之度」と謂つて居る。

右の四省合議案に對して外務省より意見を求められたる内務省では、五月三十日に杉浦地理頭より外務大丞等に宛て、小笠原島の長官に外國人(前掲の米人ピールス)を任命することに反



對したので、外務省でも六月八日に承知した旨の回答を發し、また六月二十日に外務省は内務省に對し、小笠原島へ派遣の官員に實地談判は許さるべきであるけれども、島規則や港規則などの立案は一應復命の上にて處置することにしては如何と照會し、これに對し内務省は七月九日附を以てこれを了承する旨の回答をなすところがあつた。<sup>11)</sup> 尙その後一兩回の交渉がありたる後、八月十日に至り外務・内務兩省の意見が一致を見たので、内務卿伊藤博文は外務卿寺島宗則に宛て一書を送り、「小笠原島着手の儀に付、合議案中第三條以「懸紙」御相談および候處、出張官員於て我屬地たる所以を得と談判爲致との一句刪去致し、其他御異存無之に付、眞様上申候様御申越の趣致「承知」、右は取直候ヶ所大藏・海軍兩省へ一應打合の上、上申可致候」として、<sup>12)</sup> 大藏・海軍兩省へも訂正箇所の同意を求めたる上にて直ちに太政官へ上申することになつたのである。

然るに、意外にも支障が出て來て容易に上申する手筈が整はなかつた。その一は臺灣生蕃事件の勃發であり、他の一は大藏省の異議申立である。さて明治八年三月十八日、大久保内務卿は寺島外務・大隈大藏・勝海軍の各卿に對し、生蕃事件のため延引して居たが、この事件も漸く平和に歸したので昨年の四省合議案を上申いたし度いから、捺印の上文書を返却し

て欲しいとの通牒を發した。<sup>13)</sup> ところが、大藏省はこれに對して異議を申し出で、わが官吏を派遣する前に各國公使へこの旨を通知し、その諒解を得て置かないと思はぬ支障が起るかも知れないから、先づその手續を採ることが必要である旨を主張するに至つたのである。即ち大藏省の意見書に曰く、「本文一旦御協議相濟候儀には候得共、萬一一着を誤り候へば其關係不「容易」候に付、御再思相成度、見込の條件左に具陳致候、伊豆七島其外測量の名を以て一艦御發遣相成云々、又現今同島の實況偵察、下條四條の目途を以て同島着手の開端有之方可然云々、右は本邦屬島たる事素より判然致居候は不待論候得共、先般來同島所屬の儀に付英公使等より屢々尋問の廉も有之候儀は、畢竟數十年間何等の御處分も無之被指置候に付、不用の地と見做し候處より彼の辭柄と相成、種々異議を來し候儀に可有之、か今の處にては殆ど支那の臺灣に於けるが如き形勢に相成居候地に有之、然るを陽に名を他事に托し、其實は同島の實況巡視偵察の爲め諸官員乘艦發遣せん事、最不可然、殊に各國公使も在留致居候に付、今般同島處分可及事條等、公明正大各公使へ御告知に相成り、彼より異議申立候は、同島の來由等、事理明白に辯解說諭致し、彼屈伏異議無之上諸官員渡島着手相成候様の手順に致度、尤機事密ならざれば成らずと申事も有之候間、陰然事

を成し候も可、然事には候得共、本文事件の如きに至つては其儀固より大に異なり可、申、若一應の告知も不致發艦渡島の上、名實相反し全く同島の實況偵察の爲たる事を彼萬一認知致し異議申出候節には、假令充分の條理有之候とも、到底詐偽を以て彼を欺き候姿に相成り可、申、詰り信を同盟國に失ひ候事に立至り候ては、御國體にも關係可致は勿論、終に如何様の不都合を生じ可、申も難計、既に文久年中舊幕府にて開拓着手の時すら公然各公使へ告知の上にて、水野筑後等渡島致候處、其節迎も英米公使より彼是異議申立候振も有之、其後十數年間官吏をも不被遣、漠然御措置相成候今日に至り候ては、尙更異議申立候は無論と被存候、就ては公然各公使へ告知の上、信義を同盟に不失様、其順序を追ひ御着手に相成候方至當の義にて、且つ如此する時は其業も成し易く、又速に其功を奏候様可相成と被存候、尙厚く御熟議有之度事<sup>14)</sup>と。要するに、各國公使への通告を先決とし、その諒解を得たる上にてなすべし、といふのである。

この大藏省の見解には一理なきにしも非ずである。けれども既に第三節で述べたやうに、英國公使は當時小笠原島の歸屬問題に就いて執拗に我方へ談判を持ち込んで來て居る際であり、わが外務當局としては斷然わが屬地たることを主張して居た關係上、今これを大藏省の

意見の如く彼等に通告したならば日英兩國の外交接觸を更に紛糾せしめ、却つて我國に不利を招くことなきを保し難き狀勢下に在つたから、公平に見て大藏省の見解は當を得たものと謂ふことが出来ない。

果せる哉、内務省は眞ッ先にこれに反對した。同年四月十二日附寺島外務卿に宛たる大久保内務卿の照會は、『小笠原島着手の儀に付、正院へ上申按過日淨寫の上御廻申候處、御省御調印濟・大藏省へ廻達の末、於同省別紙の通り附箋の趣有之、抑其見込たる固より一理なき儀には無之候へども、大凡爲事百聞は不如一見、先以一應發艦、實地檢認の上、無之ては徒に席上の空論に屬し、將來着手の見込不<sup>15)</sup>相立は勿論、其上各公使へ談判の致方も有之まじく、且未だ公使へ談判不<sup>16)</sup>致以前發艦候儀は不<sup>17)</sup>苦候へども、一度談判候上は、右決極に致候までは發艦難<sup>18)</sup>相成、空しく歲月を過可<sup>19)</sup>申、不都合と存候間、云々といつて、寺島の意見を求めた。そこで寺島は同月十九日に、元來小笠原島は我國の屬島なること明白なのであるから、着手にあつて各國公使に了解を求める如きことは全然その必要なし、と答へ、その決意を明かにするところがあつた。

然るに、この點に就いても容易に議が纏まらなかつたと見え、それより二ヶ月後の六月十

日にも寺島は三條太政大臣に向つて上申し、本件は唯今専ら協議中ではあるけれども、過日（六月八日）英國公使からもこの問題に就いて申入れをなして來て居るのであるから、至急何分の解決を願ひたい、と申し出て居る。一方、内務省においても處置に窮し、遂に六月十三日、寺島に對し、各國公使の諒解を求むる件に關する外務・大藏兩省の意見双方をそのまま太政官正院へ進達したる旨を通知して居る。兩省が互ひにその見を採つて相譲らなかつた爲めである。

この上申をなしたる後、四省間では妥協點を發見するため更に三ヶ月有餘に亘り交渉したる後、漸く外務省の意見と大藏省の意見とを折衷し、出船に就いて豫じめ各國公使の諒解を求めるとはしないが、出帆の日限が決定すれば出帆する旨を各國公使に通告するといふことに落着した。即ち九月二十四日に四省より太政大臣に宛たる再上申案に依れば、『小笠原島着手方略の儀に付、四省合議の上、明治八年五月中及上申候處、前以英米を始め、各國公使へ報知の上、着手順序相立候儀と心得、尙四省協議の上、至急可及談判旨御指令有之候に付、尙及合議候處、元來同島の儀は前上申中致詳述候通り本邦の所屬に相違有之間敷候得共、舊幕府より出張の官吏引拂の後には別に渡航の者も無之、島中の實況茫乎不詳、

ピールス占居の模様亦も不分明に付、一概に臆度而已を以着手も難相成より、實地偵察の爲め官員出張爲致候儀に候得ば、豫め各國公使へ談判可致筋に無之、尤外國人多數住居候に付ては、全く報知不致譯にも相成間敷候間、何れにも官船の艦裝相整、解纜の日限略相定候上にて致報知度存候』といふに至つて居る。兎も角、これで妥協がついたのである。

それでは、小笠原島へ派遣さるる官吏は如何なる仕事を爲すのであるかといふに、この點につき十月十七日に四省の卿が太政大臣へ致したる上申に依れば、同島の現状調査のみに止め、應舎の建設などは爲さないことになつて居る。最初の四省合議案に較べると少しく消極的になつたことを知り得る。

かくして十月二十二日に外務省四等出仕田邊太一・租稅權頭林正明の兩名が小笠原島へ出張を命ぜられ、次いで同月二十九日に至り更に地理寮七等出仕小花作助が追加され、且つ又、此度の派遣の主旨および官吏の氏名等は第三節に述べた如く外國公使へ通告した。

かくの如く難航を續けつつ明治八年の後半期になつて漸く調査のため官吏を派遣することに決定を見ることが出來たのであつて、明治六年に大藏省が放置論を唱へ、太政官またこれ

に傾きかけて居た時から正に二ケ年有餘を経過して居るのである。自國領たることの明白なる一小島へ官吏を派遣することすら凡そこのやうに問題であつたといふことは、如何に當時わが國の對外關係が複雑な事情の下に置かれて居たかを推察するに十分である。しかも、事をここに至らしめた根因は實に英國公使が同島の領有につき野心を逞しふして日本の屬地たることに不法の制壓を加へ來つたが爲めに外ならず、かかる點においても亦英國の傳統的な侵略主義的・霸道的な外交政策を窺知するに足るものがある。しかし、それも遂にわが正論の前に屈服せざるを得なかつたこと既述の通りである。

尙、この事件を通じて大藏省は大體に消極的であつたことが眼につく。これに反し外務省が積極的であつたのは正に一奇といふべきであらう。

- 1) 大日本外交文書、第六卷、第四〇三頁乃至第四〇四頁。
- 2) 明治六年六月十八日、上野外務少輔が三條太政大臣へ致したる上申書は、小笠原島を放置せず、山縣の管轄となすべきであるといふのであつて、その文に曰く、『小笠原島の儀に付、中島租稅權頭申立書並大藏省上達の書面共添御下問の趣致ニ熟考候は、同島の儀、我所屬たること著しく、素より管官なかるべからず、然るに往歲より外國人獲業の爲め此地に去就し、或は在留する者數十人有之由に付、去る辛酉年間、幕府始めて外國奉行等を遣し島勢を巡視し、近傍の各嶼に至る迄標を立て、以て我所屬を明にし、吏を置て在島の人民を管し候處、其後物事多端、遂に同島

の事を熄む、然るに維新の時に膺て現に我所屬たる島嶼を度外に措き候義誠憾不<sub>レ</sub>尠、乍<sub>レ</sub>併御國費多端の際、物産蕃殖の目途未定の島嶼へ、許多の御國財を投没する亦無益の義にも有<sub>レ</sub>之、是れ大藏省上陳の度外に措くと爲す所以にして、費用を惜むの意を重しとする亦不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已義に有<sub>レ</sub>之候得共、唯度外に措くと爲す時は外船彼の島嶼へ向け出帆を願ふとも、又彼地より物産を積來るとも、是を默許して輸出入せしめざるを不<sub>レ</sub>得、是れ甚快然ならざるのみならず、將來の有爲に關し候間、同島開拓樹植等の義は暫閣措すとも、差向<sub>レ</sub>山縣管轄となし、判任官一兩名差遣、十分の體裁を張らず、唯衣食の需用を足する目的を以、縣の出張所を開き輸出入品共無税にて免狀を與、追て條約改定の後は公然たる開港地になすとも、夫れ迄の間は各國公使へ布告し、雜居外人の爲、前書の手數を許容する旨を定め置候は、假令神奈川港より彼島嶼へ輸出を願ふ時、差許候而差支有<sub>レ</sub>之間敷、且右の如く體裁を張らず一二の官員差遣迄に候は、費用も更に些少、大藏を傷ましむるに及ばずと存候、右の通御一定候は、外人へ許容する爲の假規則は別段取調可<sub>レ</sub>相伺、依て御下問の書類一同返却、此段申進候也、』(大日本外交文書、第六卷、第四〇二頁)、と。

- 3) 大日本外交文書、第六卷、第四〇四頁。
- 4) 大日本外交文書、第六卷、第四〇五頁。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第四五〇頁。
- 6) 大日本外交文書、第七卷、第四五〇頁以下。
- 7) この島規則なるものは次の如くである(大日本外交文書、第七卷、第四五五頁)。

島 規 則

- 一 島中ノ人民永住寄留ヲ不<sub>レ</sub>論總テ日本政府ヨリ之ヲ保護スヘキ事
- 一 島中ノ人民ハ永住寄留ヲ不<sub>レ</sub>論總テ日本ノ政令ヲ守ルヘキ事

五 小笠原島の積極經營に決す

- 一 島中ノ人民生死婚嫁及ヒ他國人民ノ東去共總テ島廳ニ可ニ届出ニ事
  - 一 島中ニテ亂暴狼藉ニ及ヒ其他ノ惡事ヲナスモノアラハ直ニ島廳ニ可ニ届出ニ事
  - 一 島廳ニテ不レ許地ハ私有スルヲ得ヌ又ハ私有ヲ許ス地ハ總テ券狀ヲ與フヘシ最モ之ヲ賣買セント欲スル時ハ是亦島廳ニ申立改テ券狀ヲ受ヘキ事
  - 一 漁業ノ場所ハ境界ヲ不レ定島民入交リ相稼クヘキ事
  - 一 山木ハ島廳ノ許可ヲ受ルニアラサレハ不レ可ニ伐取ニ事
  - 一 山野ノ歌類食料ノ爲可レ致レ獵取候節ハ島廳へ届出許可ヲ受ヘキ事
- 右ノ條々帝國日本政府ノ命ニ因テ定レ之者也

明治七年 月 日

出張官員姓名

尙、これと同時に『港規則』の案をも作つて居るが、ここでは省略して置きたい。

- 8) 大日本外交文書、第七卷、第四五六頁。
- 9) 大日本外交文書、第七卷、第四五六頁乃至第四五七頁。
- 10) 大日本外交文書、第七卷、第四五七頁。
- 11) 大日本外交文書、第七卷、第四五七頁。
- 12) 大日本外交文書、第七卷、第四五八頁。
- 13) 大日本外交文書、第八卷、第三五二頁。
- 14) 大日本外交文書、第八卷、第三五三頁乃至第三五四頁。
- 15) 大日本外交文書、第八卷、第三五三頁。

- 16) 大日本外交文書、第八卷、第三五四頁乃至第三五五頁。
- 17) 大日本外交文書、第八卷、第三五五頁。
- 18) 大日本外交文書、第八卷、第三五七頁以下。
- 19) 大日本外交文書、第八卷、第三五九頁。
- 20) 大日本外交文書、第八卷、第三六〇頁。
- 21) 大日本外交文書、第八卷、第三六一頁。

### 六 統治の發足

小笠原島に對する政府の積極的態度が確定し、明治八年十一月二十一日派遣官員は横濱を出帆した。一行は二十四日に同島二見港に着し、具さに島内の實狀を調査したる上にて十二月十六日に歸京し諸種の重要なる復命書を提出して居る。私は先づこの復命書に基いて同島の實況を窺ひ、兼ねて統治のための政府の具體的方策を敘述することに依つて、これに續いて起りたる同島の管轄に關する外交交渉に及ぶ前提としたい。

明治八年十一月二十四日、官船明治丸が二見港に着するや、一行は直ちに島民に對し、『申諭し度儀有之候條、今日午後二時迄に島内の家主共一統日本船へ罷出可申、此段偏く相達

候事』と下達し、仍つて參集したる島民に對し明治丸船上にて次の如き諭告を與へた。

一千八百六十一年に當て日本政府より水野筑後守・服部歸一の兩人に命じて附屬官員と共に本島へ派出せしめ、内地の民を移し官廳を建て、官員を置き、汝等所有の土地は其儘安堵せしめ、夫々島民保護の施設に及び候次第は汝等熟知の儀可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事、

今般同伴官員の一名小花作助君は當時在留官員の長官にして、汝等保護の爲に不二方骨折致し候儀は、是亦汝等熟知の儀に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事、

一千八百六十三年に當て日本在留の官員一時歸京に及び候へ共、速に右代りの官員再び本島に派出致候筈に付、其旨汝等に申諭し、國旗をも附與致し置候事、

右之通速に官員渡島せしめ候筈の處、其後庶政一新・内務多端の故を以て其儀に及び兼、遷延致し候處、幸ひ今日國內靜穩に復し候に付、我政府に於て再び本島保護の施設に及び候儀を相決し候へ共、

先年歸京以來、本島の景況詳ならざるに付、今般我至仁なる日本天皇陛下特に我輩四名の官員外務四等出仕田邊太一・租稅權助林正明・海軍大尉根津勢吉・地理寮七等出仕小花作助等に命じ、本島現今の實況を視察し、併せて汝等の營生如何を存問せしめられ候事、

右の布達に次いで、島民の姓名・人口・原籍を書出すべきことを命じ、また島民から請書を提出せしめた。その文句は、例へば『我輩母島の住民共日本政府の保護を請、且後來此島

に發令あるべき法度規則を遵守致すべく候條、敬承仕候也、』といふのである。<sup>1)</sup> しかして、このとき提出せしめたる人名簿に依れば、父島と母島との住民は戸數十四戸、人口七十一人

(内男三十七人・女三十四人)であつた。<sup>2)</sup>

ところで、復命書のうち小笠原島の一般狀況に關する部分を見るに、<sup>3)</sup> どうも一般的に甚だ平凡であるが、第一條の末尾において米人ビールスは『元來心術不正のものにて、島民も其が爲に横暴に罹り候もの不少、頗る困難を極め候由の處、昨七年十一月中踪跡を失し、即今に至るまで其行衛難相分<sub>レ</sub>趣に有<sub>レ</sub>之候得共、同人儀に付風説も有<sub>レ</sub>之候』云々と見え、また第三條において同島開發の見込につき、『同島着手に付ては、將來移住人民耕墾居住の閑地廣狹取調可<sub>レ</sub>申立儀の處、舊政府にて着手の砌、父島の内開墾いたし、或は島民所有の土地買上置候趣に候處、右は數年抛却差置候儀に付、現今或は島民の所有となり、其他先年の開墾地にて今日荒撫に屬し候場所凡三町歩程、其餘は平坦膏腴の地有<sub>レ</sub>之候得共、荆棘繁茂し難<sub>レ</sub>立入、先づ見渡候處にて凡四五町程も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之歟、此外溪間山裾の地に四五反歩位の耕墾可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>地所處々にて見請候得共、素より險路を涉り不<sub>レ</sub>申候ては難<sub>レ</sub>測候故、具に點檢致兼候間、反別廣狹確と難<sub>レ</sub>申候、乍<sub>レ</sub>去移住人民差向貳十戸位渡島相成候共、占居の地に指支

は有之間敷存候、且又母島へも渡島仕候得共、良港無之、本艦碇泊にも指支候故、數日在島仕兼候間、居住人え告諭いたし、向背相試み候までにて、勿論全地經歷の暇も無之に付、猶更耕墾地實檢致兼候得共、之を父島に比すれば地味迥に膏腴にて、平坦の場所も不<sup>レ</sup>少様見受申候、尤、當島の内沖村と申處には、現今日耳蔓人住居罷在候、右村の外巽崎と唱候所にも候哉、一昨年中一時住居人有<sup>レ</sup>之、其他の場所は未だ占居開墾致候事無<sup>レ</sup>之土地而已に付、追々開墾着手致候は、父島よりは却て許多の人員移住致候様可<sup>レ</sup>相成<sup>レ</sup>と推考仕候、』と述べて、少くとも經濟的見地からは餘り期待する程でもないやうな筆致である。しかし、もとより經濟的にも全く無價值であるといふわけではないから、少數の移住民を送るべきことを主張してゐる。それにしても、同島の軍事的價值について一言の論及もないのはどうしたことであらうか。勿論、當時の國際關係が軍事的方面にまで神經過敏になることを求めて居らなかつたにしても、海軍大尉が派遣官吏の中に加へられて居る以上は、海軍の見地から一言あつてもよいやうな氣がするのである。

次に、復命書の附屬書において小笠原島の開拓に關する具體的提案につき述べて居るところを見やう。<sup>4)</sup>それは三點に分れる。

(1) 保護の方法 本島は元來わが所屬とは云ひ乍ら、諸外國人の雜居・私占の地であるから固より内地と同一視し難く、随つて内地の規律を以て統轄することは困難であり、且つ彌々着手する上は、内外人民が移住開業して本島の興業に有利なる見込のあるものは之を許可するやうにして、専ら移住せしめるやうにすべきである。ただ外國人は條約上に特權を保有して居るから、彼等はその特權を本島の上に乗せて推し及ぼし、それが爲に制肘矛盾のことも多く迎もやりにくい。だから、内地の開港場と同じやうにやるわけには行かない。いづれにしても本島在住者は現在および將來に亘つて我が保護を受け我が政令を遵守せしめなければならぬから、本島に限り別に一種の規則をつくる必要がある。就ては、先づ本邦在留の各國公使と談合ひ、本島所屬の由緒及び島民嚮化の現状等を通告し、本島に限り特別の處分をなすことを承諾させる必要がある。そして、その上にて官廳を建て官吏警卒等を派遣し、また右の規則に基いて諸般の規則を作り、島民に遵守させるやうにしたい。それ等の經費に就いても大體の見透しがついて居るから御詮議を仰ぎたい。<sup>5)</sup>

(2) 島民移植の途 本島の統治に着手する上は、内外の人民を撰ばず本島へ渡來して業を興す見込のある者は在住を許可し、いづれもその願ひに應じ相當の地所を支給し耕墾させ、

且つ租税の如きも凡そ十ヶ年ほどは免除してやるやうにしたい。また日本人は私立會社たる個人たるを論ぜず耕地を支給し、特に個人の者へは住居を貸與し、渡航費のうち船賃は無料にする等の奨励方法を講ずべきである。

(3) 通信の便を開くこと 官廳を建て官吏を派遣したる上は公用の通信は勿論、移住民の爲め及び島中の産物運搬等のため一ヶ年四回は船を往復せしむるやうに政府において引受け、この船の運航については三菱會社に命ずるやうにすれば、移住民たちも安心して開拓に従事することが出来、稼を勵み物産も繁殖するから、この經費も概算を立てて置いた。<sup>6)</sup>

以上の復命書を得たる外務・内務・大藏の三卿および海軍大輔は、明治九年一月二十七日にこれを三條太政大臣に上申したところ、二月三日に至り太政大臣より、「伺之趣は出張官員見込の次第御採用可相成候條、先以各國公使へ該島所分の手續等可及談判事、但諸規則方法等は實地所見之趣に基き四省協議の上、詳細取調更可伺出」事と指令せられ、復命書の趣旨は採用せられたが、ここで又もや外交交渉に移らねばならぬことになつたのである。

しかし、各國公使と接衝する前に猶ほ色々整へて置かねばならぬ事項が多かつた。それ

で、先づ三月四日に四省より小笠原島に對する主管省を決定されたいと上申したので、太政官では内務省をこれに指定し、<sup>8)</sup>次いで六月には四省より、各國公使へ提示すべき書簡案、<sup>9)</sup>島規則、<sup>10)</sup>港規則、<sup>11)</sup>輸出入物品税則、<sup>12)</sup>並びに御布告案の許可を求め、これは七月五日に許可になり、<sup>13)</sup>かくて同島の統治に關する國內手續はすべて完了したのである。

- 1) 大日本外交文書、第九卷、第四八八頁乃至第四八九頁。
- 2) 大日本外交文書、第九卷、第四八四頁以下。
- 3) 大日本外交文書、第九卷、第四八二頁以下。
- 4) 大日本外交文書、第九卷、第四九〇頁以下。
- 5) 大日本外交文書、第九卷、第四九四頁以下には、官廳建設費として壹萬四千二百圓・官廳用の船費その他八千圓・俸給七千二百圓・計貳萬九千四百圓が見積られて居る。
- 6) 右に關聯し船賃として「一ヶ年四ヶ度往、郵便船賃一往復二千圓の通算を以、此金八千圓、官廳用意金・移民手當等をも見込一ヶ年貳千圓」とある（大日本外交文書、第九卷、第四九五頁）。
- 7) 大日本外交文書、第九卷、第四八一頁乃至第四八二頁。
- 8) 大日本外交文書、第九卷、第五〇〇頁乃至第五〇一頁。
- 9) 次節の壁頭に引く明治九年十月七日の各國公使宛公文と同じ。
- 10) 島規則は次の如し（大日本外交文書、第九卷、第五〇二頁）。これは第五節註七に引けるものを訂正したものである。



第四 明治初年における小笠原島の歸屬問題

島 規 則

- 第一條 島中ノ人民永住寄留ヲ論セス總テ島廳ヘ届出島則ヲ守ルヘキ事
- 第二條 島中ノ人民生死婚嫁及他行歸島共總テ島廳ヘ可ニ届出事
- 第三條 島廳ニテハ不許地ハ私有スルヲ得ス又私有ヲ許ス地ハ總テ券狀ヲ與フヘシ尤之ヲ賣買セント欲スルトキハ是又島廳ヘ申立改テ券狀ヲ請ヘキ事
- 第四條 島廳ノ許可ヲ得テ新規開墾セシ地ハ其者ヘ授與シ私有ノ地券ヲ渡スヘシ
- 第五條 從來開墾ノ地ハ今ヨリ十ヶ年、新規開墾ノ地ハ開墾落成ノ後ヨリ十ヶ年其間無稅タルヘシ右期限ノ後ハ土地ノ實況ニヨリテ詮議サルヘキ事
- 但一度開墾セシ地タリトモ三ヶ年間打捨置荒蕪ニ屬スルトキハ私有ノ權ハ無之事
- 第六條 右ノ外追々島則ヲ増補スル事アラハ其都度之ヲ布告スヘシ

11) 港現則は次の如し(大日本外交文書、第九卷、第五〇二頁乃至第五〇三頁)。

港 規 則

- 第一條 内外ノ船舶軍艦ヲ除ク本港ニ投錨セハ二十四時間ニ其船長ヨリ其國名船號船長ノ姓名噸數乗組ノ人員發港地名積荷ノ品目數量及渡來ノ趣意ヲ島廳ヘ届出テ滯泊免許狀ヲ受クヘキ事
- 第二條 内外ノ船舶本港ヘ入泊セハ日本政府ニテ定メタル島規則港規則稅則及其他ノ規則ヲ遵守スヘキ事
- 第三條 内外ノ船舶出入港手數料或ハ船舶等當分ノ間總テ之ヲ取立テサル事
- 第四條 港内ニテ人畜ノ死骸ハ勿論石其他輕荷等船中ヨリ取棄ツヘカラサル事
- 第五條 内外ノ船舶本港ヘ到着ノ節其船中ニ痘瘡其他ノ傳染病相煩フモノアラハ常例ノ通避病旗ヲ檣上ニ引揚ケ置キ

島廳ヨリ許可スル迄ハ他ノ船舶及小舟又ハ陸路等ヘ往來スヘカラス且所用アリテ右船舶ヘ相越シタル官吏ヘハ前以テ病症等ヲ告知シ病氣傳染セサル様注意スヘキ事

- 第六條 出港セント欲スル船舶ハ其旨ヲ十二時間前ニ島廳ヘ届出テ出港免許狀ヲ得テ後出港スヘキ事
- 第七條 此規則ノ條款ニ違犯スルモノアルトキハ島廳ニ於テ取糺シ罪ノ輕重ヲ酌量シ金百圓ヨリ多カラス五圓ヨリ少カラサル罰金ヲ其船長ヨリ取立ツヘキ事

12) 輸出入品稅則は次の如し(大日本外交文書、第九卷、第五〇三頁乃至第五〇五頁)。

稅 則

- 第一條 本島ヨリ貨物ヲ輸出シ或ハ本島ヘ貨物ヲ輸入シ又ハ他船ヘ積移サント欲スルモノハ總テ島廳ヘ届出テ検査ヲ受ケ内地開港場海關ニ於テ現今施行スル方法ニ隨ヒ其取扱ヲ受ヘシ
- 第二條 本島ヨリ輸出スル貨物及本島ヘ輸入スル貨物ハ當分ノ内無稅タルヘキ事
- 第三條 外國渡航免許ヲ受ケタル内國船及外國船ヲ以テ本島ノ產物ヲ内地ヘ回漕スルトキハ固ヨリ無稅タルヘシト雖モ該貨物ニハ必ス回漕免許ヲ添テ回漕スヘキ事
- 第四條 外國渡航免許ヲ受ケタル内國船及外國船ヲ以テ本島ノ產物ヲ内地ヨリ本島ヘ積戻ストキハ前條同様該貨物ニハ必ズ積戻免許ヲ添テ回漕スベキ事
- 第五條 外國渡航免許ヲ受ケタル内國船及外國船ヲ以テ内地ノ產物ヲ本島ヘ回漕スルトキハ定期ノ輸出稅金ヲ内地開港場稅關ニ預ケ置キ該貨物ヲ本島ニ回漕陸揚セシ證書ヲ島廳ニ請ヒ該證書ヲ六ヶ月間ニ前ニ輸出セシ開港場稅關ニ差出スヘシ然ルトキハ稅關ニテ最前預リ置キタル稅金ヲ返附スヘキ事
- 第六條 外國渡航免許ヲ受ケタル内國船及外國船ヲ以テ内地ノ產物ヲ本島ヨリ内地ヘ積戻ストキハ定期ノ輸出稅金ヲ

第四 明治初年における小笠原島の歸屬問題

三四八

島廳へ預け置キ該貨物ヲ内地開港場ニ回漕陸揚セシ證書ヲ該税關ニ請ヒ右證書ヲ六ヶ月間ニ島廳ニ差出スヘシ然ルトキハ島廳ニテ最前預リ置タル税金ヲ返附スヘキ事

第七條 内地ノ産物ヲ本島ニ回漕スルハ無税タルヘシト雖モ本島ヨリ更ニ之ヲ外國ニ輸出スルトキハ本島ニ於テ定期ノ輸出税ヲ取立ツヘキ事

第八條 外國ノ産物ヲ本島へ輸入スルハ當分無税タルヘシト雖モ本島ヨリ更ニ之ヲ内地へ輸送スルトキハ本島ニテ定期ノ輸入税ヲ取立ツヘキ事

第九條 一旦内地開港場へ輸入セシ外國品ヲ再ヒ本島へ回漕スルトキハ前キニ内地ニ於テ收入セシ輸入税ハ爲メニ返附スヘカラサル事

第十條 阿片ヲ本島ニ輸入スルヲ許サス若シ密ニ輸入シ又ハ輸入セント謀リシトキハ現品ヲ没收シ内地開港場ニ現今施行スル所ノ罰則ニ從ヒ其罰金ヲ課スヘシ

第十一條 本島ニ於テ納税及預ケ税ヲナスハ内地開港場ニ於テ現今施行スル所ノ輸出入ノ税目ニ從フヘシ若シ從價品代價不相當ト看認ルトキハ官吏其價値ヲ鑑定シ税額ヲ増ス事アルヘシ若シ船長或ハ貨主其鑑定ノ價値ヲ不相當ト看認ストキハ直ニ島廳へ買上クヘキ事

第十二條 此規則ノ條款ニ違反スルモノアルトキハ島廳ニ於テ取糺シ罪ノ輕重ヲ酌量シ金百圓ヨリ多カラス五圓ヨリ少カラサル罰金ヲ犯人ヨリ取立ツヘキ事

第十三條 此規則ヲ改メ或ハ貨物ニ課税スル事アルトキハ必ス三ヶ月前ニ其旨公布スヘキ事

御布告接及び島民へ布達接は次の如し(大日本外交文書、第九卷、第五〇二頁)。

御布告接

小笠原島此度着手ニ付テハ右島規則並輸出入品規則共別紙ノ通相定候條此旨布告候事

太政大臣

年月日

島民へ布達接

今般島民保護ノタメ島廳ヲ設立致シ候ニ付不法ノ輩有之節へ取糺ノ上相當ノ罰ニ處スヘク依テ民事刑事ヲ論セス公裁ヲ仰カント欲スルモノハ總テ島廳へ可ニ訴出候

島廳

月日

大日本外交文書、第九卷、第五〇一頁。

七 管治に關する外交問題

以上の如く國內手續が萬端整つたので、明治九年十月十七日に寺島外務卿は各國公使に宛て小笠原島に對する我國の態度方針を通告し、「以手紙致啓上候、然ば我南海中の一屬島小笠原島の儀、昨明治八年中我政府より官吏を派遣し實際を檢せしめ候處、追々移住の者相殖候に付、今般該島に官廳を設け官吏を派任せしめ、別紙規則に従ひ取締爲致候條、此段及御通知候」として、前節の註十乃至註十二所掲の諸規則を添へて申し入れた。これが管治に關する外交接觸の始まりである。そして、この通告を與へたのは條約國たる英國・伊太利

・米國・和蘭・丁抹・白耳義・奧太利・露西亞・秘露・西班牙・佛蘭西および獨逸の十二ヶ國であつた。

然るに、果然これに對し英米兩國が強硬な態度を以て抗議を申し込み來り、就中、例の英國公使パークスの如きは態度最も頑強であつた。即ち、寺島外務卿より右の通告を受けたる翌々日（十月十九日）、パークスは寺島を訪問して先づ小笠原島に居留の外國人に對する管轄權につき會談をなし、次の如き問答を交はして居る。

英「この頃小笠原島の規則御廻し下され拜謝候、さて該島に數十名の外國人居住致居り候處、右は貴國にて管轄被<sub>レ</sub>成御見込敷、

日「然り、

英「それは甚だ六ヶ敷ことと相考候、拙者は横濱在留の領事にて支配致し可<sub>レ</sub>然様存候、

日「濱と該島との間甚しく懸隔致し居り候故、中々取締行届間敷、仍て彼地に管理官を被<sub>レ</sub>置候上は格別夫迄の處は假令外國人と雖も日本人同様島廳官吏にて取扱可<sub>レ</sub>申候、

英「千八百六十一年（文久元年）に當て該島の事を貴政府へ及<sub>ニ</sub>御問<sub>一</sub>候節、在島外國人の身分或は商法等に關し決て妨げ致間敷旨被<sub>レ</sub>答たり、又七十三年中、上野君へ問合候節も前條の意味にて御答ありし、就て拙者の考には、若し島中の外國人犯罪の事あらば貴國出張官吏にて捕縛の上、在横濱領事へ通知

相成、該領事館より出張處分致し可<sub>レ</sub>然と存候、假令重罪人と雖も貴國官吏の手にて死刑に處する等の事は出來申間敷存候、

日「一體該島は開港地に無<sub>レ</sub>之故、開港場に在る外國人と同視する能はず、仍て島廳官吏にて事の大小輕重を不<sub>レ</sub>問、總て管轄處分する積也、

英「外國人に於ても従前所有の地所有之、夫れは今般の規則施行にても被<sub>レ</sub>取上<sub>一</sub>間敷候、

日「然り、是丈の地面は自分一己にて開墾せしと云證ある分は與ふる積也、

英「派出官員は何日頃出發被<sub>レ</sub>致候哉、

日「未だ日限も不<sub>ニ</sub>相分<sub>一</sub>候、尙少々間合可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之敷、

英「急速の出發に不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>候はば尙篤と勘考仕、存付候義は可<sub>ニ</sub>申上<sub>一</sub>候、拙者も該件に付ては敢て貴政府を煩す存慮無<sub>レ</sub>之候、

會談はこれで終つたが、要するに日本において治外法權の特典を有する在留外國人を日本政府が支配するのは不當であること、従つてその犯罪人は横濱へ護送して領事裁判に附すべきであると申し込んで來たわけであるが、寺島の拒絶に遭ふや、今少しく考へて見やうといつて別れたのであるから、これで解決したのでないのは謂ふまでもない。元來、幕末の條約において彼等に領事裁判權を認めてやつた爲に、これが後々までも附き纏つて事ある毎にこ

れを持ち出され、わが外交當局者を骨折らせた問題である。従つて、パークスは右の程度の會談でこれに満足しやう筈はなく、胸中なほ潜に含むものがあつたのである。

されば、パークスは十一月十六日に又もや寺島を訪問して本問題を蒸し返し、その他の諸點にも論及して凡そ次の如き問答を重ねるところがあつた。<sup>3)</sup>

英「米公使より異存申出候由承り候、

日「然り、大體は日本政府の權不<sub>レ</sub>及と云意に候、敢て外國人を支配する譯に無<sub>レ</sub>之、同所は開港場にも無<sub>レ</sub>之故、夫丈の處は所分致候積、殊に同所へ居住の者も日本の籍に入候者へは都て規則に當候、唯相困は鯨獵船等の同島に往來するにあり、之にも輕重の犯罪人等可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、尤重罪人等は都て條約面通に取扱候積に候、

英「同島に從來居住する外國人には其權及間敷、

日「其者等は都て籍に入候積、籍に不<sub>レ</sub>入ば萬端差支候事可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、

英「從前同島へ居住する者は既に土地を所有せり、今日日本政府の有になるとも、右様の者を無理に入籍爲<sub>レ</sub>致候義は出來まじ、

日「是迄土地を所有する者へは其權理を與へ候積、

英「右様の者も其所の役人の許可を不<sub>レ</sub>得ば地所を所有する事は出來まじ、

日「然り、併し是迄の分は其權を與へ、此後の者は都て許可を不<sub>レ</sub>得ば所有を不<sub>レ</sub>許候、

英「是迄支配する政府無<sub>レ</sub>之を、其支配出來ば宜敷事故、拙者に於て彼是面倒の事は不<sub>レ</sub>申候、併支配の至當なるを好み候、幸ひに歐人は同島へは不<sub>レ</sub>居合<sub>一</sub>様考候、同島へは重もに布哇人又は未濟國人居住罷在候よし、

日「同嶋の義に付ては、既に先年米公使デロング氏より本國政府へ上申せし事ありしに、同政府に於て敢て支配を可<sub>レ</sub>爲の念願なし、然らば同國にては其人民を保護不<sub>レ</sub>爲さる上は、夫丈の事は施さねば出來まじ、

英「右は支配する計りよし、支配をすれば夫丈の取締も致さねばならず、

日「いづれ取締は可<sub>レ</sub>致、同嶋は未だ開港場に無<sub>レ</sub>之、追ては開港場内にも入ねばなるまじ、若同嶋へ貴

國人も居住致、開港場の様相成候はば、新潟邊の様領事敷を置かねばならない、

英「夫には及間敷、今日貴政府同嶋を屬地と爲すも、其人迄管轄するは條約面に其權なし、

日「土地を支配する上は、其人も管轄いたすは當然の事に候、

英「土地を所有致居候者は、前と同様の權を可<sub>レ</sub>有候、

日「公法を以て論すれば、臺灣は清國の版圖内に付、人も清國の政令を可<sub>レ</sub>仰の處、其人は清國に不<sub>レ</sub>從候、今、同島にも法令等なけれ共、向後法則相立候後、貴國人等入籍の後は、其土地を私有するの權はなくなるべし、

英「米國人は矢張米國の權を可<sub>レ</sub>有と可<sub>レ</sub>云なり、

日「是迄土地を有せし者は一般同様の權を有する事に爲し度事に候、

英「夫は勿論に候、是迄居住いたし居候ものの權を奪ふ事、日本政府ならぬ事に候、

日「土地を有する事に於ては差支候事なれども、其者どもと更に外國人へ賣買する事は不<sub>レ</sub>相成候、

英「其事は何歟差支候哉、

日「不動産の事に付論する時は大變面倒の事に候、

英「各國にて差支なしと云ば夫迄の事に候へども、唯六ヶ敷は重罪の者所分方に有<sub>レ</sub>之候、

日「然り、唯入港の船に付面倒、且六ヶ敷事可<sub>レ</sub>生、夫も遠式等の事は瑣細、

英「此程も申上候通、外國人重罪を犯す時、死罪は六ヶ敷、

この外に猶ほ論及して居る點もあるが、兎角パークスは前回の會談で述べたところを繰り返し、小笠原島在住の外國人に對して日本政府が支配權を行ふの權なきことを執拗に固執して止まないのである。實に各國公使の中でパークスほど我が外交當局者を苦しめた者は他に無いのである。しかし、この場合における寺島の答辯も相當に相手を押して居るもののあることはこれを認めてやらねばなるまい。

日本における英國の權益を擁護擴張するために自己の主張を固執して動かぬパークスは、

右の會談をなしてより八日後の十一月二十四日に至り、正式に文書を以て小笠原島居留英國人の治外法權と同島取締規則の適用とに關して申し入れをなして來た。曰く、「以<sub>レ</sub>手紙<sub>一</sub>致<sub>レ</sub>啓上候、陳ば去月十七日付貴翰を以て、客歲中貴政府より無人島實況検査の爲、官員御派出相成候末、今般該島へ人民を移し官員を置き、別紙規定に照準し管理せしめられ候御旨意の由、規則相添御申越、逐一承知候、貴政府にて右無人諸島御所領相成るべき旨拙者に於て承諾致し候に當り、今茲に他日既に閣下へ及<sub>レ</sub>御面談候次第再び申述候、自今貴政府にて右群島御所領相成候共、該島居住英民の自由權利には毫も關係不<sub>レ</sub>致義に候へば、貴政府より取締を設けられ候日には、該島英民は英政府の管轄に屬し、其所有の土地物品の如きは貴政府の保護を受け可<sub>レ</sub>申義に有<sub>レ</sub>之候、就ては御送付相成候規則中一二の箇條は該島現居住の英民并爾後該島へ渡航致すべき英民及英船には用ゆべ、からざるものに有<sub>レ</sub>之義御承知可<sub>レ</sub>相成候」と。これはいふまでもなく領事裁判制度を同島にも適用せむとするものであるが、寺島外務卿はこれに對し同月三十日に、「然るに該島儀は御承知の通り絶域不開港の地にして、外國人往來するの權利を得ざる場所に有<sub>レ</sub>之候、乍<sub>レ</sub>去我政府特別の免許を以て他の内地を旅行すると同様、貴國人の願に隨ひ時宜により該島へ往來する事を許す義も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候得共、該

島の海路遠隔なれば、取締の爲め我政府に於て取設けたる諸規則を犯すが如き輕罪の貴國人迄も貴政府の管轄に屬する譯を以て、我開港場在留の貴國領事へ引渡し、處分を托する事は實際難行届事に有之候、尤も未だ我民籍に入らざる貴國人民該島に於て重罪を犯す節は容易ならざる儀に付、右の者に限り假令急速の辨をなさずとも特別の方法を取設け最寄開港場を相廻し、貴國領事の裁判を可要儀と存候、就ては過般差進候規則中一二の箇條は貴國人民及び船艦に適用すべからざるものに有之候趣に御申越に候得共、前文陳述の通、右規則は重罪の外なれば、我民籍に入らざる貴國人に對しても施行不致ては實際大に差支候儀に有之候、<sup>5)</sup>と飽くまで前説を持してパークスの申入れを受付けない。即ち、重罪を犯したる英國人は横濱在留の英國領事の手引に引渡すけれども、輕犯の徒はたとえ英國人であるとも何國人であることを問はず、我方で裁判し處罰することにしなければ到底島内の取締を完ふることが出來ないといふのである。

右の如き文書に依る回答を得たるパークスは、又々十二月二十日に寺島を訪問して小笠原島問題を談判した。<sup>6)</sup>しかし、その内容はほぼ前回の會談と近似して居るから茲では省略するが、唯その中で『今日承る迄は日本の屬地にては無之候』と毒舌を振つて居ることを附記

するに止めて置く。それにしても、蟲の納まらぬパークスは蛇の如く執拗に今度は又もや公文を以て、十二月二十九日に寺島に宛て、小笠原島居留又は往訪の英國人は罪の輕重に拘らず英國法に依り取締らるべく、同島の特殊事情に依り之を改めるためには豫じめ英國政府の承諾を要する旨を力説するところがあつた。<sup>7)</sup>これは寺島の回答に對する回答でもある。<sup>8)</sup>

英國公使ほどではないが、それでも相當に強硬態度を持したのが米國公使ビンガムであつた。彼れは寺島外務卿より本節の冒頭に示せる通告文に接するや、十月二十七日に公文を寺島に提出し、小笠原島則第七條および稅則第十二條は條約に抵觸するから改正されたいとして『小笠原島取締規則の儀に付、本月十七日附貴翰を以て御來示の趣致承知候、就ては小笠原島は無入島の儀に候哉、又は他の群島に候哉、致御尋問候、港規則第七條に、此規則に違反する者あるときは島廳に於て之を取糺し、其罪證を認めたる上百圓以下の罰金を犯人より取立つべしとあり、又稅則の第十二條に、此規則に違反する者あるときは島廳に於て之を取糺し、其罪證を認めたる上、犯人より五百圓以下の罰金を取立つべしとあり、此等の規則は各犯人に充てらるる者に有之、且つ小笠原島開港場には外國船及び外國人も來往可致候、

千八百五十八年七月廿九日附貴政府と合衆國政府との條約第六條に、日本人に對し法を犯せる亞米利加人は亞米利加コンシユル裁判所にて吟味の上、亞米利加の法度を以て罰すべしと有之候、御了知の如く此箇條有するを以て、米國人が日本に於て法を犯したるときは常に米國裁判所に於て之を審判處刑し、曾て他の裁判所の審判處刑を受けたる事無之、又米國法律の外、他の法律を以て罰せられたる事無之候、依之右の箇條は外國人の右規則に違反する者あるときは日本官吏にて之を取押へ、其審判處刑の爲め其最寄日本在留の該國領事に引渡すべしと御改正有之度存候<sup>9)</sup>、といふのである。ここでも亦やはり治外法權を楯にとつて迫つて來たわけである。これに對し寺島は前掲英國公使に對してなしたると同じく、小笠原島の特殊事情に鑑み、輕罪の者は同島規則に依り取締るべきことを述べると共に、末尾において米國公使の奇問に答へ、「小笠原島と稱し候は俗間に無人島とも唱候由、該島は自今凡三百年已前、我士人小笠原貞頼なる者此島に到り開墾し、夫より以來小笠原島と名を改め候儀に有之候<sup>10)</sup>」と謂つた。

しかしながら、ビンガムは容易に承服しやうとしない。彼れは直ちに筆を執つて十一月二十九日に再び書を寺島に致し、小笠原島を日本國領と認むるにおいては同島居留の外國人は、日本内地におけると同様に、現行條約の規定に基きその本國法の管轄を受くべきものなる旨を力説し、重ねてそのいはゆる「權利」を主張するところがあつた。曰く、「去月中、貴我往復の書簡國務省へ差送り、我政府の指令相待居候義に有之候、併し右貴翰中外國人たる者、貴政府の許可なくして該島へ渡航すべき權利無之との旨御論述に候處、既に二十年來曾て故障なかりし該島締盟各國の通商を今更貴政府に於て禁絶可相成理由の有無は姑く指措き、該島を以て正しく貴國所領の一部と認め候時は、該島居住の外國人は貴國內地同様現存條約の保護を受け、條約面に定め有之義中にも外國人諸般の犯罪は貴國內に在る其國裁判所にて糺彈し、罪證判然たる上は其國の法律に従ひ之を罰すべきとの條約面のケ條に依り保護うべき權利有之候、將又規則中、官廳の許可を得ざれば該島に於て土地を私有する事を得ず、又官許なくして之を賣與する事を得ざるべしとのケ條は、是迄貴政府の異論も受けず數年來外國人にて占有する土地に適用すべきものには有之間敷と存候、目今同島に居住する米人サウオリと申す一家族は、自ら其土地を開墾し、既に四十六年の間占有罷在候由に有之候處、各國の習慣にては右の如き所有物の權利は、彼の如く平穩にして且つ自然の適正の道を以て得たるものに候時は、之を貴び妨碍するを得ざる義に有之候」と。かく

して、ビンガムは治外法權と土地所有權の不可侵とを切言するのである。

しかし、これは餘りに理論に走つて現實を無視せる議論であつたので、寺島は重ねて十二月七日にこれに對する回答を與へ、『此般該島へ官員を派遣候趣意は、從來該島に一定の法則無之、大に不取締に有之候より、此般官員を派し規則等相設候儀にて、外國人の該島に渡航するを禁する趣意に無之、又規則中、外國人と唱候は、鯨獵船の如き外來の船舶に乘組來り候者を指し候儀にて、既に從來該島に在て我國民籍に入る者を云に非ず、且數年來該島にて豫て土地を開墾し所有罷在候者へは改て券狀を與へ、其所有の權を確定候までにして、決して其權理を妨候譯に無之候、右は貴東中明了御承知無之廉有之候様相見候に付、更に御辨解いたし置度』と辯じた。寺島は實に大いに孤軍奮闘、よく善戰したのである。吾人は後代の史家として深く彼れに感謝するところがなければならぬ。

英米兩國公使がそれぞれ以上の如き強硬態度を以てしたのに對し、他の締約諸國は何等の異議を唱ふるところなく、我方の通告を受取るや、これを諒承する旨の回答を齎らして居る。即ち獨逸は十月二十五日に辨理公使フォン・アイゼンデッヘルから寺島外務卿に對し、

『本月十七日附貴翰を以て貴國屬島小笠原島取締規則御差送被<sub>レ</sub>下落手致<sub>レ</sub>承知候、右は本國我政府及び貴國在留我國領事へ致<sub>レ</sub>通達候、此段回答得<sub>レ</sub>貴意候』と申越したのを始め、西班牙・佛國・和蘭等の諸國よりも相前後してほぼこれと同じ内容の回答を寄せて居る。惟ふにこれ等の諸國は——佛國を除いては——いづれも我國において左程の『權益』を有し居らず、従つて利害關係も比較的少かつたから別に問題にしなかつたのであらう。

これに反し、英米兩國はその貿易關係においても在留民の點からいつても我國に多大の利害關係があつたから、たとえ小笠原島に關して直接に影響を蒙ること殆んど問題にならぬ程であるにしても、第二・第三の小笠原島事件が起つた場合には不測の影響を受けることあるべきを思ひ、これが將來への波及を防止のために理論的に抗議の連發をなしたのではないかと考へられる。のみならず、更に一層重要なことには、この兩國は既に侵略主義的外交政策を採つて居たから、あはよくば小笠原島を己が手に收めむとの野望を逞しふして居たことが根本原因であつて、このことは特に英國に就いて妥當するものである。それから佛蘭西は幕末から維新にかけては我國で相當に進出し活躍して居たものであるが、次第に凋落して英米にその地位を押へられて行つたから、本件において格別の策動をなして居らないのは必らずし



も偶然ではないと謂ひ得るのである。

- 1) 大日本外交文書、第九卷、第五〇五頁。
- 2) 大日本外交文書、第九卷、第五〇五頁乃至第五〇六頁。
- 3) 大日本外交文書、第九卷、第五一〇頁以下。
- 4) 大日本外交文書、第九卷、第五一三頁。
- 5) 大日本外交文書、第九卷、第五一五頁。
- 6) 大日本外交文書、第九卷、第五一七頁以下。
- 7) 大日本外交文書、第九卷、第五二三頁乃至第五二四頁。
- 8) 明治十年一月以降の本件の経過は『大日本外交文書』第十卷が容易に出版されないもので、不幸にして知ることが出来ない。パークスがその後果して如何なる態度に出たか、そして又わが寺島外務卿がどのやうな回答を與へて、以て本件が如何に解決されたかを解明するのは姑く後日の問題として留保して置くの外なきを遺憾とする、ここにこの點に關して切に讀者の諒恕を請ふ次第である。
- 9) 大日本外交文書、第九卷、第五〇八頁乃至第五〇九頁。
- 10) 大日本外交文書、第九卷、第五〇九頁。
- 11) 大日本外交文書、第九卷、第五一五頁。
- 12) 大日本外交文書、第九卷、第五一七頁。
- 13) 米國公使との交渉がその後如何になりたるやのことに就いても亦やはり註八参照。
- 14) 大日本外交文書、第九卷、第五〇七頁。

## 八 小笠原島問題の意義

小笠原島問題の沿革を辿り來つたわれわれは、今や國民の間に殆んど忘却されてしまつて居るかの如く思はるところの、この南海の一小島を廻つて華々しい、そして困難な外交接衝が行はれたことを回想せしめられる。寧ろ今日われわれの常識としては小笠原島が日本の領土であり且つその歸屬をめぐつて曾て重要な外交問題が起つたことがあるとは些か信じ得られざるほどであるが、それは現代吾人の國際的地位がわが感謝すべき幾多先覺の努力の賜であつて、幕末乃至明治初年の爲政家は吾人の想像を絶する苦難に遭遇したのであつた。すなはち、内には國力未だ十分ならず、國民の文化的水準また未だ低次にあつたに加へ、外には不平等條約に基く列國の重壓があつたばかりでなく、幕末以來の未解決なる外交的懸案は踵を接してその解決を迫り居る状態であつて、不平等條約の改正問題を始めとして日露間には樺太・千島の交換問題あり、日清間には國交調整問題及び琉球問題と臺灣問題あり、更にはまた征韓論で知られる日韓兩國の國交調整問題等々、實に枚擧に遑なきほどである。而もこの間において征韓論を中心とする一大政變を惹起し國內の安定は所期し得ざるかの如き有様

であつたから、この間において剛腹なる英國公使パークスを始め百戰練磨の外國公使と接衝を遂げることは實に容易ならざる仕事であつたのである。

かゝる内外狀勢の下において小笠原島問題の起つたのは必らずしも奇異とするに足らぬ。われわれの既に見て來た如く、同島は徳川初期に小笠原氏が發見したるを以てその名を島名に冠し明白にわが領土であつた。然るにその後に至り徳川幕府の退嬰的政策に依り同島は姑く放任の狀態に置かれて居た爲めに、幕末に西力東進運動が起るや圖らずも歐米の着目するところとなり、米、英兩國に依つて自國の領土なりと表明せられるに至つた。無爲なる幕府はこれに對しても猶ほ何等の手段をも施すことが出来なかつたのは遺憾であるが、僥倖にも、米國はヘルツが同島になしたる領土宣言行爲を承認せず、また英國もその後そのまゝに放置してあつたから、こゝに再び同島は既に維新直前に幕府によつて管治に着手せられ、役人を派したまた若干の移民をも送つて開發に乗出したのであるが、これは僅々一ヶ年餘にして引揚げてしまひ、かくて明治維新を迎へたのである。しかし、いふまでもなく維新政府は何分にも草創のことであるから直ちにこの南海の小群島にまで手を着けることは思ひも及ばず、兩三年を経過するうち、同島と日本本土との間に船舶の往來もあり、税關においてこれ

が處置を急速に決定する必要に迫られて居たばかりでなく、税法改革に關聯して同島に如何にして臨むべきかに就き先づ大藏省から問題を取り上げられ、漸く明治三年になつて中央政府の課題とされたわけである。

然るに、中央政府においては容易にその對策を決定し得ず、明治六年の前半期頃においてすら猶ほ同島の放置論が廟議を動かして居たほどであつた。その據つて來る事由は主として財政的原因にある。しかし、同年の後半期になると外務省を中心とする積極論が有力となり、遂に實況を調査して根本對策を樹立するために官吏を派遣するまでになつたのであるが、この前後において同島の歸屬に關して龍虎相搏つ外交談判が行はれ、主として英國の帝國主義的政策に立つパークスが同島の日本領なることを言を極めて否認するに對し、我方においては過去の沿革を説き現在の實況を談じて譲らず、遂に英國をして暗黙の裡にこれを承認するに至らしめたのは、後世のわれわれをして眞に痛快措く能はざるものあらしめたのであつた。ところが、その派遣官吏が歸京して具さに同島の實況を報告し兼て將來への對策を具申するに及んで愈々國是の決定を見、諸種の法令を制定すると共に之を各國公使に通達した。然るに、英米兩國公使は日本においてその有する治外法權の特權を小笠原島にまでも當然に適

用せらるべきでなし、わが政府が一たび公布せる法令の改正を迫つて止まず、これに對し我外務當局は小笠原島の特殊事情を説明して事實上治外法權を極めて制限的なものたらしめたのであつた。

以上に依れば、小笠原島の歸屬に關する外交戦は明白に我國の勝利であつた。それは勿論わが方に相當の理由があつたからではあるが、しかし如何に相當の理由があつてもその外交方略を誤らむか、到底、勝を制すること能はざるは外交史が明白に吾人に教ふるところである。本件の場合において我國は同島の領土權を主張しつゝ、同時に同島の現實的支配のために官吏を派遣したことが抑々の勝因であつて、若しこれを一派の唱へたる放置論に耳を傾けてそのまゝに放任して置いたならば、如何に外務省が外國公使に對し口先だけで領土權を主張しても、所期の目的を達し得なかつたであらう。何となれば、英國は同島が自國領たることを現實的に裏付けむがために軍艦を派して占領するであらうからである。若しも同島が英國のために先手を打つて占領せられたならば實に萬事休すである。わが外務省がこれに對し如何に正當なる抗議を提出しても英國の傍若無人なる帝國主義的侵略を如何ともなし得なかつたであらうことを深く懼れなければならぬ。われわれは、こゝにおいてか當時の局に當れる人々に對し十分の敬意を表さざるを得ない。

小笠原島が一小群島であるにも拘らず、英國が執拗にねらつたのは同島が占むる東亞侵喰上の位置を重視したからであらう。同島には早くから天然の良港として二見港なる港があり、既に嘉永六年に露國水師提督ブチャーチンが來訪のときにも同港に碇泊して居り、その後も各國の船はいづれも同港を目ざして集つて來たのである。故に英國にして若し同島を領せむか、ここを中繼の足場として東洋および米國との通商は勿論のこと、更にその東洋艦隊を一層強力のものとなしたかも知れない。がしかし、その結果がその後の日本外交に與ふる影響たるや真に悲しむべきものでなければならぬ。そして、同時に東亞の狀勢は或はこれに依つて一變したかも知れないのである。

更に、小笠原島の重要性は二十世紀の今日において一層その度合ひを増して來た。航空機の發達せるために、日本が同島を領して居るか否かは——そして我國が領有することは當然自明の權利であるが——全く日本の死活に關する問題である。この點はこれ以上に述べる必要が無いであらうが、要するに明治初年にこれが根本的に解決せられたことは、今日の我々としてその幸福を心底から喜ばねばならぬ。英米兩國の侵略主義的・威嚇的外交政策が如實

に示されて居るといふこと、及び日本の實力増進によつて外交的懸案の解決がなされる時期に向ひつつあつたといふ二點を示せる意味において、明治初年の小笠原島問題は吾人に各種の貴重なる示唆を與ふるものがあるのである。

昭和十七年五月十一日印刷  
昭和十七年五月二十日印刷

定價三圓六十錢

著者

細川龜市

發行者

大内義明

發行所

時潮社

東京市芝區田村町五ノ二三  
振替東京三八九一〇  
電話芝(43)一四七三  
支店會員番號一一二〇三七

印刷者

徳永種晴

印刷所

大洋洋社

配給元

日本出版配給株式會社

東京市神田區淡路町五ノ七

### 日本法制史大綱

細川龜市著  
價三・五〇 送・二〇

日本法制史の研究書は数多いが、徒に尨大を誇り簡にしてよく其の大意を講述せるものはなほだ稀である。本書は著者の大學に於ける講義案を基礎として、多年の蘊蓄を傾倒せる概説である。




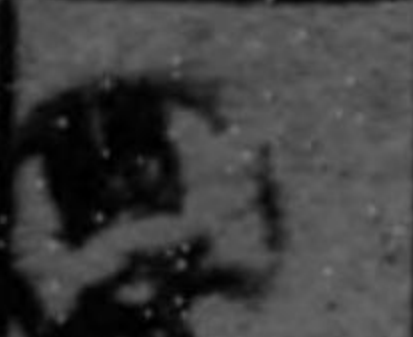




### 日本法制史要綱

細川龜市著  
價三・五〇 送・二〇

日本法制史を時代別によらず、各事項別に然かも之れを綜合的に論述せんとする著者の意圖になり、各編それぞれ親族法史・土地法史・破産法史・都市法史・刑事訴訟法史・刑法史等特殊法を動的に取扱へるもの。

922  
139

年 6 月 27 日

關  
監  
元  
濟

